

議案第7号

大阪市市税条例を改正する条例案

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）を次のように改正する。

大阪市市税条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第16条）

第2章 普通税

第1節 市民税

第1款 通則（第17条 - 第21条）

第2款 課税標準及び税率（第22条 - 第32条）

第3款 申告義務（第33条 - 第38条）

第4款 賦課及び徴収（第39条 - 第62条）

第5款 退職所得の課税の特例（第63条 - 第72条）

第2節 固定資産税

第1款 通則（第73条 - 第87条）

第2款 賦課及び徴収（第88条 - 第97条）

第3款 固定資産課税台帳（第98条 - 第102条）

第4款 固定資産評価員及び固定資産評価補助員（第103条・第104条）

第5款 固定資産の価格に係る不服審査（第105条 - 第112条）

第3節 軽自動車税（第113条 - 第127条）

第4節 市たばこ税

第1款 通則（第128条 - 第132条）

第2款 徴収（第133条 - 第139条）

第3章 目的税

第1節 事業所税

第1款 通則（第140条 - 第142条）

第2款 課税標準及び税率（第143条 - 第145条）

第3款 申告納付等（第146条 - 第154条）

第2節 都市計画税（第155条 - 第160条）

第4章 雑則（第161条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に定めるもののほか、市税の賦課徴収に関しては、法その他の法令の定めるところによる。

3 この条例の用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法の例による。

（税目）

第2条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税

2 市税として課する目的税は、事業所税及び都市計画税とする。

（課税漏れ等に係る市税の取扱い）

第3条 課税漏れに係る市税又は偽りその他不正の行為により免れた市税があることを発見した場合には、その全額を直ちに徴収する。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第4条 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）又は同

条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付の各納付期限又は当該分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定める。

（徴収猶予の申請手続等）

第5条 徴収の猶予（法第15条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか（分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。）
- (7) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、徴収の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、徴収の猶予を受けようとする徴収金の納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 徴収の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
 - (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
 - (6) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項
- 4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

- (3) 徴収の猶予をした期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (4) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (5) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項
- 5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、法第15条第1項（第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。
- 6 法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかったときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

（職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第6条 第4条の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により職権による換価の猶予（法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をいう。以下この章において同じ。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

（職権による換価の猶予の手続等）

第7条 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めると

きは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (2) 職権による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、職権による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 2 前項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 第4条の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により申請による換価の猶予（法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をいう。以下この章において同じ。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、申請による換価の猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち申請による換価の猶予を受けようとする金額
- (5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間

- (6) 申請による換価の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
- (7) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、申請による換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10第1項、第3項又は第4項の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受けた期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 申請による換価の猶予をした期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(4) 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

(5) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項

4 第5条第6項の規定は、法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた場合について準用する。

(担保を徴する必要がない場合)

第10条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(大阪市行政手続条例の適用除外)

第11条 大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する法令（条例及び規則を含む。）の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、大阪市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 大阪市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

(公示送達)

第12条 法第20条の2の規定による公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を市役所又は所管市税事務所の掲示場に掲示して行う。

(災害等による期限の延長)

第13条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条

例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までに、申告等をする事ができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

2 前項の規定による指定は、市長が当該指定をしようとする地域、期日その他必要な事項を告示することにより行う。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までに、申告等をする事ができないと認めるときは、第1項の規定の適用がある場合を除き、申告等をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長する。

4 前項の規定により期限の延長を受けようとする者は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 期限の延長を受けようとする理由

(3) その他市長が必要と認める事項

（延滞金）

第14条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後に税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、それぞれ当該各号に定める期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

(1) 第55条第1項、第134条、第147条第1項又は第148条第1項に規定する申告書

(法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) 法第321条の8第22項に規定する申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。)までの期間又は当該申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第136条第2項又は第149条第2項の規定による修正申告書に係る税額 当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

2 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 第1項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正

申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。)については、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

4 法人税法(昭和40年法律第34号)第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 5 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係（法第321条の8第4項に規定する連結完全支配関係をいう。第55条第4項において同じ。）がある連結子法人（法第321条の8第2項に規定する連結子法人をいう。第55条第4項において同じ。）（法第321条の8第4項に規定する連結申告法人に限る。第55条第4項において同じ。）は、当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第55条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下この項及び第55条第4項において同じ。）でその適用に係るものの連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 6 市長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項に規定する納期限、第4項に規定する日又は前項に規定する日までに税金を納付しなかったこと又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、申請に基づき、第1項、第4項又は前項の規定による延滞金額を減免することができる。
- 7 法第15条の9第4項又は前項の規定による延滞金額の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 減免を受けようとする理由

(3) 減免を受けようとする延滞金額

(4) その他市長が必要と認める事項

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第15条 前条第1項、第4項及び第5項に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(督促)

第16条 納税者（特別徴収の方法によって市民税を徴収される納税者を除く。）又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は、納期限後30日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

第2章 普通税

第1節 市民税

第1款 通則

(市民税の納税義務者等)

第17条 市民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第5号に掲げる者に対しては法人税割額によって課する。

(1) 区内に住所を有する個人

(2) 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しない者

(3) 区内に事務所又は事業所を有する法人

(4) 区内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この節において「寮等」という。）を有する法人で当該区内に事務所又は事業所を有しないもの

(5) 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所又は事業所を有するもの

- 2 前項第1号の区内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者については、当該区の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- 3 区の住民基本台帳に記録されていない個人が当該区内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市民税を課することができる。
- 4 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設をもって、その事務所又は事業所とする。
- 5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第18条 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第20条、第21条、第23条、第37条及び第71条を除く。第3項において同じ。）の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属する。
- 3 前2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条第1項の表	資本金等の	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託
-----------	-------	-----------------------

の第1号オ	額が	者である法人について、第18条第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)の資本金等の額が
第23条第1項の表の第2号から第9号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が
第23条第2項第1号及び第3号	当該法人	当該法人に係る固有法人
第23条第2項第2号	これらの法人	これらの法人に係る固有法人
第23条第5項から第7項まで)の資本金等の額)に係る固有法人の資本金等の額

(個人の市民税の非課税の範囲)

第19条 法第295条第3項に規定する条例で定める金額は、350,000円に法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものの控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に210,000円を加算した金額)とする。

(市民税の納税管理人)

第20条 市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、その必要が生じた日から10日以内に、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。以下この項において同じ。)のうちから納税管理人を定めてこれを市長に申告し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所

を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

2 前項前段の規定による申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 納税管理人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項後段の規定による申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 異動の内容及び異動年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 納税管理人を定めない理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

（市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第21条 前条第4項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を

受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第2款 課税標準及び税率

(個人の均等割の税率)

第22条 第17条第1項第1号又は第2号に掲げる者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。

(法人の均等割の税率)

第23条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	
エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）	

<p>オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号まで及び第4項において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 120,000円</p>
<p>(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 130,000円</p>
<p>(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 150,000円</p>
<p>(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>	<p>年額 160,000円</p>
<p>(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	<p>年額 400,000円</p>
<p>(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計</p>	<p>年額 410,000円</p>

数が50人以下であるもの	
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が5,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000円

2 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

- (1) 法第321条の8第1項の規定によって申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日
- (2) 法第321条の8第2項の規定によって申告納付する法人又は同条第3項の規定によって納付する法人 これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月の期間の末日
- (3) 法第321条の8第4項の規定によって申告納付する法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日
- (4) 公共法人等（法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるものをいう。） 前年4月1日から3月31日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散（合併による解散を除く。以下この節において同じ。）又は合併により消滅した場合には、前年4月1日から当該消滅した日までの期間）の末日

3 第1項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において区内に事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定する。

この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

- 4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。
- 5 第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は同法第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は同法第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第5項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「次項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 6 第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは「第6項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 7 第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資

本金等の額が」とあるのは「第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(所得割の課税標準)

第24条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

- 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

(所得控除)

第25条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項及び同条第3項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 2 所得割の納税義務者については、法第314条の2第2項、第7項及び第12項の規定により、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除額を控除する。

(所得割の税率)

第26条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

- 2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(法人税割の税率)

第27条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

- 2 法人税割の税率は、法第321条の8第1項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定により申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

(調整控除)

第28条 所得割の納税義務者については、その者の第26条の規定による所得割の額から、法第314条の6各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(寄附金税額控除)

第29条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、同項及び同条第2項に規定するところにより控除すべき額（以下この項において「控除額」という。）を、その者の第26条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する寄附金として市長が指定するもの

- ア 所得税法第78条第2項第2号若しくは第3号に掲げる寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であること
- イ 市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であること
- ウ 市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行う法人又は団体に対する

寄附金であること

エ 平成28年1月1日以後に第17項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過していない寄附金（その取消の日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

オ 市税の滞納がない法人又は団体に対する寄附金であること

カ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下この号において「暴力団密接関係者」という。）でなく、かつ、その役員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団密接関係者でない法人又は団体に対する寄附金であること

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する金銭として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭であること

イ 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会である公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

ウ 市民の福祉の増進に寄与することを目的とする公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

エ 平成28年1月1日以後に第17項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過していない金銭（その取消の日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

2 前項各号の規定による市長の指定は、寄附金を受領する法人若しくは団体又は金銭の支出の相手方である公益信託の受託者の申請に基づき、行うものとする。

3 第1項第1号の規定による市長の指定に係る前項の申請を行う法人又は団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

- (2) 第1項第1号の規定による市長の指定を受けようとする寄附金の内容
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第1項第1号の規定による市長の指定を受けようとする寄附金が、同号アに掲げる要件に該当することを証する書類
 - (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - (3) 市内に事務所又は事業所を有することを証する書類
 - (4) 役員の氏名、生年月日、性別及び住所を記載した書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 5 第1項第2号の規定による市長の指定に係る第2項の申請を行う公益信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 - (2) 第1項第2号の規定による市長の指定を受けようとする金銭の内容
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第1項第2号の規定による市長の指定を受けようとする金銭が、同号アに掲げる要件に該当することを証する書類
 - (2) 信託行為の内容を示す書類
 - (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）
 - (4) 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会であることを証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 7 第1項の規定は、同項各号の規定による市長の指定を受けた寄附金又は金銭（以下この条において「指定寄附金等」という。）のうち、第2項の申請のあった日の属する年の1月1日（第1項各号に規定する市長の指定の要件（同項第1号才及び

カに掲げるものを除く。)に該当することとなった日が当該申請のあった日の属する年の1月2日以後である場合にあっては、当該要件に該当することとなった日)前に所得割の納税義務者が支出したものについては、適用しない。

8 第1項各号の規定による市長の指定の有効期間(この項の規定による有効期間の満了の日までに第10項の申請に対する処分がされない場合における第13項の規定によりなお効力を有することとされる同日から当該処分がされるまでの期間を除き、次項の有効期間の更新がされた場合における当該更新された有効期間を含む。以下この条において同じ。)は、第2項の申請のあった日(次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の第1項各号の規定による市長の指定の有効期間の満了の日の翌日)から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までとする。ただし、当該申請(第10項の申請を含む。)のあった日において、当該申請に係る指定寄附金等が、当該申請のあった日から起算して5年を経過する日の属する年の12月30日までに第1項第1号ア又は第2号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合にあっては、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。

9 前項の有効期間の満了後引き続き指定寄附金等について第1項各号の規定による市長の指定を受けようとする指定寄附金等を受領する法人若しくは団体又は指定寄附金等の支出の相手方である公益信託の受託者(以下この条において「指定寄附金等の受領法人等」という。)は、その有効期間の更新を受けなければならない。

10 前項の有効期間の更新を受けようとする指定寄附金等の受領法人等は、第8項の有効期間の満了の日の6月前から2月前までの間に、市長に有効期間の更新の申請をしなければならない。

11 第1項第1号の規定による市長の指定に係る前項の申請を行う指定寄附金等の受領法人等は、第3項各号に掲げる事項を記載した申請書に、第4項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

12 第1項第2号の規定による市長の指定に係る第10項の申請を行う指定寄附金等の

受領法人等は、第5項各号に掲げる事項を記載した申請書に、第6項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

13 第10項の申請があった場合において、第8項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の第1項各号の規定による市長の指定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

14 市長は、第1項各号の規定による市長の指定をしたとき又は第9項の有効期間の更新を行ったときは、その旨を告示する。告示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

15 指定寄附金等の受領法人等は、第1項各号の規定による市長の指定を受けた後において、第2項又は第10項の規定により申請した事項に異動があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に、その証拠となる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 届出をする者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 異動の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

16 指定寄附金等の受領法人等は、毎年3月15日までに、前年中に受領した指定寄附金等（第7項の規定により第1項の規定の適用を受けない寄附金又は金銭を除く。）について、次に掲げる事項を記載した報告書に、第2項又は第10項の規定による申請に係る事業（前項の規定により異動の届出を行った場合には、当該異動後の事業）を行ったことを証する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 報告者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 寄附等をした者の氏名及び住所

(3) 寄附等の金額

(4) 寄附等を受領した年月日

17 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項各号の規定による市長の指定を取り消すことができる。

(1) 指定寄附金等が第1項各号に規定する市長の指定の要件（同項第1号エ及び第2号エに掲げるものを除く。）に該当しなくなったとき

(2) 指定寄附金等の受領法人等が正当な理由なく第15項の規定による届出又は前項の規定による報告を行わないとき

(3) 指定寄附金等の受領法人等の不正な手段により指定寄附金等に指定されたことが判明したとき

(4) 指定寄附金等の受領法人等が法令違反その他公益に反する行為を行ったとき

(外国税額控除)

第30条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合には、同条に規定するところにより控除すべき額を、その者の第26条及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第31条 所得割の納税義務者が、法第313条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第314条の9第1項に規定するところにより配当割額又は株式等譲渡所得割額を課された場合には、同項に規定するところにより控除すべき額を、その者の第26条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(所得の計算)

第32条 第17条第1項第1号に掲げる者に対して所得割を課する場合には、次の各号に定めるところによって、その者の第24条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

(1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合には、当該申告書に記載

され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合には、調査し、その調査に基づいて算定する。

- (2) その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合には、調査し、その調査に基づいて算定する。

第3款 申告義務

(市民税の申告等)

第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第38条第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、こ

の限りでない。

- 2 市長は、第38条第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
- 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、総務省令で定めるところにより、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに第1項の申告書を提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第17条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 第17条第1項第2号に掲げる者は、市長が市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 第17条第1項第2号に掲げる者の氏名、現住所及び賦課期日現在の住所
 - (2) 賦課期日現在に区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在
 - (3) その他市長が必要と認める事項

7 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、その該当することとなった日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者の名称及び代表者の氏名
- (2) 新たに開設する事務所、事業所又は寮等の所在
- (3) 新たに第17条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第34条 第17条第1項第1号に掲げる者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（政令で定める場合を除く。）には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は前条第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第35条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めると

ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該

申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第37条 市民税の納税義務者が第33条第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由なく提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(給与支払報告書等の提出義務)

第38条 1月1日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第183条の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、1月1日現在区内に住所を有し、かつ、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によって提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち4月1日現在において給与の支払を受けなくなったものがある場合には、4月15日までに、総務省令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第183条の規定によって所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったものがある場合には、その給与の支払を受けなくなった日の属する年の翌年の1月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けなくなった日現在区内に住所を有する者についてその者に係る給与の支払を受けなくなった日の属する年の給与所得の金額その他必

要な事項を給与支払報告書に記載し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなった日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が300,000円以下である者については、この限りでない。

4 1月1日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第203条の2の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、1月1日現在区内に住所を有し、かつ、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を記載した公的年金等支払報告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項又は第3項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この項及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

(1) 電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第1号において同じ。）を使用する方法として総務省令で定める方法

(2) 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

6 第4項の規定によって公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第3項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第

4 項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この項及び次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法として総務省令で定める方法

(2) 当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク等を提出する方法

7 第1項、第3項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が、政令で定めるところにより第1項、第3項若しくは第4項に規定する市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この項及び次項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。

8 第5項又は第6項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第1項、第3項又は第4項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第33条第2項及びこの条第1項から第4項までの規定を適用する。

第4款 賦課及び徴収

（個人の市民税の賦課期日）

第39条 個人の市民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第40条 個人の市民税の徴収については、第42条、第47条第1項若しくは第2項、第52条第1項又は第66条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

(普通徴収に係る個人の市民税の納期)

第41条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月17日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第42条 個人の市民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において、市長がその必要を認めたときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、第33条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収す

ることが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。

- 4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第43条 前条の規定により特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。第3項において同じ。）のうち、所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定する。

- 2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が2以上ある場合には、1の特別徴収義務者に給与所得に係る特別徴収税額（法第321条の4第1項に規定する給与所得に係る特別徴収税額をいう。以下この節において同じ。）の全部を徴収させる。ただし、その全部を1の特別徴収義務者から徴収させることが困難と認められる場合には、各特別徴収義務者が当該年中にそれぞれ支払うべき給与の額にあん分してこれをこれらの者に徴収させる。

- 3 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。

以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させる。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第44条 前条の特別徴収義務者は、法第321条の4第2項に規定する期日までに同条第1項後段(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあった日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入しなければならない。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを納入しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月

1日から12月31日までの間において当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを納入しなければならない。

- 3 前項の場合には、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなった納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第45条 第43条の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条において「事務所等」という。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について前条第1項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。同条第2項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第46条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第41条の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条 納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第42条第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。）には、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の

規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。

- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第41条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金保険者による本市に対する通知)

第48条 当該年度の初日において年齢65歳以上の者であって老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の5月25日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者（同日において区内に住所を有する者に限る。）の氏名、住所、性別、生年月日その他総務省令で定める事項、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、本市に通知しなければならない。

(年金保険者の特別徴収義務)

第49条 第47条第1項の規定により特別徴収の方法によって年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）を徴収する場合には、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者を特別徴収義務者として当該年金所得に係る特別徴収税額を徴収させる。

- 2 前項の場合において、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が2以上あるときは、政令で定めるところにより、1の老齢等年金給付（以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。）について年金所得に係る特別徴収税額を徴収させる。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第50条 年金保険者は、法第321条の7の5第1項の規定による通知を受けた場合には、当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の10日までに、納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合における年金保険者による本市に対する通知)

第51条 法第321条の7の7第1項又は第3項の場合には、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を、本市に通知しなければならない。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第52条 前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第47条第1項の規定により第50条第2項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を

切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第49条の規定の適用にあつては、第47条第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは「から第52条第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 前3条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第49条第1項中「第47条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、第50条各項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替える。

(特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い)

第53条 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において本市の区域内に住所を有しない場合には、第47条の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しない。

2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴

収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第41条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第54条 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第41条の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

(法人の市民税の申告納付等)

第55条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく、総務省令で定める様式によって、市長に提出するとともに、その申告に係る市民税額又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る市民税額を納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法第321条の8第24項に規定する外国の法人税等を課された場合には、同項に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。

以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第13条の規定を適用する。

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第13条の規定を適用する。

(災害による被害を受けた者に対する市民税の減免)

第56条 災害による被害を受けた者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると市長が認めるものに対しては、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。

- (1) 第17条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により死亡し、又は身体に著しい傷害を受けたもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免
- ア 災害により死亡した者 免除
 - イ 災害により、回復後（症状が固定したときを含む。）において障害者に該当することが見込まれる程度の傷害を受けた者 100分の90に相当する額の減額
 - ウ 災害により1月以上の入院を必要とすることが見込まれる程度の傷害を受けた者 100分の60に相当する額の減額
- (2) 第17条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により住宅又は家財につき損害を

受けたもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の7以上の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

(ア) 前年の合計所得金額が7,500,000円以下の者 免除

(イ) 前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

イ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の5以上10分の7未満の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

(ア) 前年の合計所得金額が5,000,000円以下の者 免除

(イ) 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

(ウ) 前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の30に相当する額の減額

ウ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の3以上10分の5未満の者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

(ア) 前年の合計所得金額が5,000,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

(イ) 前年の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下の者 100分の30に相当する額の減額

(ウ) 前年の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の15に相当する額の減額

(3) 第17条第1項第2号に掲げる者のうち、事務所、事業所又は家屋敷につき損害を受けた者であって、損害額の当該事務所、事業所又は家屋敷の価格に対する割合が10分の7以上のもの 免除

2 前項の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税額について行う。

- (1) 普通徴収の方法によって徴収する市民税について減免する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める税額
- ア 1月1日から3月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年度の翌年度分の市民税額
- イ 4月1日から12月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額
- (2) 第42条の規定による特別徴収（次条及び第60条において「給与所得に係る特別徴収」という。）の方法によって徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の5月までの月割額（第44条第2項に規定する月割額をいう。次条及び第60条において同じ。）
- (3) 第47条第1項若しくは第2項又は第52条第1項の規定による特別徴収（次条及び第60条において「年金所得に係る特別徴収」という。）の方法によって徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の3月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（第52条第3項において読み替えられた第50条第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。次条及び第60条において同じ。）（災害による被害を受けた日が4月1日から6月末日までの間である場合には、その日の属する年度の4月1日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額（第50条第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。次条及び第60条において同じ。）
- 3 第1項の規定は、第63条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）については、適用しない。
- 4 納税義務者が、第1項各号に掲げる事由の2以上に該当するときは、そのうち減額する割合が最も高い事由（当該事由が複数あるときは、そのうちいずれかの事由）

を適用する。

(公私の扶助を受ける者等に対する市民税の減免)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると市長が認めるものに対しては、申請に基づき、第41条の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額）ごとに、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号については、生活のため公私の扶助を受ける期間中に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、第2号については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額（年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、それぞれ限る。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受ける者その他貧困により生活のため公私の扶助を受ける者（所得割を課されない者に限る。） 免除

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及びこれと同様の失業状態にあると認められる者（正当な理由のない自己の都合による退職、定年退職又は移籍出向を理由とする退職をした者（次号において「自己都合等退職者」という。）又は前年中に事業所得等の給与所得以外で継続性のある所得を有しており、当該所得の金額の合計額が給与所得の金額を上回っている者を除く。）をいう。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が1,700,000円（控除対象配偶者又は扶養親族（以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する者にあつては、1,700,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者 免除

イ 前年の合計所得金額が2,100,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,100,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（アに該当する者を除く。） 100分の70に相当する額の減額

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（ア又はイに該当する者を除く。） 100分の50に相当する額の減額

(3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者（自己都合等退職者、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができる者で当該申請をしないもの又は当該年中の不動産所得の金額、事業所得の金額（租税特別措置法第28条の4第1項、第37条の6第4項、第37条の9第2項、第37条の10第1項、第37条の10の2第2項、第37条の11の3第1項及び第2項並びに第41条の14第1項に規定する事業所得の金額を除く。）及び給与所得の金額の見積額の合計額が前年のこれらの所得の金

額の合計額の10分の6を超える者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が1,700,000円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、1,700,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が2,100,000円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,100,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者(アに該当する者を除く。) 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の50に相当する額の減額

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者(ア又はイに該当する者を除く。) 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の30に相当する額の減額

(4) 当該年度に係る賦課期日において障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が1,300,000円以下の者 100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の者(アに該当する者を除く。) 100分の50に相当する額の減額

2 前項の規定による減免を受ける者について、当該年度の市民税額が変更され、又は特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する市民税額が普通徴収の方法によって徴収されることとなったこと等により、同項の規定による減免を受ける他の者との均衡を失することとなると市長が認めるときは、これらの者との均衡を考慮して市長が定めるところにより、減免の対象となる部分の税額を調整することができる。

3 第1項の規定は、分離課税に係る所得割については、適用しない。

4 第1項の規定は、同項の申請の時ににおいて、既に納付されている市民税額については、適用しない。

5 納税義務者が、第1項各号に掲げる事由の2以上に該当するときは、そのうち減額する割合が最も高い事由（当該事由が複数あるときは、そのうちいずれかの事由）を適用する。

（収益事業を行わない法人に対する市民税の免除）

第58条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、その者の申請に基づき、市民税を免除する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人で収益事業を行わないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で収益事業を行わないもの
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの

（公益上その他特別の事情がある者に対する市民税の減免）

第59条 前3条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより市民税を減免することができる。

（市民税の減免の申請手続等）

第60条 第56条から前条までの規定によって市民税の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、次項に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 普通徴収の方法によって徴収する市民税について減免を受けようとする者（第3号から第5号までに該当する者を除く。） 当該市民税の各納期限
- (2) 特別徴収の方法によって徴収する市民税（分離課税に係る所得割を除く。）について減免を受けようとする者（次号から第5号までに該当する者を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日
 - ア 給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税について減免を受けようとする者 当該減免を受けようとする月割額を徴収すべき月の前月の末日

イ 年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税について減免を受けようとする者 支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額を徴収すべき日の属する月の前月の末日（当該年度の4月1日から6月末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税額について減免を受けようとするときは、6月30日）

(3) 第56条第1項の規定により市民税の減免を受けようとする者 災害のやんだ日から起算して10日を経過する日

(4) 市民税の各納期限前（特別徴収に係る市民税にあつては、第2号に定める日前）9日目以後に第57条第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった者 当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日

(5) 第57条第1項第3号に掲げる事由に該当する者のうち、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 所得税法第111条第1項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者が、第41条第1項の第1期の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては7月に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては当該年度の4月1日から6月末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税額）について減免を受けようとする場合（イに該当する場合を除く。） 7月15日

イ 所得税法第111条第1項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者で、同条第3項の規定の適用を受けるものが、第41条第1項の第1期の納期限の日から同法第111条第3項に定める日までの間に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては7月から同項に定める日の属する月までの間に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては当該年度の4月1日から同項に定める日の属する月の末日までの間に徴収すべき支払回数割仮特別徴収税

額又は支払回数割特別徴収税額) について減免を受けようとする場合 同項に定める日

ウ 所得税法第111条第2項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者が、第41条第1項の第3期の納期に係る納付額(給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては、11月に徴収すべき月割額)について減免を受けようとする場合(エに該当する場合を除く。) 11月15日

エ 所得税法第111条第2項の規定により予定納税額の減額の承認の申請をする者で、同条第3項の規定の適用を受けるものが、第41条第1項の第3期の納期限の日から同法第111条第3項に定める日までの間に納期限が到来する部分の税額(給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては11月から同項に定める日の属する月までの間に徴収すべき月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては当該年度の12月1日から同項に定める日(その日が当該年度の11月末日以前の日である場合を除く。)の属する月の末日までの間に徴収すべき支払回数割特別徴収税額)について減免を受けようとする場合 同項に定める日

(6) 第58条の規定により市民税の免除を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア イに掲げるもの以外のもの 当該市民税の納期限

イ 初めて市内に事務所、事業所又は寮等(以下この号において「事務所等」という。)を有することとなったもの(初めて市内に事務所等を有することとなった日の属する年度の翌年度において申告納付すべき法人の市民税に係る免除の申請をする場合に限る。) 5月31日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 納税者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(2) 減免を受けようとする理由

(3) その他市長が必要と認める事項

(市民税の減免事由が変更又は消滅した場合における申告)

第61条 第56条、第57条又は第59条の規定によって市民税の減免を受けた者は、前条第1項の規定により申請した減免事由が変更し、又は消滅した場合には、その減免事由が変更し、又は消滅した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税者の氏名及び住所

(2) 変更し、又は消滅した減免事由

(3) その他市長が必要と認める事項

(市民税の減免の取消し)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第56条から第59条までの規定による減免の全部又は一部を取り消す。

(1) 市民税の減免を受けた者が、第56条から第59条までに規定する事由に該当しないことが判明したとき

(2) 市民税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき

第5款 退職所得の課税の特例

(退職所得の課税の特例)

第63条 退職手当等（所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下この款において同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第24条、第26条及び第39条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、この款に規定するところによって課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第64条 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計

算の例によって算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第65条 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

(分離課税に係る所得割の徴収の方法)

第66条 分離課税に係る所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者の指定)

第67条 前条の規定によって分離課税に係る所得割を特別徴収の方法によって徴収しようとする場合には、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、他の市町村において退職手当等の支払をするものを含む。）を特別徴収義務者として指定する。

(特別徴収税額の納入の義務)

第68条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、総務省令で定める様式によって、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

2 第45条の規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、同条中「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、「前条第1項」とあるのは「第68条第1項」と読み替える。

(特別徴収税額)

第69条 前条第1項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第71条第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手

当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額

(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき前条第1項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時まで退職所得申告書を提出していないときは、前条第1項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額とする。

（退職所得申告書）

第70条 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者は、その支払を受ける時まで、法第328条の7第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

（退職所得申告書の不提出に関する過料）

第71条 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由なく提出

しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第72条 その年において退職手当等の支払を受けた者が第69条第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第64条及び第65条の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第68条第1項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第66条の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。この場合には、第41条の規定は、適用しない。

第2節 固定資産税

第1款 通則

(固定資産税の納税義務者等)

第73条 固定資産税は、固定資産に対し、その所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下この節において同じ。）に課する。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋（法第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下同じ。）については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者とする。以下この節において同じ。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

- 3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。
- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
- 5 農地法（昭和27年法律第229号）第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項の規定によって農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法（昭和22年法律第87号）第52条、相続税法（昭和25年法律第73号）第41条若しくは第48条の2、所得税法の一部を改正する法律（昭和26年法律第63号）による改正前の所得税法第57条の4、戦時補償特別措置法（昭和21年法律第38号）第23条若しくは財産税法（昭和21年法律第52号）第56条の規定によって国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間はその使用者をもって、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間はその売渡しの相手方をもって、それぞれ第1項の所有者とみなす。
- 6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、

一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告の日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告の日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

- 7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用

する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

8 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この項において同じ。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところに従い当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもって第1項の所有者とみなす。

9 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（土地又は家屋を現に所有している者の申告）

第74条 前条第2項後段の規定の適用を受ける所有者は、その事由の生じた日の属する年の翌年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 現に所有している者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 固定資産の種類及び所在

(3) その他市長が必要と認める事項

(固定資産税の非課税の規定の適用を受ける者がすべき申告)

第75条 法第348条第2項本文の規定の適用を受ける者は、その事由の生じた日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 固定資産の種類及び所在

(3) その他市長が必要と認める事項

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第76条 法第348条第2項各号に掲げる固定資産として同項本文の規定の適用を受ける固定資産について、同項各号に規定する用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させている固定資産を有料で使用させることとなった場合には、当該固定資産の所有者は、その事由の生じた日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 固定資産の種類及び所在

(3) その他市長が必要と認める事項

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務)

第77条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

(土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準)

第78条 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）

で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は本市の区域内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（第2年度において前項ただし書に規定する事情があったため、同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合には、当該価格とする。以下この項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は本市の区域内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年

度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は本市の区域内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合には、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

（償却資産に対して課する固定資産税の課税標準）

第79条 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第80条 法第349条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の

課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3に定めるところによる。

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第81条 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条、第100条及び第101条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第78条及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

2 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第78条及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第82条 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び第101条において同じ。）の規定の適用を受ける法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地（第101条において「被災住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、同項に定めるところによる。

(固定資産税の税率)

第83条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

(区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税額のおん分割合の補正)

第84条 区分所有者（法第352条第1項に規定する区分所有者をいう。以下この節において同じ。）全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合について、区分所有者全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を申し出た場合において、市長が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法によって当該割合を補正することができる。

2 前項の規定による申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 各区分所有者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (4) 各区分所有者に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (5) 補正の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

（区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税額のおん分の申出）

第85条 共用土地（法第352条の2第1項に規定する共用土地をいう。以下この項において同じ。）で同項第1号に掲げる要件に該当するもののうち、同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る同条第5項の規定による固定資産税のおん分の申出は、共用土地納税義務者（同条第1項に規定する共用土地納税義務者をいう。以下この項において同じ。）の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 共用土地の所在
- (3) 各共用土地納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (4) 法第352条の2第1項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項におい

て「特定被災共用土地」という。)に係る同条第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項及び次項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(以下この項、次項及び第101条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第101条第2項において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第101条第2項において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第101条第2項において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。次項において同じ。)の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 特定被災共用土地の所在
- (3) 各特定被災共用土地納税義務者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (4) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等(以下この項において「特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等」という。)に係る法第352条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出は、同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項に規定する特定仮換地等納税義務

者の代表者が被災年度の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等の所在
- (3) 各特定被災共用土地納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (4) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

（固定資産税の納税管理人）

第86条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、その必要が生じた日から10日以内に、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。以下この項において同じ。）のうちから納税管理人を定めて、これを市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

2 前項前段の規定による申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 納税管理人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地）

(3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項後段に規定する場合における申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 異動の内容及び異動年月日

(3) その他市長が必要と認める事項

4 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 納税管理人を定めない理由

(3) その他市長が必要と認める事項

（固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第87条 前条第4項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第2款 賦課及び徴収

（固定資産税の賦課期日）

第88条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（固定資産税の納期）

第89条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月17日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、固定資産税額（第160条第1項の規定によって都市計画税を併せて徴収する場合にあっては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が4,000円以下の金額であるものについては、前項の第1期において、その全額を徴収する。

3 市長は、特別の事情がある場合には、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（固定資産税の徴収の方法）

第90条 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 法第364条第5項に規定する固定資産について、同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかった場合には、当該固定資産に係る法第364条第5項に規定する仮算定税額（以下この項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合には、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。ただし、当該徴収することができる額の総額は、仮算定税額の2分の1に相当する額を超えることができない。

（災害により損害を受けた固定資産に対する固定資産税の減免）

第91条 災害により損害を受けた土地に対する固定資産税は、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 被害面積（災害により本来の用に供することができなくなった部分の面積をいう。以下この項において同じ。）の当該土地の面積に対する割合が10分の8以上であるとき 免除

(2) 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の6以上10分の8未満であると

き 100分の80に相当する額の減額

- (3) 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の4以上10分の6未満であると

き 100分の60に相当する額の減額

- (4) 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の2以上10分の4未満であると

き 100分の40に相当する額の減額

- (5) 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の1以上10分の2未満であると

き 100分の20に相当する額の減額

- 2 災害により損害を受けた家屋に対する固定資産税は、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免する。

- (1) 家屋の原形をとどめないとき又は復旧が不能となったとき 免除

- (2) 家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき（前号に掲げる場合を除く。）

100分の80に相当する額の減額

- (3) 家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 100分の60に相当する額の減額

- (4) 家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 100分の40に相当する額の減額

- (5) 家屋の価格の10分の1以上10分の2未満の価値を減じたとき 100分の20に相当する額の減額

- 3 災害により損害を受けた償却資産に対する固定資産税は、申請に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免する。

- (1) 償却資産が流失し、若しくは消失し、又は使用価値を喪失したとき 免除

- (2) 償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき（前号に掲げる場合を除く。）

100分の80に相当する額の減額

- (3) 償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 100分の60に相当する額の減額

- (4) 償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 100分の40

に相当する額の減額

- (5) 償却資産の価格の10分の1以上10分の2未満の価値を減じたとき 100分の20に相当する額の減額

4 前3項までの規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税額について行う。

- (1) 1月2日から3月末日までの間に災害による損害を受けた場合 災害による損害を受けた日の属する年度分の税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年度の翌年度分の税額

- (2) 4月1日から翌年1月1日までの間に災害による損害を受けた場合 災害による損害を受けた日の属する年度分の税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額

(生活保護法の規定による生活扶助を受ける者等に対する固定資産税の減免)

第92条 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地（当該家屋の延べ面積及びその敷地面積のうちそれぞれ70平方メートルを超えない部分に限る。）に対する固定資産税については、申請に基づき、生活扶助を受けるに至った日の属する月の翌月から生活扶助を受けなくなった日の属する月までの月割の方法により算出した額を減額する。

2 次の各号のいずれの事由にも該当する家屋及びその敷地（所有者の居住の用に供する延べ面積が70平方メートル以下である家屋及びその敷地に限る。）に対する固定資産税については、申請に基づき、100分の50に相当する額を減額する。

- (1) 賦課期日現在において、所有者が法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者、寡婦、寡夫又は65歳以上の者であること

- (2) 所有者及び所有者と生計を一にする者の全員が、前年の合計所得金額が第19条で定める金額以下であることにより、当該年度分の均等割が課されていない者であること

- (3) 賦課期日現在において、所有者が当該家屋及びその敷地以外の固定資産を所有

していないこと

- (4) 当該家屋及びその敷地に係る当該年度分の固定資産税及び都市計画税の年税額の合計が50,000円以下であること

(本市施行の土地区画整理事業により使用収益できない土地等に対する固定資産税の減免)

第93条 本市施行の土地区画整理事業（土地区画整理法による土地区画整理事業のうち本市が施行するものをいう。以下この条において同じ。）により、仮換地の指定前に道路、公園その他公共の用に供されたため使用収益することができない土地に対する固定資産税については、申請に基づき、使用収益することができなくなった日の属する月の翌月から仮換地の指定のあった日の属する月までの月割の方法により算出した額を減額する。

- 2 本市施行の土地区画整理事業により、指定された仮換地に他人の工作物等があり、その全部又は一部につき使用収益することができない場合における仮換地又は当該仮換地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）に対する固定資産税については、申請に基づき、仮換地の使用収益することができない部分の割合に応じた仮換地の指定のあった日の属する月の翌月から使用収益することができるに至った日の属する月までの月割の方法により算出した額を減額する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用されている部分があるときは、その使用部分の従前の土地に対する割合を当該減額すべき額に乗じて得た額を当該減額すべき額から差し引く。
- 3 本市施行の土地区画整理事業により、過小宅地となるため、仮換地を指定せず金銭をもって清算される土地（使用収益している部分を除く。）に対する固定資産税については、申請に基づき、使用収益することができなくなった日の属する月の翌月からの月割の方法により算出した額を減額する。
- 4 本市が取得した固定資産（本市が共有する固定資産のうち本市の持分が増加したものを含む。）に対する固定資産税については、申請に基づき、当該固定資産が引

き渡された日（本市の持分が増加した場合にあっては、当該持分が増加した日）の属する月の翌月からの月割の方法により算出した額を減額する。ただし、本市の持分が増加した場合にあっては、当該増加により減少した当該減額を受けようとする者の持分の従前の当該減額を受けようとする者の持分に対する割合を当該減額すべき額に乗じて得た額を当該減額すべき額から差し引く。

- 5 本市の事業により移転補償の対象となった固定資産に対する固定資産税については、申請に基づき、当該固定資産が撤去された日の属する月の翌月からの月割の方法により算出した額を減額する。

（公益上その他特別の事情がある者に対する固定資産税の減免）

第94条 前3条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより固定資産税を減免することができる。

（固定資産税の減免の申請手続等）

第95条 第91条から前条までの規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、次項に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第91条第1項から第3項までの規定によって固定資産税の減免を受けようとする者 災害のやんだ日から起算して10日を経過する日
- (2) 固定資産税の最初の納期限前9日目以後に第92条第1項又は第93条各項の規定に該当することとなった者 当該規定に該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日
- (3) 第92条第2項各号に掲げる事由に該当する者 固定資産税の賦課期日の属する年の6月30日（同日前9日目以後に同項各号に掲げる事由に該当することとなった場合にあっては、当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して10日を経過する日）
- (4) 前3号に掲げる事由のいずれにも該当しない者 当該固定資産税の最初の納期

限

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 固定資産の種類及び所在
- (3) その他市長が必要と認める事項

（固定資産税の減免事由が消滅した場合における申告）

第96条 第92条第1項又は第93条第1項若しくは第2項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、これらの規定により申請した減免事由が消滅した場合には、その消滅した日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 固定資産の種類及び所在
- (3) 消滅した減免事由
- (4) その他市長が必要と認める事項

（固定資産税の減免の取消し）

第97条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第91条から第94条までの規定による減免を取り消す。

- (1) 固定資産税の減免を受けた者が、第91条から第94条までに規定する事由に該当しないことが判明したとき
- (2) 固定資産税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき

第3款 固定資産課税台帳

（固定資産課税台帳等の備付け）

第98条 固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳、地籍図、家屋見取図その他固定資産の評価に関して

必要な資料を整備しておかなければならない。

(固定資産の申告)

第99条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（法第389条第1項の規定によって大阪府知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに市長に申告しなければならない。

第100条 住宅用地の所有者は、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

(1) 住宅用地の所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 住宅用地の所在

(3) その他市長が必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地の所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 変更年月日及び変更事由

(3) 土地の所在

(4) その他市長が必要と認める事項

第101条 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 被災住宅用地の所有者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 被災住宅用地の被災年度に係る賦課期日における所有者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (3) 被災住宅用地の所在
- (4) 法第349条の3の3第1項に規定する震災等の発生日及び詳細
- (5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を住宅用地として使用することができない理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条第2項の規定は、適用しない。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第102条 固定資産の所有者が第99条又は第100条の規定によって申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第4款 固定資産評価員及び固定資産評価補助員

(固定資産評価員の設置)

第103条 市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員1人を置く。

(固定資産評価補助員)

第104条 固定資産評価員の職務を補助させるため、固定資産評価補助員を置く。

- 2 前項の固定資産評価補助員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市長が選任する。

第5款 固定資産の価格に係る不服審査

(固定資産評価審査委員会の設置等)

第105条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、大阪市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員の定数は、12人とする。

(審査申出書の記載事項)

第106条 審査の申出をする者（以下この条において「申出人」という。）は、審査委員会の規程で定めるところにより、審査申出書を審査委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 審査の申出に係る処分の内容
- (3) 審査の申出の趣旨及び理由
- (4) 審査の申出の年月日
- (5) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

ア 土地について土地課税台帳等に登録された価格について審査の申出をする場合
合 当該土地の所在、地目、地積及び価格

イ 家屋について家屋課税台帳等に登録された価格について審査の申出をする場合
合 当該家屋の所在、種類、構造、床面積及び価格

ウ 償却資産について償却資産課税台帳に登録された価格について審査の申出を

する場合 当該償却資産の所在、種類及び価格

(6) 法第433条第2項ただし書の規定により口頭で意見を述べる機会を求める場合には、その旨

(7) その他審査委員会が必要と認める事項

3 申出人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査の申出をする場合には、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(資料所持者の資料提出義務)

第107条 審査委員会が審査のため必要がある場合に、職権に基づいて、又は関係人の請求によって審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に関し必要な資料の提出を求めたときは、これらの者は、その資料を審査委員会に提出しなければならない。

(審査の議事及び決定に関する記録)

第108条 審査委員会は、審査の議事及び決定に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 審理の場所及び年月日

(3) 審理の出席者の氏名

(4) 議事及び決定の内容

(5) その他審査委員会が必要と認める事項

(交付の方法)

第109条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象書類等（交付に係る書類又は資料をいう。以下この号及び第111条において同じ。）の写しの交付にあつては、当該対象書類等を複写機により用紙の片面

又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

- (2) 対象電磁的記録（交付に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。第111条において同じ。）に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等）

第110条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「交付手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。

- 2 交付手数料は、審査委員会が定める方法により前納しなければならない。
- 3 審査委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、審査委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

（送付による交付）

第111条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査委員会

が定める方法により納付しなければならない。

(審査委員会に関する規程事項)

第112条 この条例に定めるもののほか、審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、審査委員会の規程で定める。

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第113条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に対して、軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第114条 法第443条第2項に規定する条例で定めるものは、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用の軽自動車等とする。

(軽自動車税の課税免除)

第115条 商品である軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第116条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

その他のもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第117条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

- 2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。
- 3 市長は、特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(軽自動車税の徴収の方法)

第118条 軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第119条 新たに軽自動車等の所有者（第113条第2項の規定により所有者とみなされる者を含み、法第443条の規定により軽自動車税を課されない者を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用者（第113条第3項本文の規定により軽自動車税を課されることとなる使用者をいう。以下この項において同じ。）となった者又は軽自動車等の主たる定置場を他の市町村の区域から本市の区域内に移転させた所有者若しくは使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、当該軽自動車等の所有者等となった日の翌日から10日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた日から10日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合には、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、総務省令で定める様式により、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第113条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所
- (4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (5) 当該軽自動車等の占有の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）

第120条 軽自動車等の所有者等又は第113条第2項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由なく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（災害により使用不能となった軽自動車等に対する軽自動車税の免除）

第121条 災害により滅失し、又は損害を受け使用不能となった軽自動車等に対しては、申請に基づき、軽自動車税を免除する。

（公益上その他特別の事情がある者に対する軽自動車税の減免）

第122条 前条に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより軽自動車税を減免することができる。

（軽自動車税の減免の申請手続）

第123条 第121条の規定により軽自動車税の免除を受けようとする者は、災害のやんだ日から起算して10日を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 軽自動車等の主たる定置場の所在地、種別及び車両番号又は標識番号

(3) 減免を受けようとする理由

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前条の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車税の納期限までに、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の減免の取消し)

第124条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第121条又は第122条の規定による減免を取り消す。

(1) 軽自動車税の減免を受けた者が、第121条又は第122条に規定する事由に該当しないことが判明したとき

(2) 軽自動車税の減免を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたことが判明したとき

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第125条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下この条及び次条において「原動機付自転車等」という。）に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第119条第1項の申告書を提出する際、総務省令第16条に規定する様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示（市長が、当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

2 法第443条又はこの条例第113条第3項ただし書の規定により軽自動車税を課されない者が、新たに原動機付自転車等を取得し、又はその所有する原動機付自転車等の主たる定置場を他の市町村の区域内から本市の区域内に移転させたときは、当該軽自動車税を課されない者は、その事由が発生した日から10日以内に、市長に対し、総務省令第16条に規定する様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車

等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

3 前2項の規定により交付を受けた標識は、次項又は第5項の規定により当該標識を返納するまでの間は、これを当該原動機付自転車等の後面に常に取り付けていなければならない。

4 第1項の規定により標識の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第119条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識を返納しなければならない。

5 第2項の規定により標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市の区域内に所在しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等を所有しないこととなったときは、その事由が発生した日から10日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

6 第1項又は第2項の規定により標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、亡失し、又は摩滅したときは直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。この場合において、標識の再交付を受けた者は、その実費を納付しなければならない。

- (1) 標識の交付を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 原動機付自転車等の主たる定置場の所在地及び種別
- (3) その他市長が必要と認める事項

7 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

（試乗のために用いる標識の交付等）

第126条 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等の試乗をするため標識が必要なときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該販売業者に対し、交付を求める数量のうち相当と認める数量の標識を交付する。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 交付を求める数量

2 原動機付自転車等の販売業者は、商品である原動機付自転車等の試乗をするため臨時に多数の標識が必要なときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、10日以内の期間を限り、当該販売業者に対し、交付を求める数量のうち相当と認める数量の標識を交付する。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 使用期間

(3) 試乗車の車名及び車台番号

(4) 交付を求める数量

(5) その他市長が必要と認める事項

3 前条第3項及び第7項の規定は、前2項の規定により交付を受けた標識について、同条第6項の規定は、第1項の規定により交付を受けた標識について準用する。この場合において、前条第3項中「次項又は第5項」とあるのは「第126条第4項」と読み替える。

4 第1項及び第2項の規定により標識の交付を受けた者は、その後において、当該標識を使用する営業所が本市の区域内に所在しないこととなったとき又は事業を廃止し、若しくは休止したときは、速やかに当該標識を市長に返納しなければならない。

（軽自動車税に係る証明書の交付）

第127条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車（以下この条において「検査対象軽自動車等」という。）の使用者が同法第62条第2項の規定により自動車検査証の返付を受けるため、当該検査対象軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務者が同法第97条の2第1項に

規定する書面の交付を申請する場合において、現に当該軽自動車税を滞納していないとき又は現に当該軽自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない理由によるものであるときは、市長は、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

第4節 市たばこ税

第1款 通則

(市たばこ税の納税義務者等)

第128条 市たばこ税（以下この節において「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合には、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市内に所在する卸売販売業者等に課する。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第129条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89

号) 第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合には、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合には、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条の規定を適用する。

(たばこ税の課税標準)

第130条 たばこ税の課税標準は、第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算する。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区 分	重 量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1 グラム
イ 葉巻たばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム

(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

(たばこ税の税率)

第131条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税を免除された製造たばこの売渡し等をした輸出業者の納税義務)

第132条 法第469条第1項第1号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第128条の規定を適用する。

第2款 徴収

(たばこ税の徴収の方法)

第133条 たばこ税の徴収については、申告納付の方法による。ただし、第129条第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法による。

(たばこ税の申告納付の手続)

第134条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、総務省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、法第469条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第139条の規定により控除を受けようとする場合にあっては同条の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、総務省令で定めるところにより、法第469条第2項に規定する書類及び法第477条第1項の返

還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

- 2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

(たばこ税の納期限の延長)

第135条 卸売販売業者等が前条第1項の規定による申告書とその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を市長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によって納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを提供したときは、市長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する理由により当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、1月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

- 2 前項の規定により納期限の延長を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出するとともに、前条第1項の規定による申告書によって納付すべき当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人

にあつては、主たる事務所の所在地)

- (2) 納期限の延長を受けようとする税額
- (3) 納期限の延長を受けようとする期限
- (4) 提供する担保
- (5) その他市長が必要と認める事項

(たばこ税の期限後申告及び修正申告納付)

第136条 第134条の規定によって申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、法第480条第4項の規定による決定の通知があるまでは、第134条の規定によって申告納付することができる。

- 2 第134条、前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は法第480条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第137条 たばこ税の申告納税者が正当な理由なく第134条の規定による申告書を同条各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(普通徴収に係るたばこ税の納期)

第138条 第133条ただし書の規定により普通徴収の方法によって徴収するたばこ税の納期は、市長が納税通知書に定めるところによる。

(製造たばこの返還があつた場合における控除)

第139条 卸売販売業者等が、法第477条第1項の製造たばこの返還を受けた場合には、同項に規定するところにより控除すべき額を、その者の同項の規定を適用した場合

のたばこ税額から控除する。

第3章 目的税

第1節 事業所税

第1款 通則

(事業所税の納税義務者等)

第140条 事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事務所又は事業所（以下この節において「事業所等」という。）において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課する。

- 2 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について政令で定める特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

(事業所税の納税管理人)

第141条 事業所税の納税義務者は、市内に住所、居所又は事業所等（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、その必要が生じた日から10日以内に、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。以下この項において同じ。）のうちから納税管理人を定めてこれを市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- 2 前項前段の規定による申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申

請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 納税管理人の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所（法人にあっては、主たる事業所等の所在地）
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 第1項後段に規定する場合における申告又は申請は、次に掲げる事項を記載した申告書又は申請書を提出してしなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 異動の内容及び異動年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業所税の徴収の確保に支障がないことについて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 納税管理人を定めない理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

（事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第142条 前条第4項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第2款 課税標準及び税率

(事業所税の課税標準)

第143条 事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間（法人に係るものにあつては、事業年度とし、個人に係るものにあつては、個人に係る課税期間とする。以下この節において同じ。）の末日現在における事業所床面積（当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積。次項において同じ。）とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2 次の各号に掲げる事業所等において行う事業に対して課する資産割の課税標準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める面積とする。

(1) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等（第3号の事業所等を除く。） 当該課税標準の算定期間の末日における事業所床面積に当該新設の日の属する月の翌月から当該課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

(2) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等（次号の事業所等を除く。） 当該廃止の日における事業所床面積に当該課税標準の算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

(3) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において廃止されたもの 当該廃止の日における事業所床面積に当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

3 前2項の課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(事業所税の課税標準の特例)

第144条 法第701条の41の規定の適用を受ける事業所税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、法第701条の41に定めるところによる。

(事業所税の税率)

第145条 事業所税の税率は、資産割にあつては1平方メートルにつき600円、従業者割にあつては100分の0.25とする。

第3款 申告納付等

(事業所税の徴収の方法)

第146条 事業所税の徴収については、申告納付の方法による。

(法人に対して課する事業所税の申告納付)

第147条 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内（外国法人（法の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。）が第141条第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合（同条第3項の認定を受けた場合を除く。）には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで）に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該事業年度中において当該法人が市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。

3 事業所等において事業を行う法人で各事業年度について納付すべき事業所税額がないもののうち、当該各事業年度の前事業年度において納付すべき事業所税額があったもの及び当該各事業年度に係る事業所床面積又は従業者の数が市規則で定める基準を超えるものは、第1項の規定に準じて申告書を市長に提出しなければならない。

(個人に対して課する事業所税の申告納付)

第148条 事業所等において個人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、その年の翌年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、個人に係る課税期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該個人に係る課税期間中においてその者が市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。

3 事業所等において事業を行う個人で各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額がないもののうち、当該各個人に係る課税期間の前年の個人に係る課税期間において納付すべき事業所税額があつたもの及び当該各個人に係る課税期間に係る事業所床面積又は従業者の数が市規則で定める基準を超えるものは、第1項の規定に準じて申告書を市長に提出しなければならない。

(事業所税の期限後申告及び修正申告納付)

第149条 前2条の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第701条の58第4項の規定による決定の通知があるまでは、前2条の規定によって申告納付することができる。

2 前2条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第701条の58の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額（第147条第2項又は前条第2項の課税標準額をいう。以下この節において同じ。）又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

ない。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第150条 事業所税の納税義務者が正当な理由なく第147条第1項若しくは第3項又は第148条第1項若しくは第3項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(事業所等の新設又は廃止に関する申告の義務)

第151条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設し、又は廃止の日から2月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合には、その証拠となる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所等を新設し、又は廃止した者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 新設し、又は廃止した事業所等の所在地、床面積及び従業者数
- (3) 事業所等を新設し、又は廃止した日
- (4) その他市長が必要と認める事項

(事業所用家屋の貸付けに関する申告の義務)

第152条 事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日の属する月の翌月末日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該貸付けを行う者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 当該貸付けに係る事業所用家屋の所在地及び床面積
- (3) 事業所税の納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(4) 当該貸付けを行った部分の事業所用家屋の床面積

(5) 当該事業所用家屋の貸付けを行った日

(6) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の規定による申告を行った者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、その異動を生じた日の属する月の翌月末日までに、その旨及び同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

（事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料）

第153条 前2条の規定により申告をすべき者がこれらの規定によって申告すべき事項について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（事業所税の減免）

第154条 市長は、公益上その他特別の事情がある者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより事業所税を減免することができる。

第2節 都市計画税

（都市計画税の課税客体等）

第155条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

- 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3の規定（都市計画税に係るものに限る。）の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ同条に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第73条（第3

項、第8項及び第9項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

(住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例)

第156条 法第349条の3の2第1項又は法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

2 法第349条の3の2第2項の規定又は法第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

(都市計画税の税率)

第157条 都市計画税の税率は、100分の0.3とする。

(都市計画税の賦課期日)

第158条 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(都市計画税の納期)

第159条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月17日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、都市計画税額(次条第1項の規定によって併せて徴収する固定資産税額との合算額をいう。)が4,000円以下の金額であるものについては、前項の第1期において、その全額を徴収する。

3 市長は、特別の事情がある場合には、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(都市計画税の賦課徴収等)

第160条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税の賦課徴収と併せて行う。

- 2 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る徴収金を、固定資産税に係る徴収金の納付の例により納付するものとし、固定資産税に係る徴収金と併せて納付しなければならない。

第4章 雑則

(施行の細目)

第161条 この条例の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、この附則において特別の定めがあるものを除くほか、平成29年度以後の年度分の市税について適用し、平成28年度分までの市税については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中市たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる第128条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに課する市たばこ税については、なお従前の例による。

- 4 新条例の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成29年以後の年分の個人の事業（施行日前までに廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成29年前の年分の個人の事業及び平成29年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前各項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 新条例の規定中延滞金に関する部分（減免に関する部分を除く。）は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（旧条例の規定による処分等の効力）

- 第3条 施行日前に改正前の大阪市市税条例（以下この条において「旧条例」という。）の規定により市長若しくは旧条例第77条第1項の規定により置かれた大阪市固定資産評価審査委員会（以下この条において「旧審査委員会」という。）がした処分、手続その他の行為又は市長若しくは旧審査委員会に対してなされた申請、届出その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定があるときは、新条例の規定により市長若しくは審査委員会（以下この条において「市長等」という。）がした処分、手続その他の行為又は市長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなし、法その他の法令中にこれに相当する規定があるとき（新条例中にこれに相当する規定がない場合に限る。）は、法その他の法令の規定により市長等がした処分、手続その他の行為又は市長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 2 旧条例第75条の規定により置かれた固定資産評価員は、施行日において、第103条の規定により置く固定資産評価員となり、同一性をもって存続するものとする。
 - 3 旧審査委員会は、第105条第1項の規定により置く審査委員会となり、同一性を

もって存続するものとする。

(延滞金の割合等の特例)

第4条 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第14条第4項及び第5項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(法人の市民税の法人税割の納期限の延長に係る延滞金の特例)

第5条 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第14条第4項及び第5項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

(公益信託に係る市民税の課税の特例)

第6条 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属

する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

2 公益信託は、第17条第1項第5号に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第7条 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(個人の市民税の所得割の特例)

第8条 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第31条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第1項」とする。

(法人の市民税の法人税割の税率の特例)

第9条 平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第27条第1項の規定にかかわらず、100分の11.9とする。

(中小法人等に対する法人の市民税の課税の特例)

第10条 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、第17条第5項に規定する人格のない社団等を含む。）で、法人税額又は個別帰属法人税額（市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項

の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。)が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に11.9分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、法第321条の8第1項に規定する予定申告法人及び清算中の法人については、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないかどうかの判定は、法第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

3 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年20,000,000円」とあるのは「20,000,000円を12で除して得た額に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(個人の市民税の配当控除)

第11条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第5条第3項に規定する配当所得があるときは、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第30条及び第31条の規定の適用については、第30条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第11条第1項」と、第31条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条第1項」とする。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第12条 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の

納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第30条及び第31条の規定の適用については、第30条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第12条第1項」と、第31条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第12条第1項」とする。

3 第1項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第13条 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第33条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出された

もの及びその時まで提出された第34条第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において第38条第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から第33条第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第30条及び第31条の規定の適用については、第30条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第13条第1項」と、第31条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第13条第1項」とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除の特例)

第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第29条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第15条 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、法附則第8条の2の2第7項に定めるところにより、認定地方公共団体(同条第1項に規定する認定地方公共団体をいう。第3項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。以下この条において同じ。)を支出した場合には、同項に規定する寄附金支出事業年度の法第321条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、法附則第8条の

2の2第7項に規定するところにより控除すべき額を控除する。

2 前項の規定は、法第321条の8第1項、第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法附則第8条の2の2第8項に定めるところにより計算した金額を限度とする。

3 連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は当該連結親法人との間に法附則第8条第2項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人（同項に規定する連結子法人をいう。次項において同じ。）（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）が、法附則第8条の2の2第9項に定めるところにより、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、同条第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の法第321条の8第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項に規定するところにより控除すべき額を控除する。

4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

- (1) 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- (2) 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- (3) 清算中の連結子法人

5 第3項の規定は、法第321条の8第4項、第22項若しくは第23項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に

限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、法附則第8条の2の2第11項に定めるところにより計算した金額を限度とする。

(固定資産税等の非課税等に係る読替規定)

第16条 法附則第14条第1項又は第2項の規定の適用を受ける固定資産に係る第75条の規定の適用については、同条中「法第348条第2項本文」とあるのは「法第348条第2項本文又は法附則第14条第1項若しくは第2項」とする。

2 法附則第14条第1項又は第2項の固定資産としてこれらの規定の適用を受ける固定資産について、これらの規定に規定する用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させている固定資産を有料で使用させることとなった場合における第76条の規定の適用については、同条中「法第348条第2項各号」とあるのは「法第348条第2項各号又は法附則第14条第1項若しくは第2項」と、「同項本文」とあるのは「法第348条第2項本文又は法附則第14条第1項若しくは第2項」とする。

3 法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準については、第80条中「法第349条の3」とあるのは「法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

4 法附則第15条の規定（都市計画税に係るものに限る。）又は第15条の2第2項若しくは第15条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する都市計画税の課税標準については、第155条第2項中「法第349条の3」とあるのは「法第349条の3、法附則第15条、第15条の2第2項又は第15条の3」と、「同条」とあるのは「これらの規定」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第8項の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 6 法附則第15条第18項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第14項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第33項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 19 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項の条例で定める割合は、3分の2とする。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第18条 法附則第15条の7第1項に規定する認定長期優良住宅について、同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された

日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、同項に規定する期間を経過した日以後に申告書を提出する場合には、当該期間内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

（特定市街化区域農地であった土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申請）

第19条 法附則第15条の8第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、同条第1項に規定する貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 土地の所在
- (3) 政令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分
- (4) その他市長が必要と認める事項

（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第20条 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。以下この条及び附則第23条において同じ。）が完了した日か

ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準（法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第23条において同じ。）を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用の額
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、耐震改修が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

（高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第21条 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定する居住安全改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日

- (4) 居住者の氏名、年齢及び法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等の区分
- (5) 居住安全改修工事が完了した年月日
- (6) 居住安全改修工事に要した費用の額並びに政令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 熱損失防止改修工事の種類
- (5) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (6) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第36項に規定する補助金等の額
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、熱損失防止改修工事が完了し

た日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条第11項に規定する補助(第5号において「補助」という。)に係る補助金額確定通知書の写し、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 家屋の所在
- (3) 家屋の建築年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、耐震改修が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(新築住宅等に対して課する固定資産税の減額における人の居住の用に供する部分等の算出割合の補正)

第24条 総務省令附則第7条第1項本文に掲げる次の各号に掲げる割合の補正については、当該各号に定める割合により行う。

- (1) 政令附則第12条第4項(同条第11項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する区分所有に係る住宅(同条第1項第1号に規定する住宅を

いう。以下この条において同じ。) 以外の住宅における人の居住の用に供する部分 (政令附則第12条第1項第4号に規定する別荘の用に供する部分を除く。以下この条において同じ。) の床面積の当該住宅の床面積に対する割合 固定資産評価基準 (昭和38年自治省告示第158号) 第2章第1節五本文の規定 (以下この条において「評価基準」という。) によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該住宅の価額に対する割合

(2) 政令附則第12条第4項に規定する区分所有に係る住宅における居住用専有部分 (同条第1項第6号に規定する居住用専有部分をいう。以下この条において同じ。) に係る基準部分 (政令附則第12条第1項第8号に規定する基準部分をいう。) のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

(3) 政令附則第12条第20項 (同条第22項において準用する場合を含む。次号において同じ。) に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合

(4) 政令附則第12条第20項に規定する住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該従前の権利に対応する部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合

(5) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該耐震基準適合住宅部分の価額に対する割合

(6) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合

評価基準によって求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

(7) 政令附則第12条第31項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修住宅部分の価額に対する割合

(8) 政令附則第12条第34項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修専有部分の価額に対する割合

(9) 政令附則第12条第38項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失防止改修住宅部分の価額に対する割合

(10) 政令附則第12条第41項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失改修専有部分の価額に対する割合

(11) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該耐震基準適合家屋の価額に対する割合

(12) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によって求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該居住用専有部分の価

額に対する割合

(平成29年度における土地の価格の特例)

第25条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が法附則第17条の2第1項の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の法附則第17条の2第1項に規定する修正価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は同項に規定する平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第78条の規定にかかわらず、法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

3 前2項の規定の適用を受ける土地（平成29年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受けるに至った場合の当該土地を除く。）に対して課する平成29年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項又は第2項」とする。

4 平成29年度分の固定資産税について第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成29年度分の固定資産税に限り、第81条中「第78条」とあるのは「附則第25条第1項」とする。

(宅地等に対して課する平成29年度分の固定資産税の特例)

第26条 宅地等に係る平成29年度分の固定資産税の額については、法附則第18条及び第18条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する平成29年度分の固定資産税の特例)

第27条 農地に係る平成29年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定め

るところによる。

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第28条 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、同項に定めるところによる。

2 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第2項各号に掲げる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、法第349条第2項から第6項までの規定を適用する場合には、当該各号に定めるところによる。

3 平成28年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第3項各号に掲げる事情がある土地（同条第4項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。）に対して課する固定資産税の課税標準については、附則第25条第1項又は第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第3項に定めるところによる。

4 平成29年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第4項各号に掲げる事情がある土地に対して課する固定資産税の課税標準については、附則第25条第1項又は第2項の規定にかかわらず、法附則第19条の2第4項に定めるところによる。

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第29条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税の額については、附則第27条の規定にかかわらず、法附則第19条の3及び第19条の4に定めるところによる。

(宅地等に対して課する平成29年度分の都市計画税の特例)

第30条 宅地等に係る平成29年度分の都市計画税の額については、法附則第25条及び第25条の3に定めるところによる。

(農地に対して課する平成29年度分の都市計画税の特例)

第31条 農地に係る平成29年度分の都市計画税の額については、法附則第26条に定めるところによる。

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第32条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の都市計画税の額について

は、前条の規定にかかわらず、法附則第27条及び第27条の2に定めるところによる。

(軽自動車税の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が

初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条

において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した

月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第116条の規定の適用については、

当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の

適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表

の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第5項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の特例）

- 第34条 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る前条第1項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは「受けた月の属す

る年の12月」とする。

- 2 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第116条及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第116条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
前条第1項の表以外の部分	第116条	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条
前条第1項の表	第2号ア	附則第34条第2項の規定により読み替えて適用される第116条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(事業所税のうち資産割の課税標準の特例に係る読替規定)

第35条 法附則第33条第5項の規定の適用がある事業所税に限り、第144条中「第701条の41」とあるのは「第701条の41又は法附則第33条第5項」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第36条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得に

については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額に対し、同項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第11条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第24条及び第26条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第36条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項

の規定による所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得割を課する。

- (1) 土地等に係る課税事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額をいう。次号において同じ。）の100分の7.2に相当する金額
 - (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の100分の110に相当する金額
- 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。第4項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
 - (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に

規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による所得割の額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第38条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（以下この項において「長期譲渡所得の金額」という。）に対し、同条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（次条第1項及び第2項並びに附則第40条第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による所得割の額」と、第29条

第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 480,000円
- イ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
- 4 法附則第34条の2第9項に定める場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第40条 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第38条第1項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 1,440,000円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から60,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第33条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第41条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。）に対し、同条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額の100分の5.4に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは「100分の3」とする。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定に

よる所得割の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第42条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、同条第5項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」と

あるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第43条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、同条第5項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第42条第1項」とあるのは「附則第43条第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替える。

(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)

第44条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、同条第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の3に相当する金額

に相当する所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第44条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による所得割の額」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第45条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（次項及び第3項においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財

団法人とみなして、第58条第1号の規定を適用する。

- 2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第23条第1項及び第2項第4号の規定を適用する。
- 3 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第23条第1項の規定を適用する。
- 4 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第23条第1項の規定を適用する。
- 5 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税及び都市計画税を課する。

（個人の市民税の均等割の税率の特例）

第46条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第22条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る市民税の課税の特例）

第47条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第2項（同法第12条第5項

及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第47条第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第47条第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第1項の規定による所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定によ

り読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第33条第1項に規定する申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第47条第3項に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第47条第3項に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)

第48条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の

2 第10項に規定する条約適用利子等については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第48条第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第48条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12

項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第25条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第33条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第48条第3項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第48条第3項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第3項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第3項の規定による所得割の額」とする。

(市たばこ税の特例)

第49条 次の各号に掲げる期間内に、第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第30条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税の税率は、第131条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

2 平成29年4月1日前に第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（第128条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下この条において「所得税法等改正法」という。）附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成29年5月1日までに、市長に提出しなければならない。
- (1) 所持する紙巻たばこ3級品の本数及び当該紙巻たばこ3級品の本数のうち市たばこ税の課税標準となるものの本数
 - (2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ3級品の本数により算定した前項の規定による市たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成29年10月2日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第2章第4節の規定（第130条から第132条まで、第134条、第135条及び第139条の規定を除く。）を適用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第136条第1項	第134条の規定によって 申告書	附則第49条第3項の規定によって申 告書
	第134条の規定によって 申告納付する	附則第49条第3項及び第4項の規定 によって申告納付する
第136条第2項	第134条	附則第49条第3項
第137条第1項	第134条	附則第49条第3項
	同条各項に規定する申告 書の提出期限	平成29年5月1日

- 6 平成30年4月1日前に第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する

卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第3項	前項に	第6項に
	平成29年5月1日	平成30年5月1日
第3項第2号	前項	第6項
第4項	平成29年10月2日	平成30年10月1日
第5項の表以外の部分	第2項	第6項
	前3項	同項及び前2項
第5項の表第136条第1項の項及び第136条第2項の項	附則第49条第3項	附則第49条第7項において準用する同条第3項
第5項の表第137条第1項の項	附則第49条第3項	附則第49条第7項において準用する同条第3項
	平成29年5月1日	平成30年5月1日

- 8 平成31年4月1日前に第128条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。
- 9 第3項から第5項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

第3項	前項に	第8項に
	平成29年5月1日	平成31年4月30日
第3項第2号	前項	第8項
第4項	平成29年10月2日	平成31年9月30日
第5項の表以外の部分	第2項	第8項
	前3項	同項及び前2項
第5項の表第136条第1項の項及び第136条第2項の項	附則第49条第3項	附則第49条第9項において準用する同条第3項
第5項の表第137条第1項の項	附則第49条第3項	附則第49条第9項において

		て準用する同条第3項
	平成29年5月1日	平成31年4月30日

(大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第50条 大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第105号）の一部を次のように改める。

第1条中「昭和29年大阪市条例第16号」を「平成29年大阪市条例第 号」に改める。

第12条第1項第2号中「第30条の2第1項」を「第23条第1項の表第1号オ」に改める。

第13条第3項中「第34条」を「第27条第1項」に改める。

(大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例の一部改正)

第51条 大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例（平成23年大阪市条例第58号）の一部を次のように改める。

第2条中「昭和29年大阪市条例第16号」を「平成29年大阪市条例第 号」に改める。

第3条第1項中「第25条第1項第1号」を「第17条第1項第1号」に改める。

平成29年 2 月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

歴年の改正により複雑化している、地方税法と市税条例の関係を明確化し、本市の政策判断による規定及び市民の権利・義務に関する規定等について、市民にとってよりわかりやすい条例となるように、市税条例の構成の抜本的な見直し等を行うため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（抄）

(目 的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税に関し大阪市市税条例（昭平

和29年大阪市条例第16号。以下「市税条例」という。）の特例を定めるとともに、その特例の成29年大阪市条例第 号

適用に必要な特区における事業に係る事業計画の認定等に関する事項を定めることにより、総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「特区法」という。）第8条第1項に規定する国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(特区事業法人に対する法人の市民税均等割の課税の特例)

第12条 特区事業法人（法第294条第1項第5号に規定する個人を除く。以下この条において同じ。）が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で前条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税均等割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税均等割については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 法人の市民税均等割額の算出に当たり、当該事業年度の従業者数の合計数（市税条例第30条の2第1項 第23条第1項の表第1号才 に規定する従業者数の合計数をいう。

以下同じ。）に当該事業年度の前事業年度における第6条第2項の決定を受けた法人市民税均等割認定特区事業割合を乗じて得た従業者数を、従業者数の合計数に算入しないものとする。

2 省 略

(特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例)

第13条 省 略

2 省 略

3 特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税法人税割額（法第321条の8第24項から第27項までの規定による控除前の額とする。）から、法人の市民税法人税割の当該事業年度に係る課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額に市税条例第34条 に定める税率を乗じた額 **第27条第1項**

に当該事業年度の前事業年度における法人市民税法人税割認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。

大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例における用語の意義は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号。以下「市税条例」という。）の例による。

平成29年大阪市条例第 号

（特例給付金の支給）

第3条 市長は、対象年金受給者（平成13年度以後の各年度における個人の市民税の納税義務者（市税条例第25条第1項第1号に該当する者に限る。）のうち対象保険年金に係る租税特別措
第17条第1項第1号

置法第41条の20の2第2項第2号に規定する保険金受取人等に該当するものをいう。以下同じ。）である者（その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に死亡している場合にあつては、その相続人（包括受遺者を含む。以下「特定相続人」という。）以下「対象年金受給者等」という。）に対し、当該対象年金受給者又は当該特定相続人に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下「特定被相続人」という。）の平成12年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第169条の規定の適用を受けるものを除く。）のうち個人の市民税が課されない部分の金額について個人の市民税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる個人の市民税に相当する給付金（以下「特例給付金」という。）を支給することができる。ただし、当該対象年金受給者等（特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続人）の当該特例給付金の対象となる年度分の個人の市民税につき地方税法の規定により賦課決定及び還付をすることができる場合は、この限りでない。

2 - 3 省 略

(参 考)

大阪市市税条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第24条）

第2章 普通税

第1節 市民税

第1款 通則（第25条 - 第29条）

第2款 課税標準及び税率（第30条 - 第36条）

第3款 申告義務（第37条 - 第40条）

第4款 賦課及び徴収（第41条 - 第53条の5）

第5款 退職所得の課税の特例（第53条の6 - 第53条の15）

第6款 配当所得の課税の特例（第53条の15の2）

第7款 事業所得等の課税の特例（第53条の15の3 - 第53条の15の5）

第8款 譲渡所得の課税の特例（第53条の16 - 第53条の21）

第2節 固定資産税

第1款 通則（第54条 - 第57条）

第2款 申告義務（第58条 - 第62条）

第3款 課税標準及び税率（第63条 - 第65条）

第4款 賦課及び徴収（第66条 - 第74条）

第5款 固定資産評価員（第75条・第76条）

第6款 固定資産の価格に係る不服審査（第77条 - 第80条）

第3節 軽自動車税（第81条 - 第98条）

第4節 市たばこ税（第99条 - 第101条の8）

第5節 削除

第6節 特別土地保有税

第1款 通則（第113条の3 - 第113条の7）

第2款 課税標準及び税率（第113条の8 - 第113条の11）

第3款 徴収（第113条の12 - 第113条の20）

第4款 遊休土地に係る特別土地保有税（第113条の21 - 第134条）

第3章 目的税

第1節 事業所税

第1款 通則（第134条の2 - 第134条の5）

第2款 課税標準及び税率（第134条の6 - 第134条の9）

第3款 徴収（第134条の10 - 第134条の22）

第2節 都市計画税（第135条 - 第141条）

第4章 雑則（第142条・第143条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法令その他別に定があるものの外、市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。
- (2) 納税通知書 納税者が納付すべき市税について、その賦課の根拠となつた法律及びこの条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で市が作成するものをいう。
- (3) 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによつて、市税を徴収することをいう。
- (4) 申告納付 納税者がその納付すべき市税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。
- (5) 特別徴収 市税の徴収について便宜を有する者に徴収させ、かつ、その徴収すべき税額を納入させることをいう。
- (6) 特別徴収義務者 特別徴収によつて市税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。
- (7) 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき市税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。
- (8) 納入金 特別徴収義務者が徴収し、かつ、納入すべき市税をいう。
- (9) 証紙徴収 市が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもつて市税を払い込ませることをいう。

(10) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。

(税 目)

第3条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業所税
- (2) 都市計画税

(徴税吏員の証票)

第4条 徴税吏員は、市税の賦課徴収に関する調査を行う場合、徴収金の滞納処分のため滞納者の財産の調査を行う場合又は市税に関する犯則事件の調査を行う場合においては、それぞれその身分を証する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(賦課洩れ等に係る市税の取扱)

第5条 賦課洩れに係る市税又は詐偽その他不正の行為に因り免かれた市税については、その全額を直ちに賦課徴収する。

(災害等による期限の延長)

第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該期限を延長することができる。

(徴収猶予の要件等)

第6条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき

- (2) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- (3) 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- (4) 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があつたとき

2 市長は、納税者又は特別徴収義務者につき、徴収金の法定納期限（随時に課する市税については、その市税を課することができることとなつた日）から1年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 市長は、前2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

4 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。

5 市長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

（徴収猶予の申請手続等）

第6条の2の2 徴収の猶予（前条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか（分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限又は分割納入の各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする第6条の6第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 徴収の猶予（前条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

- 4 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
 - (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 5 第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第1項（第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。
- 6 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長をし、又は徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。
- 7 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。
- 8 市長は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知する。
- 9 第7項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。
- 10 市長は、第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該

申請書を提出した者について前条第1項、第2項又は第4項の規定に該当すると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないことができる。

(1) 第6条の3第1項第1号に掲げる場合に該当するとき

(2) 当該申請書を提出した者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(3) 不当な目的で徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき

11 市長は、第6項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、徴税吏員に、当該申請書を提出した者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(徴収猶予の通知)

第6条の2の3 市長は、徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたときは、その旨、猶予をする金額、猶予をする期間その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知する。

2 市長は、前条第1項、第3項又は第4項の規定による申請書の提出があつた場合において、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知する。

(徴収猶予の効果)

第6条の2の4 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差し押えを解除することができる。

2 市長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る徴収金について差し押さえた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等（国税徴収法第72条第1項に規定する無体財産権等をいう。）があるときは、その取得した果実又は第三債務者等（法第14条の18第6項第2号に規定する第三債務者等をいう。）から給付を受けた財産で金銭以外のものについて滞納処分を執行し、その財産に係る換価代金等（国税徴収法第129条第1項に規定する換価代金等をいう。）を当該徴収の猶予に係る徴収金に充てることができる。

3 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、当該金銭を当該徴収の猶予に係る徴収金に充てることができる。

(徴収猶予の取消し)

第6条の3 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に徴収することができる。

- (1) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 第6条の2第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）
- (3) 当該徴収の猶予に係る徴収金につき提供された担保について市長が第6条の6第3項の規定により行った求めに応じないとき
- (4) 新たに当該徴収の猶予に係る徴収金以外に、徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）
- (5) 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき
- (6) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でないと認められるとき

2 市長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、あらかじめ、当該徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収の猶予の取消しを受けた者に通知する。

(職権による換価の猶予の要件等)

第6条の4 市長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予又は第6条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができない。

- (1) その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にする

おそれがあるとき

(2) その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の徴収金の徴収上有利であるとき

2 第6条の2第3項から第5項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2第3項	する金額	する金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第6条の2第4項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
第6条の2第5項	ことができる	ものとする

（職権による換価の猶予の手續等）

第6条の4の2 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、政令で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類

2 前項の規定は、前条第2項において読み替えて準用する第6条の2第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

3 第6条の2の3第1項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。

（職権による換価の猶予の効果等）

第6条の4の3 市長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第6条の2の4第2項及び第3項並びに第6条の3第1項（第5号を除く。）及び第3項の

規定は、職権による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の3第1項	次の	第6条の4第1項の規定に該当しないこととなつた場合又は次の
第6条の3第1項第2号	第6条の2第3項	第6条の4第2項において読み替えて準用する第6条の2第3項

(申請による換価の猶予の要件等)

第6条の5 市長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、徴収金の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 第6条の2第3項から第5項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2第3項	する金額	する金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
	ことができる	ものとする
第6条の2第5項	ことができる	ものとする

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第6条の5の2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該申請による換価の猶予を受けようとする金額

- (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (5) 猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入する場合の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限ごとの納入金額
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする第6条の6第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、政令で定める書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 前条第2項において準用する第6条の2第4項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前項各号に掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 4 第6条の2の2第6項から第10項まで及び第6条の2の3の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条の2の2第6項及び第7項	第1項、第3項又は第4項	第6条の5の2第1項又は第3項
第6条の2の2第10項	第1項、第3項又は第4項	第6条の5の2第1項又は第3項
	前条第1項、第2項又は第4項	第6条の5第1項又は同条第2項において準用する前条第

		4 項
第 6 条の 2 の 2 第 10 項第 1 号	第 6 条の 3 第 1 項第 1 号	第 6 条の 5 の 3 第 2 項において準用する第 6 条の 3 第 1 項第 1 号
第 6 条の 2 の 2 第 10 項第 2 号	次項の規定による	徴税吏員の
	又は同項の規定による	又は
第 6 条の 2 の 3 第 2 項	前条第 1 項、第 3 項又は第 4 項	第 6 条の 5 の 2 第 1 項又は第 3 項

(申請による換価の猶予の効果等)

第 6 条の 5 の 3 市長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 第 6 条の 2 の 4 第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、第 6 条の 3 第 1 項第 2 号中「第 6 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 6 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する第 6 条の 2 第 3 項」と読み替えるものとする。

(担保の徴取)

第 6 条の 6 市長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴する。ただし、その猶予に係る金額が 1,000,000 円以下である場合、その猶予の期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 国債及び地方債

(2) 市長が确实と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

(3) 土地

(4) 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

(5) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

(6) 市長が确实と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る徴収金につき差し押さえた財

産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

- 3 市長は、第1項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第6条の2の4第1項、第6条の4の3第1項若しくは第6条の5の3第1項の規定により差押えを解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

(過誤納金の還付)

第7条 過誤納に係る徴収金（以下この章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、還付する。

(過誤納金の充当)

第8条 前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた徴収金（その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下この条において同じ。）である徴収金に係る過誤納金である場合にはその納付し、又は納入する義務が当該信託財産責任負担債務である徴収金に限るものとし、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である徴収金に係る過誤納金でない場合にはその納付し、又は納入する義務が信託財産限定責任負担債務（同法第154条に規定する信託財産限定責任負担債務をいう。）である徴収金以外の徴収金に限る。以下この条において同じ。）があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

(還付加算金)

第9条 過誤納金を前2条の規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日の翌日から市長が還付のための支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、当該適することとなつた日）までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算する。

- (1) 更正、決定若しくは賦課決定（普通徴収の方法によつて徴収する市税の税額を確定する処分をいい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市民税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下この条において同じ。）、第52条第6項若しくは第8項の規定による申告書（法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき連結法人税額（同条第4項に規定する連結法人税額をいう。次条第4

項において同じ。)に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した市民税の法人税割額に係るものに限る。)の提出又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定により、納付し、又は納入すべき額が確定した徴収金(当該徴収金に係る市税に係る延滞金を含む。)に係る過納金(次号及び第3号に掲げるものを除く。)当該過納金に係る徴収金の納付又は納入があつた日

(2) 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。)により、納付し、又は納入すべき額が減少した市税(当該市税に係る延滞金を含む。次号において同じ。)に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して3月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日

(3) 所得税の更正(更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあつては、更正の請求に基づくものに限る。以下この号及び第5項において同じ。)又は所得税の申告書(所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書及び同項第39号に規定する修正申告書をいう。以下この号及び第5項において同じ。)の提出に基因してされた賦課決定により、納付し、又は納入すべき額が減少した市税に係る過納金 当該賦課決定の基因となつた所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して1月を経過する日

(4) 前3号に掲げる過納金以外の徴収金に係る過誤納金 その過誤納となつた日として政令で定める日の翌日から起算して1月を経過する日

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を同項に規定する期間から控除する。

(1) 過誤納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を発した日から30日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき その経過する日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

(2) 過誤納金の返還請求権につき民事執行法の規定による差押命令又は差押処分が発せられたとき その差押命令又は差押処分の送達を受けた日の翌日から1週間を経過した日までの期間

(3) 過誤納金の返還請求権につき仮差押えがされたとき その仮差押えがされている期間

3 2以上の納期又は2回以上の分割納付若しくは分割納入に係る徴収金につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金については、その過誤納金の額に相当する徴収金に達するまで、納付

又は納入の日の順序に従い最後に納付又は納入された金額から順次遡つて求めた金額からなるものとみなして、第1項の規定を適用する。

4 適法に納付され、又は納入された徴収金が、その適法な納付又は納入に影響を及ぼすことなくその納付し、又は納入すべき額を変更する法律又は条例の規定に基づき過納となつたときは、その過納金については、これを第1項第4号に掲げる過誤納金と、その過納となつた日を同号に定める日とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

5 徴収金の納付又は納入があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき、その市税について更正（更正の請求に基づく更正を除く。）又は賦課決定（所得税の更正又は所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定を除く。）が行われたときは、その更正又は賦課決定により過納となつた金額に相当する徴収金については、その更正又は賦課決定の日の翌日から起算して1月を経過する日（普通徴収の方法によつて徴収する市税について、当該賦課決定前にこれらの理由に基づき納付すべき税額が過納となる旨の申出があつた場合には、当該1月を経過する日と当該申出のあつた日の翌日から起算して3月を経過する日とのいずれか早い日）を第1項各号に定める日とみなして、同項の規定を適用する。

（延滞金）

第10条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後に税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（次の各号に掲げる税額については、それぞれ当該各号に掲げる期間）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

- (1) 第52条第1項、第2項、第4項若しくは第5項、第101条の2第1項若しくは第2項、第113条の13第1項、第134条の11第1項又は第134条の12第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 第52条第7項に規定する申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日（同条第8項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、

当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。) までの期間又は当該申告書を提出した日の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第101条の4第2項、第113条の14第2項又は第134条の14第2項の修正申告書に係る税額
当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 第113条の15第3項若しくは第4項(これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。)、第113条の17第3項又は第113条の18第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

2 前項の場合において、法人が第52条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第7項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(第52条第8項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 第1項の場合において、第52条第7項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（第52条第8項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

4 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した市民税の法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に第52条第4項に規定する連結完全支配関係がある同条第2項に規定する連結子法人（同条第4項に規定する連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間（同条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間をいう。以下この項において同じ。）でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

6 市長は、第1項、第4項及び前項に規定する延滞金額については、申請に基づき、市規則で定めるところにより減免することができる。

（督促）

第11条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合にお

いては、この限りでない。

第12条及び第13条 削除

(滞納処分)

第14条 滞納者が次の各号の1に該当するときは、徴税吏員は、徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないとき

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに徴収金を完納しないとき

(大阪市行政手続条例の適用除外)

第14条の2 大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する法令（条例及び規則を含む。）の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、大阪市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 大阪市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

(書類の送達)

第15条 徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

2 交付送達は、市の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

(1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業員又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること

(2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと

4 通常 of 取扱いによる郵便又は信書便によつて第1項に規定する書類を発送した場合には、法に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

(公示送達)

第16条 前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をする。

2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を市役所又は所管市税事務所の掲示場に掲示して行ふ。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第17条から第24条まで 削除

第2章 普通税

第1節 市民税

第1款 通則

(市民税の納税義務者等)

第25条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。

(1) 区内に住所を有する個人

(2) 区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しない者

(3) 区内に事務所又は事業所を有する法人

(4) 区内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この節において「寮等」という。）を有する法人で当該区内に事務所又は事業所を有しないもの

(5) 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所又は事業所を有するもの

2 前項第1号の区内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、

住民基本台帳に記録されている者をいう。

- 3 住民基本台帳に記録されていない個人が区内に住所を有する者である場合には、その者を住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市民税を課することができる。
- 4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第25条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第27条から第29条まで、第30条の2、第39条、第52条第5項及び第53条の14を除く。第3項から第5項までにおいて同じ。）の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 所得税法第6条の3の規定は、前2項の規定をこの節の規定中個人の市民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 4 法人税法第4条の7の規定は、第1項及び第2項の規定をこの節の規定中法人の市民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第30条の2第1項の表の第1号オ	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第25条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の
------------------	---------	----------------------------------------------------------------------------------------------

		規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)の資本金等の額(法第294条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この条において同じ。)が
第30条の2第1項の表の第2号から第9号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が
第30条の2第2項第1号及び第3号	当該法人	当該法人に係る固有法人
第30条の2第2項第2号	これらの法人	これらの法人に係る固有法人
第30条の2第5項から第7項まで)の資本金等の額)に係る固有法人の資本金等の額
第52条第1項	有するもの	有するもの(当該法人が固有法人である場合にあつては、当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が区内に事務所等を有する場合における当該固有法人。次項及び第4項において同じ。)
	法人にあつては均等割額	法人が固有法人である場合にあつては当該固有法人に係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額
	及び均等割額	及び当該法人が固有法人である場合にあつては均等割額
第52条第2項から第4項まで	均等割額	当該法人が固有法人である場合にあつては当該固有法人に

		係る法人課税信託の受託者が納付すべき均等割額
第52条第9項	義務がある法人	義務がある固有法人
	提出すべき法人	提出すべき固有法人
	法人の寮等	固有法人に係る法人課税信託の受託者の有する寮等

(個人の市民税の非課税の範囲)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の6の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人以外の者の市民税の非課税の範囲)

第27条 個人以外の者の市民税の非課税の範囲については、法第296条に定めるところによる。

(市民税の納税管理人)

第28条 市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。以下本項において同じ。）のうちから納税管理人を定めてこれを市長に申告し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第29条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第2款 課税標準及び税率

(個人の均等割の税率)

第30条 第25条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。

(法人の均等割の税率)

第30条の2 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号及び附則第116項において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	
エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）	
オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、区内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号まで及び第4項において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	

(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が5,000,000,000円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000円

2 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

- (1) 第52条第1項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日
- (2) 第52条第2項の規定によつて申告納付する法人又は同条第3項の規定によつて納付する法人 これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月の期間の末日
- (3) 第52条第4項の規定によつて申告納付する法人 当該法人の同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日
- (4) 公共法人等（法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人

等で均等割のみを課されるものをいう。) 前年4月1日から3月31日までの期間(当該期間中に当該公共法人等が解散(合併による解散を除く。以下第53条の4の2第1項、第2項及び第4項並びに第53条の4の4第2項を除き、この節において同じ。)又は合併により消滅した場合には、前年4月1日から当該消滅した日までの期間)の末日

- 3 第1項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において区内に事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- 4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日現在における従業者数の合計数による。
- 5 第2項第1号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表の第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日(同法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第5項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。)現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第9号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 6 第2項第2号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第6項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
- 7 第2項第3号に掲げる法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、同

号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(所得割の課税標準)

第31条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3 所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書（第6項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第56条に規定する事業に従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第57条第2項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第1項の規定による計算の例によつて当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定する。前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他政令で定める理由により同条第2項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第37条第1項第2号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認めるものを含む。）を提出しているとき（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

4 所得割の納税義務者（前項の規定に該当する者を除く。）が所得税法第56条に規定する事業を営んでいる場合において、その納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専ら当該事業に従事するもの（以下この節において「事業専従者」という。）があるときは、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い

金額を当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費とみなす。

(1) 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 当該納税義務者の配偶者である事業専従者 860,000円

イ アに掲げる者以外の事業専従者 500,000円

(2) 当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額

5 前項の規定は、第37条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）に同項第2号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定によつて申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

6 所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前3年間における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第2条第1項第25号の純損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、当該純損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市民税について連続して第37条第1項又は第3項の規定による申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

7 前項の規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前3年内の各年における総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額（同項の規定により前年前において控除されたものを除く。）のうち、当該各年に生じた変動所得（漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。）の金額の計算上生じた損失の金額若しくは被災事業用資産の損失の金額に係るもので政令で定めるもの又は当該納税義務者の前年前3年内の各年に生じた雑損失の金額（第32条第1項第1号ア、イ又はウに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに定める金額を超える場合におけるその超える金額をいい、この項又は同条第1項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について第37条第1項又は第3項の規定による申告書を提出し、かつ、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書を提出し

ているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

- 8 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものによりうめられた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。
- 9 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第37条第1項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除する。
- 10 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
- 11 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
- 12 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
- 13 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）

に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

（所得控除）

第32条 所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(1) 前年中に災害又は盗難若しくは横領（以下この号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（前条第8項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。）について損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、当該損失の金額（当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。）の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額

ア 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）が50,000円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。） 当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の10分の1に相当する金額

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が50,000円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち50,000円を超える部分の金額を控除した金額とアに定める金額とのいずれか低い金額

ウ 損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合 50,000円とアに定める金額とのいずれか低い金額

(2) 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類する

ものにより埋められた部分の金額を除く。)の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額(その金額が100,000円を超える場合には、100,000円)を超える所得割の納税義務者 その超える金額(その金額が2,000,000円を超える場合には、2,000,000円)

(3) 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料(所得税法第74条第2項に規定する社会保険料(租税特別措置法第41条の7第2項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。)をいう。)を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者 その支払った、又は給与から控除される金額

(4) 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額

ア 小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約(政令で定めるものを除く。)に基づく掛金

イ 確定拠出年金法第3条第3項第7号の2に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入者掛金

ウ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約に基づく掛金

(5) 前年中にアに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、イに規定する介護医療保険料又はウに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれアからウまでに定める金額の合計額(当該合計額が70,000円を超える場合には、70,000円)

ア 法第314条の2第8項第1号に規定する新生命保険契約等(以下アにおいて「新生命保険契約等」という。)に係る保険料若しくは掛金(同号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金(以下この号において「保険金等」という。)を支払うことを約する部分(ウにおいて「生存死亡部分」という。)に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、イに規定する介護医療保険料及びウに規定する新個人年金保険料を除く。以下ア及びイにおいて「新生命保険料」という。)又は同項第2号に規定する旧生命保険契約等(以下ア及び第8項において「旧生命保険契約等」という。)に係る保険料若しくは掛金(ウに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下アにおいて「旧生命保険料」という。)を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(ア) 新生命保険料を支払った場合(ウに掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に

応じそれぞれ次に定める金額

A 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額（同年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(㍑)及び(㍒)Aにおいて同じ。）が12,000円以下である場合 当該合計額

B 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が12,000円を超え32,000円以下である場合 12,000円と当該合計額から12,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額

C 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が32,000円を超え56,000円以下である場合 22,000円と当該合計額から32,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額

D 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が56,000円を超える場合 28,000円

(イ) 旧生命保険料を支払った場合（(㍑)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

A 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（同年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(イ)及び(㍑)Bにおいて同じ。）が15,000円以下である場合 当該合計額

B 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が15,000円を超え40,000円以下である場合 15,000円と当該合計額から15,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額

C 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が40,000円を超え70,000円以下である場合 27,500円と当該合計額から40,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額

D 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が70,000円を超える場合 35,000円

(㍑) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区

分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が28,000円を超える場合には、28,000円）

A 新生命保険料 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の(ア)AからDまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(ア)AからDまでに定める金額

B 旧生命保険料 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の(イ)AからDまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(イ)AからDまでに定める金額

イ 法第314条の2第8項第3号に規定する介護医療保険契約等（以下イにおいて「介護医療保険契約等」という。）に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第2号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下イにおいて「介護医療保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(ア) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（同年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下イにおいて同じ。）が12,000円以下である場合 当該合計額

(イ) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が12,000円を超え32,000円以下である場合 12,000円と当該合計額から12,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額

(ロ) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が32,000円を超え56,000円以下である場合 22,000円と当該合計額から32,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額

(ハ) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が56,000円を超える場合 28,000円

ウ 法第314条の2第8項第4号に規定する新個人年金保険契約等（以下ウにおいて「新個人年金保険契約等」という。）に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ウにおいて「新個人年金保険料」という。）又は同項第5号に規定する旧個人年金保険契約等（以下ウ及び第8項において「旧個人年金保険契約等」という。）に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保

険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ウにおいて「旧個人年金保険料」という。)を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(ア) 新個人年金保険料を支払った場合 (ウに掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

A 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額 (同年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額 (新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。) を控除した残額。以下(ア)及び(ウ)Aにおいて同じ。) が12,000円以下である場合 当該合計額

B 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が12,000円を超え32,000円以下である場合 12,000円と当該合計額から12,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額

C 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が32,000円を超え56,000円以下である場合 22,000円と当該合計額から32,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額

D 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が56,000円を超える場合 28,000円

(イ) 旧個人年金保険料を支払った場合 (ウに掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

A 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額 (同年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額 (旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。) を控除した残額。以下(イ)及び(ウ)Bにおいて同じ。) が15,000円以下である場合 当該合計額

B 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が15,000円を超え40,000円以下である場合 15,000円と当該合計額から15,000円を控除した金額の2分の1に相当する金額との合計額

C 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が40,000円を超え70,000円以下である場合 27,500円と当該合計額から40,000円を控除した金額の4分の1に相当する金額との合計額

D 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が70,000円を超える場合 35,000円

(ウ) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が28,000円を超える場合には、28,000円）

A 新個人年金保険料 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の(ア)AからDまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(ア)AからDまでに定める金額

B 旧個人年金保険料 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の(イ)AからDまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(イ)AからDまでに定める金額

(5の2) 削除

(5の3) 前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第9条第1項第9号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる法第314条の2第8項第6号に規定する損害保険契約等（以下この号において「損害保険契約等」という。）に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（同年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の2分の1に相当する金額（その金額が25,000円を超える場合には、25,000円）

(6) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき260,000円（その者が特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第4項、第34条の4及び第71条第1項において同じ。）である場合には、300,000円）

- (7) 削除
- (8) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者 260,000円
- (9) 勤労学生である所得割の納税義務者 260,000円
- (10) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 330,000円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。第34条の4において同じ。）である場合には、380,000円）
- (10の2) 自己と生計を一にする配偶者（他の所得割の納税義務者の扶養親族とされる者並びに前条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けらるるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、前年の合計所得金額が760,000円未満であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が10,000,000円以下であるもの（その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けている者を除く。）次に掲げるその配偶者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 前年の合計所得金額が450,000円未満である配偶者 330,000円
- イ 前年の合計所得金額が450,000円以上750,000円未満である配偶者 380,000円からその配偶者の前年の合計所得金額のうち380,000円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額でないときは、50,000円の整数倍の金額から30,000円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額
- ウ 前年の合計所得金額が750,000円以上である配偶者 30,000円
- (11) 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。以下この項及び第34条の4において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき330,000円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。第34条の4において同じ。）である場合には450,000円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。第5項及び第34条の4において同じ。）である場合には380,000円）
- 2 所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から330,000円を控除する。
- 3 所得割の納税義務者が、法第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が5,000,000円以下であるものであ

る場合には、当該納税義務者に係る第1項第8号の金額は、300,000円とする。

- 4 所得割の納税義務者の有する控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者（第34条の4において「同居特別障害者」という。）である場合には、当該特別障害者に係る第1項第6号の金額は、530,000円とする。
- 5 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（第34条の4において「同居直系尊属」という。）である場合には、当該老人扶養親族に係る第1項第11号の金額は、450,000円とする。
- 6 租税特別措置法第4条の4第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第1項第5号及び第5号の3の規定は、適用しない。
- 7 第1項第1号の規定によつて控除すべき金額を雑損控除額と、同項第2号の規定によつて控除すべき金額を医療費控除額と、同項第3号の規定によつて控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第4号の規定によつて控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第5号の規定によつて控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第5号の3の規定によつて控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第6号及び第4項の規定によつて控除すべき金額を障害者控除額と、第1項第8号及び第3項の規定によつて控除すべき金額を寡婦（寡夫）控除額と、第1項第9号の規定によつて控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第10号の規定によつて控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第10号の2の規定によつて控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第11号及び第5項の規定によつて控除すべき金額を扶養控除額と、第2項の規定によつて控除すべき金額を基礎控除額という。
- 8 平成24年1月1日以後に旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等に附帯して法第314条の2第8項第1号、第3号又は第4号に規定する新契約を締結した場合には、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなして、第1項第5号の規定を適用する。

（所得割の税率）

第33条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

- 2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ

前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(法人税割の税率)

第34条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

2 法人税割の税率は、第52条第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第34条の2 平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、100分の11.9とする。

(中小法人等に対する課税の特例)

第34条の3 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。)で、法人税額又は個別帰属法人税額(市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人については法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条において同じ。)が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成32年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に11.9分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。)、第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(第52条第1項、第53条の2及び第53条の3において「予定申告法人」という。)及び清算中の法人については、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないかどうかの判定は、第52条第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

3 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年20,000,000円」とあるのは「20,000,000円を12で除して得た額に当該法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
(調整控除)

第34条の4 所得割の納税義務者については、その者の第33条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第33条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(イ) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	A Bに掲げる場合以外の場合 当該障害者1人につき10,000円 B 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者1人につき100,000円
(ロ) 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者1人につき220,000円
(ハ) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者（ロに掲げる者を除く。）	10,000円
(ニ) 寡婦のうち法第292条第1項第11号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が5,000,000円以下である所得割の納税義務者	50,000円
(ホ) 勤労学生である所得割の納税義務者	10,000円
(ヘ) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	A Bに掲げる場合以外の場合 50,000円 B 当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合 100,000円
(セ) 自己と生計を一にする第32条第1項第10号の2に規定する配偶者（前年の合計所得金額が450,000円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しない	A Bに掲げる場合以外の場合 50,000円 B 当該配偶者の前年の合計所得金額が400,000円以上450,000円未満である場合 30,000円

ものを有する所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が10,000,000円以下であるもの（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けている者を除く。）	
(ク) 控除対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	A B及びCに掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族1人につき50,000円 B 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族1人につき180,000円 C 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族1人につき100,000円
(ケ) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該老人扶養親族1人につき130,000円

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が前号アの表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から2,000,000円を控除した金額

(配当控除)

第35条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当（所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項において同じ。）、利益の配当（同条第1項に規定する利益の配当をいう。以下この項において同じ。）、剰余金の分配（同条第1項に規定する剰余金の分配をいう。以下この項において同じ。）、金銭の分配（同条第1項に規定する金銭の分配をいう。以下この項において同じ。）又は証券投資信託（同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この項において同じ。）に係

る同法第24条に規定する配当所得（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- (1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託（租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.6（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が10,000,000円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.8）に相当する金額
 - (2) 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第9条第4項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（以下この項において「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」という。）に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。）については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の100分の0.8（課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が10,000,000円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額）については、100分の0.4）に相当する金額
 - (3) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.4（課税総所得金額が10,000,000円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.2）に相当する金額
- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第35条の5中「及び第35条の3」とあるのは「、第35条第1項及び第35条の3」と、同項中「第35条の3」とあるのは「第35条第1項、第35条の3」とする。

(住宅借入金等特別税額控除)

第35条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この項、次条及び附則第128項の3において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の3に相当する金額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額
ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。)第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第8条の4第1項(所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。)附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。)、第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項(同法第31条の2又は第31条の3の規定により適用される場合を含む。)、第32条第1項若しくは第2項、第37条の10第1項(平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項の規定により適用される場合を含む。))若しくは第41条の14第1項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2

第16項、第18項、第20項、第22項若しくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4まで及び第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第35条の5中「及び第35条の3」とあるのは「、第35条の2第1項及び第35条の3」と、同項中「第35条の3」とあるのは「第35条の2第1項、第35条の3」とする。

3 第1項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場合に限り、適用する。

4 所得割の納税義務者が第38条第1項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して市長に提出することができる。

5 前項の場合において、第3項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

第35条の2の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及

び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の3に相当する金額（当該金額が58,500円を超える場合には、58,500円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）
- (2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第37条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において第40条第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から第37条第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、これらの規定中「第34条の4」とあるのは「第34条の4、第35条の2の2第1項」とする。

4 所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成31年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは「100分の4.2」と、「58,500円」とあるのは「81,900円」とする。

(寄附金税額控除)

第35条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- (2) 社会福祉法第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を大阪府内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（大阪府内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する寄附金として市長が指定するもの
 - ア 所得税法第78条第2項第2号若しくは第3号に掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）又は租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であること
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であること
 - ウ 市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行う法人又は団体に対する寄附金であること
 - エ 平成28年1月1日以後に第12項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない寄附金（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

オ 市税の滞納がない法人又は団体に対する寄附金であること

カ 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下この項において「暴力団密接関係者」という。）でなく、かつ、その役員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団密接関係者でない法人又は団体に対する寄附金であること

(4) 次に掲げる要件のいずれにも該当する金銭として市長が指定するもの

ア 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭であること

イ 主務官庁が大阪府知事又は大阪府教育委員会である公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

ウ 市民の福祉の増進に寄与することを目的とする公益信託の信託財産とするために支出される金銭であること

エ 平成28年1月1日以後に第12項の規定によりこの号の規定による市長の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない金銭（その取消しの日から5年を経過していることを要しないと市長が認めるものを除く。）ではないこと

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第33条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る第34条の4第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

1,950,000円以下の金額	100分の85
1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額	100分の80
3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額	100分の70
6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額	100分の67
9,000,000円を超え18,000,000円以下の金額	100分の57
18,000,000円を超え40,000,000円以下の金額	100分の50

40,000,000円を超える金額	100分の45
-------------------	---------

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第33条第2項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

3 第1項第3号又は第4号の規定による市長の指定（以下この条において「市長の指定」という。）は、寄附金を受領する法人若しくは団体又は金銭の支出の相手方である公益信託の受託者の申請に基づき、行うものとする。

4 第1項の規定は、市長の指定を受けた寄附金又は金銭（以下この条において「指定寄附金等」という。）のうち、前項の申請のあつた日の属する年の1月1日（第1項第3号又は第4号に規定する市長の指定の要件（同項第3号オ及びカに掲げるものを除く。）に該当することとなつた日が当該申請のあつた日の属する年の1月2日以後である場合にあつては、当該要件に該当することとなつた日）前に所得割の納税義務者が支出したものについては、適用しない。

5 市長の指定の有効期間（この項の規定による有効期間の満了の日までに第7項の申請に対する処分がされない場合における第8項の規定によりなお効力を有することとされる同日から当該処分がされるまでの期間を除き、次項の有効期間の更新がされた場合における当該更新された有効期間を含む。以下この条において同じ。）は、第3項の申請のあつた日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の市長の指定の有効期間の満了の日の翌日）から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までとする。ただし、当該申請（第7項の申請を

含む。)のあつた日において、当該申請に係る指定寄附金等が、当該申請のあつた日から起算して5年を経過する日の属する年の12月30日までに第1項第3号ア又は第4号アに掲げる要件に該当しなくなることが予定されている場合にあつては、当該有効期間は、当該要件に該当しなくなることが予定されている日までとする。

- 6 前項の有効期間の満了後引き続き指定寄附金等について市長の指定を受けようとする指定寄附金等を受領する法人若しくは団体又は指定寄附金等の支出の相手方である公益信託の受託者（以下この条において「指定寄附金等の受領法人等」という。）は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 7 前項の有効期間の更新を受けようとする指定寄附金等の受領法人等は、第5項の有効期間の満了の日の6月前から2月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、市長に有効期間の更新の申請をしなければならない。
- 8 前項の申請があつた場合において、第5項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の市長の指定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 9 市長は、市長の指定をしたとき又は第6項の有効期間の更新を行つたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。
- 10 指定寄附金等の受領法人等は、市長の指定を受けた後において、第3項又は第7項の規定により申請した事項に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 11 指定寄附金等の受領法人等は、毎年3月15日までに、前年中に受領した指定寄附金等（第4項の規定により第1項の規定の適用を受けない寄附金又は金銭を除く。）につき、市長に報告しなければならない。
- 12 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の指定を取り消すことができる。
 - (1) 指定寄附金等が第1項第3号又は第4号に規定する市長の指定の要件（同項第3号エ及び第4号エに掲げるものを除く。）に該当しなくなつたとき
 - (2) 指定寄附金等の受領法人等が正当な理由なく第10項に規定する届出又は前項に規定する報告を行わないとき
 - (3) 指定寄附金等の受領法人等の不正な手段により指定寄附金等に指定されたことが判明したとき
 - (4) 指定寄附金等の受領法人等が法令違反その他公益に反する行為を行つたとき
- 13 第3項及び第7項に規定する申請、第10項に規定する届出並びに第11項に規定する報告は、

市規則で定めるところにより行わなければならない。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第35条の4 前条の規定の適用を受ける所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、第53条の15の2第1項、第53条の15の3第1項、第53条の15の4第1項、第53条の16第1項、第53条の17第1項、第53条の18第1項又は第53条の18の2第1項の規定の適用を受けるときは、前条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

- (1) 第33条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、前条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第33条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、前条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について第53条の15の3第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について第53条の17第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について第53条の15の2第1項、第53条の15の4第1項、第53条の16第1項、第53条の18第1項又は第53条の18の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

第35条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての第35条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第35条の3第2項第1号の表1,950,000円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表9,000,000

円を超え18,000,000円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表18,000,000円を超え40,000,000円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表40,000,000円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第35条の4の3 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第35条の3第1項の規定の適用については、同項中「掲げる寄附金又は金銭」とあるのは「掲げる寄附金又は金銭（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金又は金銭の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「第1号に掲げる寄附金」とあるのは「第1号に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

2 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第35条の3第2項及び第35条の4の規定の適用については、同項及び同条中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

第35条の4の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第35条の3第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第35条の3第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第35条の3第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第33条第2項に規定する課税総所得金額から第34条の4第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

1,950,000円以下の金額	85分の5
1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額	80分の10
3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額	70分の20
6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額	67分の23

9,000,000円を超える金額	57分の33
------------------	--------

第35条の4の5 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての前条第1項及び第2項の規定の適用については、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第35条の4の6 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号。第3項において「平成28年地域再生法改正法」という。)の施行の日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下この項及び第3項において「認定地方公共団体」という。)に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)の第52条第1項(第34条の3第1項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の15に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第1項(同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5

において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市民税の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 前項の規定は、第52条第1項、第7項若しくは第8項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、第52条第1項の規定による申告書(法人税法第71条第1項の規定による法人税の申告書(同法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。))、同法第74条第1項の規定による法人税の申告書、同法第144条の3第1項の規定による法人税の申告書(同法第144条の4第1項各号に掲げる事項を記載したものに限る。)又は同法第144条の6第1項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。)に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

3 連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は当該連結親法人との間に第52条第4項に規定する連結完全支配関係がある連結子法人(同条第2項に規定する連結子法人をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第4項に規定する連結申告法人に限る。)が、平成28年地域再生法改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。)の第52条第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき市民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第321条の13第1項の規定による市民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の15に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに第53条の3、第53条の4及び第53条の4の2第2項(同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合

及び同条第4項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の市民税の法人税割額の100分の20に相当する額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

- (1) 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- (2) 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- (3) 清算中の連結子法人

5 第3項の規定は、第52条第4項、第7項若しくは第8項の規定による申告書又は法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に、第3項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額は、第52条第4項の規定による申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額を限度とする。

6 第1項又は第3項の規定の適用がある場合における第53条の4の3の規定の適用については、同条中「)の」とあるのは「)並びに第35条の4の6第1項又は第3項の」と、「まず第53条の3」とあるのは「まず同条第1項及び第3項」と、「次に」とあるのは「次に第53条の3の規定による控除、」とする。

(外国税額控除)

第35条の5 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は府民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び法第37条の3の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）をその者の第33条、第34条の4及び第35条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の6 所得割の納税義務者が、第31条第11項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第13項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により

株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第33条、第34条の4、第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

(所得の計算)

第36条 第25条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによつて、その者の第31条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

(1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、調査し、その調査に基づいて算定する。

(2) その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、調査し、その調査に基づいて算定する。

第3款 申告義務

(市民税の申告等)

第37条 第25条第1項第1号の者は、3月15日までに、総務省令の定めるところによつて、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第40条第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得

以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは第32条第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第31条第6項に規定する純損失の金額の控除、同条第7項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の3の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに第26条第2項に規定する者（第31条第3項、第4項、第6項又は第7項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。

- (1) 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
 - (2) 青色専従者給与額（所得税法第57条第1項の規定による計算の例によつて算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額（第31条第4項の規定により必要経費とみなされる金額をいう。）に関する事項
 - (3) 第31条第6項に規定する純損失の金額の控除に関する事項
 - (4) 第31条第7項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項
 - (5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項
 - (6) 寄附金税額控除額の控除に関する事項
 - (7) 扶養親族に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市民税の賦課徴収について必要な事項
- 2 市長は、第40条第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、これらの規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
- 3 第40条第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（前2項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しく

は医療費控除額の控除、第31条第6項に規定する純損失の金額の控除、同条第7項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに第1項の申告書を提出することができる。

5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第25条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第25条第1項第2号の者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

7 新たに第25条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者は、その該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）、その該当することとなつた日その他市長の定める事項を市長に申告しなければならない。

第38条 第25条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合（政令で定める場合を除く。）には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち前条第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、同条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第38条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第38条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長

に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第39条 市民税の納税義務者が第37条第1項若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(給与支払報告書等の提出義務)

第40条 1月1日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。）で当該給与の支払をする際所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、1月1日現在本市に住所を有し、かつ、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定によつて提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち4月1日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、4月15日までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第183条の規定によつて所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合においては、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の1月31日までに、当該給与の支払を受けなくなつた者についてその者に係る給与の支払を受けなくなつた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を給与支払報告書に記載し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が300,000円以下である者については、この限りでない。
- 4 1月1日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第203条の2の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、1月1日現在本市に住所を有し、かつ、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を記載した公的年金等支払報告書を市長に提出しなければならない。
- 5 第1項又は第3項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この項及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。
 - (1) 電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項第1号において同じ。）を使用する方法として総務省令で定める方法
 - (2) 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法
- 6 第4項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支

払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第3項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第4項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この項及び次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法として総務省令で定める方法

(2) 当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク等を提出する方法

7 第1項、第3項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が、政令で定めるところにより市長の承認を受けた場合又は第1項、第3項若しくは第4項の規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この項及び次項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。

8 第5項又は第6項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第1項、第3項又は第4項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第37条第2項、この条第1項から第4項まで及び第49条第4項の規定を適用する。

第4款 賦課及び徴収

（個人の市民税の賦課期日）

第41条 個人の市民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第42条 個人の市民税の徴収については、第48条、第51条の2第1項若しくは第2項、第51条の8第1項又は第53条の9の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

（普通徴収に係る個人の市民税の納期）

第43条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月17日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合においては、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(個人の市民税の納期前の納付)

第44条 個人の市民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第44条の2 市長は、普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、既に第36条第1号ただし書若しくは第2号又は法第316条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

- 2 前項の場合においては、徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第43条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

- 3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書(次項において「特定修正申告書」という。))を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正(同項において「特定更正」という。))をしたことに基因して、第43条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同

項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正に基因して変更した不足税額その他の政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第43条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

5 市長は、納税者が第1項の規定により不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、第2項の延滞金額を減免することができる。

（市民税の減免）

第45条 次の各号のいずれかに該当する者で市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められるものに対しては、申請に基づき、第43条の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税にあつては月割額、公的年金等に係る所得に係る特別徴収（以下この条において「年金所得に係る特別徴収」という。）の方法によつて徴収する市民税にあつては支払回数割仮特別徴収税額（第51条の8第3項において読み替えられた第51条の5第2項に規定する支払回数割仮特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。）又は支払回数割特別徴収税額（第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額をいう。以下この条において同じ。)) ごとに、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号に規定する免除については、生活のため公私の扶助を受ける期間中に納期限が到来する部分の税

額（給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）に、第2号に規定する減免については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額（年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）にそれぞれ限るものとする。

(1) 生活保護法の規定による扶助を受ける者又は貧困により生活のため公私の扶助（生活保護法の規定による扶助を除く。）を受ける者（附則第100項の規定により所得割を課されない者に限る。） 免除

(2) 失業者（雇用保険法第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及びこれと同様の失業状態にあると認められる者（市規則で定める者を除く。）をいう。）

ア 前年の合計所得金額が1,700,000円（控除対象配偶者又は扶養親族（以下この条において「控除対象配偶者等」という。）を有する者にあつては、1,700,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者 免除

イ 前年の合計所得金額が2,100,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,100,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（アに該当する者を除く。） 100分の70に相当する額の減額

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額）以下の者（ア又はイに該当する者を除く。） 100分の50に相当する額の減額

(3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者（市規則で定める者を除く。）

ア 前年の合計所得金額が1,700,000円（控除対象配偶者等を有する者にあつては、1,700,000

円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者
市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が2,100,000円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,100,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者
(アに該当する者を除く。) 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の50に相当する額の減額

ウ 前年の合計所得金額が2,500,000円(控除対象配偶者等を有する者にあつては、2,500,000円に320,000円及び当該控除対象配偶者等1人につき350,000円を加算した金額)以下の者
(ア又はイに該当する者を除く。) 市民税額に合計所得金額の減少率を乗じて得た額の100分の30に相当する額の減額

(4) 当該年度に係る賦課期日において障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する者

ア 前年の合計所得金額が1,300,000円以下の者 100分の70に相当する額の減額

イ 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の者(アに該当する者を除く。) 100分の50に相当する額の減額

2 前項の規定による減免を受ける者について、当該年度の市民税額が変更され、又は特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する市民税額が普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたこと等により、同項の規定による減免を受ける他の者との均衡を失ふこととなると市長が認めるときは、これらの者との均衡を考慮して市長が定めるところにより、減免の対象となる部分の税額を調整することができる。

3 災害による被害を受けた者で市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められるものに対しては、申請に基づき、次に定めるところにより、市民税を減免する。

(1) 第25条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により死亡し、又は身体に著しい傷害を受けたもの

ア 災害により死亡した者 免除

イ 災害により、回復後(症状が固定したときを含む。)において法第292条第1項第9号に規定する障害者に該当することが見込まれる程度の傷害を受けた者 100分の90に相当する額の減額

ウ 災害により1箇月以上の入院を必要とすることが見込まれる程度の傷害を受けた者 100分の60に相当する額の減額

(2) 第25条第1項第1号に掲げる者のうち、災害により住宅又は家財につき損害を受けたもの

ア 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の7以上の者

(ア) 前年中の合計所得金額が7,500,000円以下の者 免除

(イ) 前年中の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

イ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の5以上10分の7未満の者

(ア) 前年中の合計所得金額が5,000,000円以下の者 免除

(イ) 前年中の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

(ウ) 前年中の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の30に相当する額の減額

ウ 損害額の住宅及び家財の価格に対する割合が10分の3以上10分の5未満の者

(ア) 前年中の合計所得金額が5,000,000円以下の者 100分の60に相当する額の減額

(イ) 前年中の合計所得金額が5,000,000円を超え7,500,000円以下の者 100分の30に相当する額の減額

(ウ) 前年中の合計所得金額が7,500,000円を超え10,000,000円以下の者 100分の15に相当する額の減額

(3) 第25条第1項第2号に掲げる者のうち、事務所、事業所又は家屋敷につき損害を受けた者であつて、損害額の当該事務所、事業所又は家屋敷の価格に対する割合が10分の7以上のものの 免除

4 前項の規定による減免は、次に定める税額について行うものとする。

(1) 普通徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合

ア 1月1日から3月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年度の翌年度分の市民税額

イ 4月1日から12月末日までの間に災害による被害を受けた場合 災害による被害を受けた日の属する年度分の市民税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額

(2) 給与所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の5月までの月割額

(3) 年金所得に係る特別徴収の方法によつて徴収する市民税について減免する場合 災害による被害を受けた日の属する月の翌月から同日の属する年の翌年の3月までの間における支払

回数割戻特別徴収税額（災害による被害を受けた日が4月1日から6月末日までの間である場合には、その日の属する年度の4月1日からその日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額

5 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人で収益事業を行わないもの 免除

(2) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で収益事業を行わないもの 免除

(3) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの 免除

6 第1項、第3項又は前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要があると認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより市民税を減免することができる。

7 第1項及び第3項の規定は、分離課税に係る所得割については、適用しない。

8 第1項の規定は、同項に規定する申請の時ににおいて、既に納付されている市民税額については、適用しない。

9 納税義務者が、第1項各号に掲げる事項の2以上に該当するときは、そのうち減免率の最も大きい事項の1を適用するものとする。

10 納税義務者が、第3項各号に掲げる事項の2以上に該当するときは、そのうち減免率の最も大きい事項の1を適用するものとする。

第46条及び第47条 削除

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第48条 個人の市民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において、市長がその必要を認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項

の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第37条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第51条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第49条 給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において前条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち、給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者とする。

2 市長は、前条第1項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第2項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第4項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴収する場合は、その旨を前項の特別徴収義務者及びこれを經由して前条の納税義務者に通知しなければならない。

3 市長が前項の規定によつて特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の5月31日までにしなければならない。

- 4 第40条第1項の規定によつて提出すべき給与支払報告書が同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市長が前項に規定する期日までに第2項の規定による通知をすることができなかつた場合にあつては、当該期日後において当該通知をすることができる。ただし、次条第1項の規定によつて当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年5月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不適當であると認められる場合においては、この限りでない。
- 5 同一の納税義務者について第1項の特別徴収義務者が2以上ある場合において、各特別徴収義務者に徴収させる給与所得に係る特別徴収税額は、市規則で定める。
- 6 個人の市民税の納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が、翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、前条第1項の規定により、特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、第1項の規定にかかわらず、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を個人の市民税の特別徴収義務者とし、これに徴収させる。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者とし、これに徴収させることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- 7 第2項の規定は、前項本文の場合について準用する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第50条 前条の特別徴収義務者は、同条第3項に規定する期日までに同条第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年5月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、その納入金を納入しなければならない。ただし、当該通知に係る給与所得に

係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、その納入金を納入しなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によつてその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定によつて特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項及び次項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、その納入金を納入しなければならない。
- 3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）

第50条の2 第49条の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条において「事務所等」という。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払つた給与について前条第1項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。前条第2項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第51条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第43条の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 法第321条の6第1項の規定によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、第8条の規定の例によつて、当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第51条の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付(国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第48条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第48条第4項の規定により読み替え

て適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。)において、市長がその必要を認めるときは、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。

- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第43条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(年金保険者による市長に対する通知)

第51条の3 当該年度の初日において年齢65歳以上の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)は、当該年度の初日の属する年の5月25日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者(同日において本市に住所を有する者に限る。)の氏名、住所、性別、生年月日その他総務省令で定める事項、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、市長に通知しなければならない。

(年金保険者の特別徴収義務)

第51条の4 第51条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)を徴収する場合においては、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者を特別徴収義務者として当該年金所得に係る特別徴収税額を徴収させる。

- 2 前項の場合において、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が2以上あるときは、政令で定めるところにより、1の老齢等年金給付(以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。)について年金所得に係る特別徴収税額を徴収させる。

(年金所得に係る特別徴収税額の通知等)

第51条の5 第51条の2第1項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額その他総務省令で定める事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては第43条の各納期限のうち最初の納期限の10日前までに、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の7月31日までに通知する。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第51条の6 年金保険者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の10日までに、納入しなければならない。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合等)

第51条の7 年金保険者は、第51条の2第1項の規定により徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に係る特別徴収対象年金所得者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他総務省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

2 第51条の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者への通知をした後に、当該通知に係る特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合においては、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知する。

3 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以後、年金所得に係る特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。

4 第1項又は前項の場合においては、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を、市長に通知しなければならない。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第51条の8 前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第51条の2第1項の規定により第51条の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市

民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第48条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。）をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第51条の2第1項及び第2項並びに第51条の4から前条までの規定の適用にあつては、第51条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは「から第51条の8第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第51条の4から前条までの規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第51条の4第1項中「第51条の2第1項」とあるのは「第51条の8第1項」と、「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、第51条の5第1項中「第51条の2第1項」とあるのは「第51条の8第1項」と、「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「第43条の各納期限のうち最初の納期限の10日前」とあるのは「当該年度の初日の属する年の3月31日」と、「7月31日」とあるのは「1月31日」と、同条第2項及び第51条の6中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と、前条第1項中「第51条の2第1項」とあるのは「第51条の8第1項」と、同条第2項中「第51条の5第1項」とあるのは「第51条の8第3項において読み替えて準用する第51条の5第1項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において読み替えて準用する第51条の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知については、当該年度の前年度分の年金所得に係る特別徴収税額に係る第51条の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知とそれぞれ併せて行うことができる。

(特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い)

第51条の9 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において市内に住所を有しない場合には、第51条の2の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しない。

2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第43条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

3 当該年度の初日の属する年の末日までに前条第3項において読み替えて準用する第51条の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知を行つた場合において、当該特別徴収対象年金所得者が当該年の翌年の1月1日において市内に住所を有しないときは、前条第1項の規定による当該特別徴収対象年金所得者に係る当該年度の翌年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の特別徴収の方法による徴収を行わない旨を当該特別徴収対象年金所得者又は当該年金保険者に通知する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第51条の10 第51条の7第1項又は第3項(これらの規定を第51条の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第43条の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 第51条の7第3項(第51条の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、第8条の規定の例によつて、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の市民税の申告納付)

第52条 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。)、第74条第1項、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。)又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。))の開始の日から6月の期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において区内に事務所、事業所又は寮等(以下この条において「事務所等」という。)を有するものは、その法人税に係る申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額(予定申告法人にあつては、前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。))の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第53条の4の5第1項において「予定申告に係る法人税割額」という。))、同法第71条第1項、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。この場合において、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市民税の申告書とその提出期限までに提出しなかつたときは、第9項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

- 2 連結事業年度(連結子法人(法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この節において同じ。))が同法第4条の5第1項又は第2項(同項第4号及び第5号に係る部分に限る。)の規定により同法第4条の2の承認を取り消された場合(同法第15条の2第1項

に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。)のその取り消された日の前日の属する事業年度(新たに設立された連結子法人のうち適格合併(同法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条、次条、第53条の4、第53条の4の2及び第53条の4の4において同じ。)により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。)を含み、新たに設立された連結法人(同法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。)(普通法人(同法第2条第9号に規定する普通法人をいう。第53条の4の4において同じ。))に限る。以下この項において同じ。)のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する連結事業年度を除く。以下この項及び第9項において同じ。)が6月を超える連結法人で当該連結事業年度開始の日から6月の期間中において区内に事務所等を有するものは、総務省令で定める様式によつて、当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第53条の4の5第1項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(同法第71条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。)を基準として政令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額が100,000円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定によつて申告書を提出すべき法人(同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)が、前項の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第9項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。
- 4 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この節において同じ。)がある連結子法人(連結申告法人(同法第2条第16号

に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。)に限る。)でその連結法人税額(法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額(法人税法第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額に限る。)をいう。以下この節において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下この節において同じ。)中において区内に事務所等を有するものは、その法人税に係る申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

5 第30条の2第2項第4号に掲げる公共法人等のうち、同号の期間中において区内に事務所等を有するものは、総務省令で定める様式によつて、毎年4月30日までに、当該期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

6 第1項、前2項及び第8項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、当該申告書(第1項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、第53条の4の5第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第1項、前2項及び第8項の規定によつて申告書を提出し、並びにその申告した市民税額を納付することができる。

7 第1項、第2項、第4項から前項まで若しくはこの項の規定によつて申告書を提出した法人又は第53条の4の5の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された法第20条の9の3第6項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を市長に提出し、及びその申告により増加した市民税額を納付しなければならない。

(1) 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された市民税額に不足額があるとき

(2) 先の申告書に納付すべき市民税額を記載しなかつた場合又は納付すべき市民税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき市民税額があるとき

8 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつ

た場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより、当該法人が前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該法人は、当該修正申告によつて増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によつて申告納付しなければならない。

- 9 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第2項の規定によつて申告書を提出すべき法人のうち、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において区内に当該法人の寮等のみを有するものは、第1項（同法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。
- 10 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第6条の規定を適用する。
- 11 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第6条の規定を適用する。

（法人税の繰越控除に係る法人税割の減額）

第53条 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは

第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第57条第1項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項、第3項及び第4項において同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額（同法第2条第19号の2に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第12項及び第13項において同じ。）とみなされたもの及び同法第81条の9第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第58条第1項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第81条の9第2項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第4項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。第3項及び第4項において同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった額に限る。

- 2 前項に規定する控除対象個別帰属調整額とは、法第321条の8第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。
- 3 第1項の法人を合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条、第53条の4、第53条の4の2及び第53条の4の4におい

て同じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条、第53条の4及び第53条の4の2において同じ。)とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係(当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。以下この条において同じ。)がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度(以下この項において「前9年内事業年度」という。)において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額に係る第1項に規定する控除対象個別帰属調整額(当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属調整額(この項の規定により当該被合併法人等の第1項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。)に係る連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市民税の確定申告書(前条第1項の規定によつて提出すべき申告書(同法第74条第1項の規定によつて提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。)又は前条第4項の規定によつて提出すべき申告書をいう。以下この条及び第53条の4の4において同じ。)を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属調整額に限るものとし、第1項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済個別帰属調整額」という。)があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。)以後の事業年度又は連結事業年度における第1項の規定の適用については、当該前9年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額(当該他の法人に同法第2条第14号に規定する株主等(以下この条において「株主等」という。)が2以上ある場合には、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済個別帰属調整額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度(当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人

等の前9年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度)に係る同項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなす。

4 第1項の規定は、同項の法人が連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額(前項の規定により当該法人の第1項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額に係る連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額を除く。)の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度について法人税法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合(前項の規定により当該法人の第1項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合)に限り、適用する。

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額(0(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等)から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、0を超えるものをいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

- 6 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した連結事業年度（以下この項において「前9年内連結事業年度」という。）において控除対象個別帰属税額（当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属税額（この項の規定により当該被合併法人等の控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。）の生じた前9年内連結事業年度について法人の市民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の法人税割の課税標準とすべき個別帰属法人税額又は法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済個別帰属税額」という。）が生じたときは、当該法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の連結事業年度又は事業年度における前項の規定の適用については、当該前9年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済個別帰属税額の生じた前9年内連結事業年度開始の日の属する当該法人の連結事業年度又は事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額にあつては、当該合併等事業年度等の前連結事業年度又は前事業年度）において生じた控除対象個別帰属税額とみなす。
- 7 第5項の規定は、同項の法人が控除対象個別帰属税額（前項の規定により当該法人の控除対象個別帰属税額とみなされたものを除く。）の生じた連結事業年度以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象個別帰属税額とみなされたものにつき第5項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。
- 8 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）、第74条第1項、

第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定により人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第80条又は第144条の13の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人税法第80条の規定により法人税額の還付を受けた内国法人 第52条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。
- (2) 法人税法第144条の13の規定により同法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。以下この節において同じ。） 第52条第1項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前

事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

(3) 法人税法第144条の13の規定により同法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第52条第1項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度（以下この項において「前9年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が法人税法第80条又は第144条の13の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人が同法第80条又は第144条の13の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前9年内事業年度について法人の市民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の

事業年度又は連結事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 内国法人 当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

(2) 外国法人 当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第144条の13（第1項第1号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第144条の13（第1項第2号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

10 第8項の規定は、同項の法人が内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当

該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第8項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合)に限り、適用する。

- 11 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第81条の18第1項第4号に掲げる金額(以下この項から第13項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。)がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除する。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。
- 12 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人(以下この項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した連結事業年度(以下この項において「前9年内連結事業年度」という。)において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額(当該被合併法人等が当該控除対象個別帰属還付税額(この

項の規定により当該被合併法人等の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前9年内連結事業年度について法人の市民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象個別帰属還付税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した連結事業年度又は事業年度の法人税割の課税標準とすべき個別帰属法人税額又は法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済個別帰属還付税額」という。)があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。)以後の連結事業年度又は事業年度における前項の規定の適用については、当該前9年内連結事業年度に係る控除未済個別帰属還付税額(当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該控除未済個別帰属還付税額に係る前9年内連結事業年度開始の日の属する当該法人の連結事業年度又は事業年度(当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内連結事業年度に係る控除未済個別帰属還付税額にあつては、当該合併等事業年度等の前連結事業年度又は前事業年度)に係る控除対象個別帰属還付税額とみなす。

13 第11項の規定は、同項の法人が控除対象個別帰属還付税額(前項の規定により当該法人の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを除く。)の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合(前項の規定により当該法人の控除対象個別帰属還付税額とみなされたものにつき第11項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合)に限り、適用する。

14 第1項、第5項、第8項及び第11項の規定による法人税額又は個別帰属法人税額からの控除については、まず第1項及び第5項の規定による控除をし、次に第8項及び第11項の規定による控除をする。

(中間納付額の還付又は充当)

第53条の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による申告書に係る法人税額又は同法第81条の22第1項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額(修

正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいう。)に基づいて算定した市民税額が、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定による申告書に係る法人税額(修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。)に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市民税額(予定申告法人にあつては、第52条第1項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき市民税額)若しくは第52条第2項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき市民税額(以下この条及び第53条の4の5第5項において「市民税の中間納付額」という。)に満たないとき、又はないときは、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市民税の中間納付額若しくは市民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る徴収金に充当する。

(外国の法人税等の額の控除)

第53条の3 内国法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は府民税若しくは市民税の法人税割に相当する税(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法第12条第1項の控除の限度額で政令で定めるもの若しくは同条第3項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに法第53条第24項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額(政令で定める金額に限る。)を第52条第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から控除する。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除)

第53条の4 法人税法第74条第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)の各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度(当該各事業年

度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度を含む。)の法人税割割につき市長が法人税に関する法律の規定によつて更正された法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第53条の4の5第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合において、当該更正につき第53条の4の4第1項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額(既に同条第2項又は第5項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの条の規定により控除された金額を除く。)は、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日(当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日)以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から控除する。

(取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正に伴う法人税割額の控除)

第53条の4の2 区内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正をしたことに伴い、第7条又は第53条の4の5第5項の規定により還付することとなる金額(以下この項及び第3項において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して3月を経過した日以後である場合を除き、第7条から第9条まで及び第53条の4の5第5項の規定にかかわらず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度(当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。)の法人税割額(法人税法第74条第1項若しくは第144条の6第1項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額又は同法第81条の22第1項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額(その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額)に限る。)から順次控除する。

- 2 区内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正をしたことに伴い、第7条又は第53条の4の5第5項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び次項において「個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して3月を経過した日以後である場合を除き、第7条から第9条まで及び第53条の4の5第5項の規定にかかわらず、個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から1年以内に開始する各連結事業年度又は各事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各連結事業年度又は各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第81条の22第1項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額又は同法第74条第1項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その連結法人税額の課税標準の算定期間又はその法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除する。
- 3 第1項に規定する国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額若しくは各連結事業年度の連結法人税額を減少させる更正があつた場合又は前項に規定する同法第24条若しくは第26条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合において、これらの更正に係る法人税額又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正をしたことに伴い、第7条又は第53条の4の5第5項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、第1項又は前項の規定を適用する。
- 4 前3項の規定は、第1項又は第2項の法人が適格合併により解散をした後に、当該法人に係る第1項若しくは第2項に規定する第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正又は前項に規定する第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正があつた場合につい

て準用する。この場合において、第1項又は第2項中「当該更正の日の」とあるのは「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日の」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」と読み替える。

(法人税割額に係る控除順序)

第53条の4の3 第53条の3及び第53条の4の規定並びに前条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第4項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第6項において同じ。）の規定による法人税割額からの控除については、まず第53条の3の規定による控除をし、次に第53条の4の規定による控除並びに前条第1項及び第2項の規定による控除の順序に控除をする。

(法人税割額の還付又は充当)

第53条の4の4 市長が法人税法第135条第1項又は第5項に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて次条第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合（次項及び第3項において「市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度又は連結事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの（以下この条において「仮装経理法人税割額」という。）は、第7条から第9条まで及び次条第5項の規定にかかわらず、次項又は第5項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当しない。

2 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度の開始の日）から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該5年を経過する日の属する事業年度又は当該5年を経過する日の属する連結事業年度の終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の市民税の確定申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該法人の市民税の確定申告書の提出又は当該法人の市民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割についての次条第2項の規定による決定があつた場合）には、市長は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第5項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第53条の4の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正

を受けた法人の未納に係る徴収金に充当する。

- (1) 残余財産が確定したこと その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限
 - (2) 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと その合併の日の前日の属する事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限
 - (3) 破産手続開始の決定による解散をしたこと その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限
 - (4) 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の市民税の確定申告書の提出期限
- 3 市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後1年以内に、市長に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第5項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第53条の4の規定により控除された金額を除く。次項及び第5項において同じ。）の還付を請求することができる。
- (1) 更生手続開始の決定があつたこと
 - (2) 再生手続開始の決定があつたこと
 - (3) 前2号に掲げる事実為準ずる事実として政令で定める事実
- 4 前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税割額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは当該法人の未納に係る徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。
- 6 第53条の4の2第1項又は第2項の規定により控除されるべき額でこれらの規定により控除しきれなかつた金額があるときは、政令で定めるところにより、これらの規定の適用を受ける法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の市民税の更正及び決定)

第53条の4の5 市長は、第52条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（以下この条において「確定法人税額」という。）若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（以下この条において「確定個別帰属法人税額」という。）若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは予定申告に係る連結法人の法人税割額が同条第1項若しくは第2項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、法第321条の14の規定によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額が調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。

2 市長は、納税者が第52条第1項、第4項又は第5項の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第1項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額又は確定個別帰属法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは個別帰属法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額若しくはこれらを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知する。

5 第53条の2の規定は、第1項から第3項までの規定によつて更正し、又は決定した市民税額が、当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予)

第53条の4の6 市長は、内国法人が法人税法第139条第1項に規定する条約（以下この項及び

次条第1項において「租税条約」という。)の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第66条の4第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者(以下この項及び次条第1項において「条約相手国等」という。)の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議(以下この項及び次条第1項において「相互協議」という。)の申入れがあつた場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号(同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて第52条第8項により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第52条第8項又は第53条の4の8第1項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市長が前条第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第6条の6第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴する。ただし、その猶予に係る税額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 第6条の2の3、第6条の2の4の規定は徴収の猶予について、第6条の6第2項及び第3項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予

を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。

(1) 第1項の申立てを取り下げたとき

(2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき

(3) 前項において準用する第6条の6第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市長の求めに応じないとき

(4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）

(5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市長は、その免除をしないことができる。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市民税の徴収猶予）

第53条の4の7 市長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第68条の88第1項又は第68条の107の2第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第68条の88第18項第1号（同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第52条第8項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第52条第8項又は次条第1項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とす

る。) から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市長が第53条の4の5第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から1月を経過する日までの期間(第5項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の市税の滞納がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第6条の6第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴する。ただし、その猶予に係る税額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 第6条の2の3、第6条の2の4の規定は徴収の猶予について、第6条の6第2項及び第3項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第6条の3第2項及び第3項の規定を準用する。
 - (1) 第1項の申立てを取り下げたとき、又は当該申立てが取り下げられたとき
 - (2) 法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
 - (3) 前項において準用する第6条の6第3項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市長の求めに応じないとき
 - (4) 新たにその猶予に係る法人税割額以外の徴収金を滞納したとき(市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)
 - (5) 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき
- 5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間(第1項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の

期間に対応する部分の金額については、市長は、その免除をしないことができる。

(法人の市民税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第53条の4の8 徴税吏員は、第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正又は同条第2項の規定による決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第52条第1項、第2項、第4項又は第5項の納期限（同条第8項の申告納付に係る法人税割の不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 前項の場合において、第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が第52条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、第52条第7項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部

分として政令で定める税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

5 市長は、納税者が第53条の4の5第1項若しくは第3項の規定による更正又は同条第2項による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第2項の延滞金額を減免することができる。

(第52条第7項の規定による申告等に係る法人税割の徴収猶予)

第53条の5 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号の申告書又は更正に係る法人税割額が政令で定める金額に満たないときは、当該税額につき、偽りその他不正の行為により法人税割を免れた場合その他政令で定める場合を除き、当該申告書を提出した日後又は当該更正に係る納期限後最初に到来する市民税(この条の規定によつてその徴収を猶予されるものを除く。)に係る納付に関する期限まで、その徴収を猶予する。

(1) 他の市町村内に事務所又は事業所を有する第25条第1項第3号の者が第52条第7項の規定による申告書を提出した場合

(2) 前号の者が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正(法第321条の14の規定による修正に基づくものに限る。)を受けた場合

第5款 退職所得の課税の特例

(退職所得の課税の特例)

第53条の6 退職手当等(所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本款において同じ。)の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第31条、第33条及び第41条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本款に規定するところによつて課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第53条の7 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第53条の8 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

(分離課税に係る所得割の徴収の方法)

第53条の9 分離課税に係る所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者の指定)

第53条の10 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、他の市町村において退職手当等の支払をするものを含む。以下同じ。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務)

第53条の11 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、法第328条の5第2項に規定する納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

2 第50条の2の規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、同条中「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、「前条第1項」とあるのは「第53条の11第1項」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額)

第53条の12 前条第1項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第53条の14において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の7及び第53条の8の規定を適用して計算した税額
- (2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の

金額との合計額について第53条の7及び第53条の8の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき前条第1項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

- 2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時まで退職所得申告書を提出していないときは、前条第1項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第53条の7及び第53条の8の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書の提出義務)

第53条の13 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者は、その支払を受ける時まで、法第328条の7第1項に規定する申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

- 2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第53条の14 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(分離課税に係る所得割の更正又は決定)

第53条の14の2 市長は、第53条の11第1項又は第2項の規定による納入申告書（以下この項及び次項において「納入申告書」という。）の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

- 2 市長は、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。
- 3 市長は、前2項又はこの項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合には、これを更正する。
- 4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを分離課税に係る所得割の特別徴収義務者に通知する。

(分離課税に係る所得割の不足金額及びその延滞金の徴収)

第53条の14の3 徴税吏員は、前条の規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）がある

ときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第53条の11第1項又は第2項において準用する第50条の2の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、分離課税に係る所得割の特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

（分離課税に係る所得割の普通徴収）

第53条の15 その年において退職手当等の支払を受けた者が第53条の12第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第53条の7及び第53条の8の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第53条の11第1項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第53条の9の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。この場合には、第43条から第44条の2までの規定は、適用しない。

第6款 配当所得の課税の特例

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）

第53条の15の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第2号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第35条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以

下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第31条第11項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第8条の4第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第31条第7項(雑損失の金額に係る部分に限る。)及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3、第35条の4、第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の15の2第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3第1項前段、第35条の5及び第35条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の2第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の15の2第1項の規定による所得割の額の合計額」と、同条第2項及び第35条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の2第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第35条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び第53条の15の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得(同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けようとするものに限る。)」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

(4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金

額並びに第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

- (5) 附則第101項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに第53条の15の2第1項の規定による所得割の額」とする。

第7款 事業所得等の課税の特例

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

第53条の15の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得割を課する。

(1) 土地等に係る課税事業所得等の金額の100分の7.2に相当する金額

(2) 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の100分の110に相当する金額

2 前項に規定する土地等に係る事業所得等の金額とは、法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいい、前項第1号及び第2号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額とは、法附則第33条の3第1項第1号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額をいう。

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。次項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第28条の4第5項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第31条第6項及び第7項並びに第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の15の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3、第35条の4、第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得

割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の15の3第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の15の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3第1項前段、第35条の5及び第35条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の3第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の15の3第1項の規定による所得割の額の合計額」と、同条第2項及び第35条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の3第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第35条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の15の3第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の15の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(5) 附則第101項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに第53条の15の3第1項の規定による所得割の額」とする。

5 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第53条の15の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第41条の14第2項第3号の規定により適用されるところによる。

(2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、

これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の15の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3、第35条の4、第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の15の4第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の15の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3第1項前段、第35条の5及び第35条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の4第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の15の4第1項の規定による所得割の額の合計額」と、同条第2項及び第35条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の15の4第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第35条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の15の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の15の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(5) 附則第101項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに第53条の15の4第1項の規定による所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第53条の15の5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第4項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引

に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

- 2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額をいう。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 4 第37条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第53条の15の5第2項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「3月15日までに第1項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の規定の適用がある場合における第38条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第53条の15の5第4項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項まで又は第53条の15の5第4項において準用する前条第4項」とする。

第8款 譲渡所得の課税の特例

（長期譲渡所得の課税の特例）

第53条の16 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（次条第1項及び第2項並びに第53条の16の4第1項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市

民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の16第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3、第35条の4、第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の16第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の16第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3第1項前段、第35条の5及び第35条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の16第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の16第1項の規定による所得割の額の合計額」と、同条第2項及び第35条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の16第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第35条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の16第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の16第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(5) 附則第101項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに第53条の16第1項の規定による所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第53条の16の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、第53条の17及び附則第127項の6において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、第53条の

17及び附則第127項の6において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(第53条の16の4の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が20,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 480,000円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から20,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第2項の規定の適用を受けた者から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第14号までの造成又は同項第15号若しくは第16号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が第2項に規定する期間内に同条

第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該第2項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該譲渡についてその該当することとなつたことを証する総務省令で定める書類を交付しなければならない。

5 第2項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、総務省令で定めるところにより、当該書類を市長に提出しなければならない。

6 第2項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該期間を経過した日から4月以内に、総務省令で定めるところにより、その旨を市長に申告しなければならない。

7 前項に定める場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第53条の16の3 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成7年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成8年1月1日から起算して2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第53条の16の4 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第53条の16第1項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が60,000,000円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 1,440,000円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から60,000,000円を控除した金額の100分の3に相当する金

額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第37条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（短期譲渡所得の課税の特例）

第53条の17 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額の100分の5.4に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額をいい、前項に規定する課税短期譲渡所得金額とは、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額をいう。

3 第1項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは「100分の3」とする。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第32条第4項によつて準用される同法第31条第3項第2号の規定により適用されるところによる。

(2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の17第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3、第35条の4、第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得

割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の17第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の17第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3第1項前段、第35条の5及び第35条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の17第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の17第1項の規定による所得割の額の合計額」と、同条第2項及び第35条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の17第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第35条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の17第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

(4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の17第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(5) 附則第101項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに第53条の17第1項の規定による所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第53条の18 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第3項及び第4項並びに同法第37条の14の4第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市民税に関する規定を適用する。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第37条の10第6項第4号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、第53条の18第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (3) 第34条の4、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3、第35条の4、第35条の5及び第35条の6第1項の規定の適用については、第34条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の18第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の18第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2の2第1項、第35条の3第1項前段、第35条の5及び第35条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の18第1項の規定による所得割の額」と、第35条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び第53条の18第1項の規定による所得割の額の合計額」と、同条第2項及び第35条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに第53条の18第1項の規定による所得割の額の合計額」と、第35条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び第53条の18第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。
- (4) 附則第100項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに第53条の18第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (5) 附則第101項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに第53条の18第1項の規定による所得割の額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第53条の18の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第31条第13項の規定により同条第12項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定する。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所

得等の金額」という。) に対し、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

- 2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条第1項、第53条の20第1項及び第53条の21第1項において「上場株式等」という。）を有する所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市民税に関する規定を適用する。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第53条の18第1項」とあるのは「第53条の18の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第53条の18の3 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。）、同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）又は同条第1項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は第53条の18の6第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び第53条の18の6の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

- 2 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項

において「特定管理口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿(次条第1項において「振替口座簿」という。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう。以下この項及び次条から第53条の19までにおいて同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等(次条、第53条の20第2項及び第53条の21において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- 3 第1項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第38条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等の所得計算の特例)

第53条の18の4 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座(その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この条において「特定口座」という。)に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている同法第37条の11の2第1項に規定する上場株式等(以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- 2 信用取引等(租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等をいう。以下この項において同じ。)を行う所得割の納税義務者が前年中に同条第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき同条第2項に規定する上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した同項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡(以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式

等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(源泉徴収選択口座内配当等の所得計算及び特別徴収等の特例)

第53条の18の5 所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）及び配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 所得割の納税義務者が第31条第11項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第53条の18の6 所得割の納税義務者の平成29年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、第53条の18の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の12の2第2項第1号から第10号までに掲げる上場株式等の譲渡（同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第6項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る第53条の18の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額

のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき府民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第31条第11項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

- 4 第1項の規定の適用がある場合における第53条の15の2の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第53条の18の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第8項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、第53条の18の2第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び第53条の15の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
- 6 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。
- 7 第5項の規定の適用がある場合における第53条の15の2第1項及び第2項並びに第53条の18の2第1項及び第2項の規定の適用については、第53条の15の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第53条の18の6第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、第53条の18の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第53条の18の6第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。
- 8 第37条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定により同条第

1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。) が、当該年度の翌年度以後の年度において第 5 項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第 3 項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第 4 項の規定により同条第 1 項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第 4 項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第53条の18の 6 第 6 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「3 月15日までに第 1 項の」とあるのは「3 月15日までに、総務省令で定めるところにより、同条第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

- 9 第 5 項の規定の適用がある場合における第38条の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書 (」とあるのは「確定申告書 (租税特別措置法第37条の12の 2 第 9 項 (同法第37条の13の 2 第10項において準用する場合を含む。) において準用する所得税法第123条第 1 項の規定による申告書を含む。」と、「前条第 1 項から第 4 項まで」とあるのは「前条第 1 項から第 4 項まで又は第53条の18の 6 第 8 項において準用する前条第 4 項」と、同条第 2 項中「同条第 1 項から第 4 項まで」とあるのは「同条第 1 項から第 4 項まで又は第53条の18の 6 第 8 項において準用する前条第 4 項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)
第53条の19 租税特別措置法第37条の13第 1 項に規定する特定中小会社 (以下この項において「特定中小会社」という。) の同条第 1 項に規定する特定株式 (以下この条において「特定株式」という。) を払込み (当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。) により取得 (同法第29条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。) をした所得割の納税義務者 (当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第 2 条第10号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。第 3 項及び第 5 項において同じ。) について、租税特別措置法第37条の13の 2 第 1 項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第 1 項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第53条の18の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

- 2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属す

る年度の翌年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、第53条の18第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の第53条の18の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における第53条の18の2第1項から第3項までの規定の適用については、同条第1項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（第53条の19第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第3項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第8項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、第53条の18第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び第53条の18の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 6 第3項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、法附則第35条の3第16項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。
- 7 第5項の規定の適用がある場合における第53条の18第1項及び第2項並びに第53条の18の2第1項及び第2項の規定の適用については、第53条の18第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第53条の19第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、第53条の18の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（第53条の19第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。
- 8 第37条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「第53条の19第6項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第5項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。
- 9 第5項の規定の適用がある場合における第38条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は第53条の19第8項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項まで又は第53条の19第8項において準用する前条第4項」とする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例）

第53条の20 所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所

得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び第53条の18その他の市民税に関する規定を適用する。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例）

第53条の21 所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

- 2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」と

いう。)により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び第53条の18の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管（同条第5項第2号へ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じ

た時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

(5) 第3号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号へ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

第2節 固定資産税

第1款 通則

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 固定資産税は、固定資産に対し、その所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、賦課期日現在において登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所

有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

- 3 第1項の所有者とは、償却資産については、賦課期日現在において償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。
- 4 固定資産の所有者の住所が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
- 5 農地法第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項の規定によつて農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法第52条、相続税法第41条若しくは第48条の2、所得税法の一部を改正する法律（昭和26年法律第63号）による改正前の所得税法第57条の4、戦時補償特別措置法第23条若しくは財産税法第56条の規定によつて国が収納した農地については買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間はその使用者をもつて、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間はその売渡しの相手方をもつて、それぞれ第1項の所有者とみなす。
- 6 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等に定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項及び第55条の3第4項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に

関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことがある。

7 公有水面埋立法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

8 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この項において同じ。)が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがい当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもつて第1項の所有者とみなす。

9 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の非課税の範囲）

第55条 固定資産税の非課税の範囲については、法第348条又は法附則第14条若しくは第41条第8項に定めるところによる。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項各号又は法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

（区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税）

第55条の2 区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋の専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者（以下固定資産税について「区分所有者」という。）は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該家屋に係る固定資産税額を当該区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各区分所有者の当該家屋に係る固定資産税として納付する義務を負う。

2 前項の場合又は区分所有者全員の共有に属する共用部分がない場合には、建物の区分所有等に関する法律第11条第2項又は第27条第1項の規定による規約（都市再開発法第88条第4項の規定によりみなされるものを含む。）により区分所有者又は管理者が所有する当該区分所有に係る家屋の共用部分については、当該共用部分を当該家屋の専有部分に係る区分所有者全員（建物の区分所有等に関する法律第11条第1項ただし書の共用部分については、同項ただし書の区分所有者全員）の共有に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

3 第1項に規定する補正については、区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法を市長の定めるところによつて申し出た場合において、市長が当該補正の方法を適当と認めるときは、当該補正の方法によることができる。

(区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税)

第55条の3 区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地（以下本項、次項及び第5項において「共用土地」という。）で次に掲げる要件を満たすものに対して課する固定資産税については、当該共用土地に係る納税義務者で当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の各区分所有者であるもの（当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の1の専有部分を2以上の者が共有する場合には、当該専有部分に関しては、これらの2以上の者を1の区分所有者とする。以下本項及び第5項において「共用土地納税義務者」という。）は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合（当該共用土地が住宅用地（第64条の2第1項に規定する土地をいう。以下本項において同じ。）である部分及び住宅用地以外である部分を併せ有する土地である場合又は小規模住宅用地（第64条の2第2項に規定する土地をいう。以下本項において同じ。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地である部分を併せ有する土地である場合においては、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

(1) 当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員によつて共有されているものであること

(2) 当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合が、その者の当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合と一致するものであること

2 共用土地に係る区分所有に係る家屋に区分所有者全員の共有に属する共用部分がない場合においては、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の規定」とあるのは、「次条第1項の規定」と読み替えるものとする。

3 震災、風水害、火災その他の災害（以下この条及び第61条の3において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び第6項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で当該震災等の発生した日の属する年（以下この項及び第64条の3第1項において「被災年」という。）の1月1日（当該震災等の発生した日が1月1日である場合には、当該日の属する年の前年の1月1日）を賦課期日とする年度（以下この条、第61条の3及び第64条の3において「被災年度」という。）分の固定資産税

について第1項の規定の適用を受けたもの（震災等の発生した日以後に分割された土地を除く。以下この項及び次項において「被災共用土地」という。）に対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分（災害対策基本法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示、同法第61条第1項の規定による避難のための立退きの指示又は同法第63条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による警戒区域の設定（以下この項及び第64条の3において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、同法第60条第5項（同法第61条第4項において準用する場合を含む。）及び第6項の規定による公示の日又は当該警戒区域が警戒区域でなくなつた日（以下この項及び第64条の3において「避難等解除日」という。）の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分。以下この条及び第64条の3において同じ。）の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る1の専有部分で2以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの2以上の者を当該被災共用土地に係る1の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第64条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合においては、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

- 4 震災等の発生した日の属する年の1月2日（震災等の発生した日が1月1日である場合にあつては、当該日の属する年の前年の1月2日）以後に使用し、又は収益することができることとなつた仮換地等（以下本条、第61条の3並びに第64条の3第3項及び第4項において「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第54条第6項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて同条第1項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対

応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第64条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第64条の3第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

- 5 第1項に定めるもののほか、同項第1号に掲げる要件に該当する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに対して課する固定資産税については、当該共用土地に係る共用土地納税義務者全員の合意により同項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合によつて当該共用土地に係る固定資産税額をあん分することを市長の定めるところによつて申し出た場合において、市長が当該割合によりあん分することが適当であると認めるときは、当該共用土地に係る各共用土地納税義務者は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該割合によつてあん分した額を、当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。
- 6 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で被災年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けたもの（震災等の発生した日以後に分割された土地を除く。以下本項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る1の専有部分で2以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの2以上の者を当該特定被災共用土地に係る1の納税義務者であるものとする。以下本項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合によつて当該特定被災共用土地に係る固定資産税額をあん分することを、市長の定めるところによつて申し出た場合において、市長が同項の規定によるあん分の方法を参酌し、当該割合によりあん分することが適当であると認めるときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合によつてあん分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。
- 7 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第54条第6項の規定により当該特定被災共用土地

につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて同条第1項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

(固定資産税の納税管理人)

第56条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。以下本項において同じ。）のうちから納税管理人を定めてこれを市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第57条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第2款 申告義務

(登記簿等に登記又は登録されていない所有者の申告)

第58条 第54条第2項後段の規定の適用を受ける所有者は、その住所、氏名又は名称、当該固定資産の種類、所在その他必要な事項を1月31日までに市長に申告しなければならない。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項本文又は法附則第14条の規定の適用を受けようとする者は、その事実発生の日から10日以内に、その旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)

第60条 法第348条第2項各号又は法附則第14条各項の固定資産として法第348条第2項本文又は法附則第14条の規定の適用を受ける固定資産について、これらの規定に掲げる用途に供しない

ことになった場合又は無料で使用させている固定資産を有料で使用させることになった場合においては、当該固定資産の所有者は、その事実発生の日から10日以内に、その旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産の申告)

第61条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第54条第8項の場合にあつては同条同項の規定によつて所有者とみなされる者をいい、法第389条第1項の規定によつて総務大臣又は大阪府知事が評価する償却資産の所有者を除く。）は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに市長に申告しなければならない。

第61条の2 住宅用地（第64条の2第1項に規定する土地をいう。以下本条において同じ。）の所有者は、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、その所在及び面積、その上に存する家屋の床面積及び用途、その上に存する住居で政令で定めるものの数（第64条の2第2項において「住居の数」という。）その他市長の定める事項を当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に申告しなければならない。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

第61条の3 震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で被災年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受けたもの（以下本条及び第64条の3において「被災住宅用地」という。）の所有者その他の政令で定める者（以下本条並びに第64条の3第1項及び第3項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が同条第1項の規定の適用を受けようとする場合、被災年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下本条及び第64条の3第2項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が同項において準用する同条第1項の規定の適用を受けようとする場合、特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等が同条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合

又は特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者若しくは共有者である被災住宅用地の共有者等が同条第4項において準用する同条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合には、その者は、被災年度の翌年度の初日の属する年の1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第62条 固定資産の所有者(第54条第8項及び第9項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。)が第61条又は第61条の2の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第3款 課税標準及び税率

(土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準)

第63条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。以下同様とする。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度をいう。以下同様とする。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度(昭和33年度を除く。)をいう。以下同様とする。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第2年度において前項ただし書に規定する事情があつたため、同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資

産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準)

第63条の2 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第64条 法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までに定めるところによる。

2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 4 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 6 法附則第15条第8項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第18項本文の条例で定める割合は、5分の3とし、同項ただし書の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第31項の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第33項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第15項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第33項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第33項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 18 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 19 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

第64条の2 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（法第349条の3（第12項を除く。）の規定の適用を受けるもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により所有者等（同法第3条に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第2条第2項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず

ず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(1) 住宅用地でその面積が200平方メートル以下であるもの 当該住宅用地

(2) 住宅用地でその面積が200平方メートルを超えるもの 当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居の数で除して得た面積が200平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地、当該除して得た面積が200平方メートルを超えるものにあつては200平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

(被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第64条の3 被災住宅用地のうち、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。以下この条において同じ。）に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で被災住宅用地の所有者等が所有するものに対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、当該土地を当該各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この条例の規定（第61条の2及び前条第2項各号の規定を除く。）を適用する。この場合において、前条第2項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは「次条第1項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 被災住宅用地の共有者等が、被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第4項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

3 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第54条第6項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている被災住宅用地の所有者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「土地以外の土地の全部又は一部で被災住宅用地の所有者等が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「次条第1項」とあるのは「次条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

4 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第54条第6項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「次条第3項」とあるのは「次条第4項において準用する同条第3項」と読み替えるものとする。

(固定資産税の税率)

第65条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

第4款 賦課及び徴収

(固定資産税の賦課期日)

第66条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(固定資産税の納期)

第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月17日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、固定資産税額（第141条第1項の規定によつて都市計画税を併せて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が4,000円以下の金額であるものについては、前項の第1期において、その全額を徴収する。

3 市長は、特別の事情がある場合においては、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(固定資産税の徴収の方法)

第68条 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法による。

2 法第389条第1項各号に掲げる固定資産（移動性償却資産又は可動性償却資産で総務省令で定めるものを除く。）に対して課する固定資産税については、当該固定資産について法第394条の規定に基づいて申告すべき者が同条に規定する期限までに申告しなかつたことその他やむを得ない理由があることにより納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかつた場合においては、当該通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税に限り、当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格を課税標準として仮に算定した額（以下本条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収することができる。この場合において、当該徴収する額の総額は、仮算定税額の2分の1に相当する額の範囲内にとどめる。

(固定資産税の納期前の納付)

第69条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(固定資産税の不均一課税)

第70条 固定資産税の不均一課税につき法令に定があるもののうち、市長が必要と認めるものに対しては、第63条、第63条の2、第64条及び第64条の2の規定にかかわらず、不均一の課税をすることができる。

(固定資産税の減免)

第71条 固定資産税は、申請に基づき、次の各号の定めるところによりこれを減免する。

- (1) 本市が施行する土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「本市施行の土地区画整理事業」という。）により、仮換地の指定前に道路、公園その他公共の用に供されたため使用収益することができない土地 使用収益することができなくなつた日の属する月の翌月から仮換地の指定のあつた日の属する月までの月割の方法による減額
- (2) 本市施行の土地区画整理事業により、指定された仮換地に他人の工作物等があり、その全部又は一部につき使用収益することができない場合における仮換地又は当該仮換地に対応する従前の土地（以下この号において「従前の土地」という。） 仮換地の使用収益することが

できない部分の割合に応じた仮換地の指定のあつた日の属する月の翌月から使用収益することができるに至つた日の属する月までの月割の方法による減額。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用されている部分があるときは、その使用部分の従前の土地に対する割合を当該減額をすべき額に乗じて得た額を当該減額をすべき額から差し引くものとする。

(3) 本市施行の土地区画整理事業により、過少宅地となるため、仮換地を指定せず金銭をもつて清算される土地（使用収益している部分を除く。）使用収益することができなくなつた日の属する月の翌月からの月割の方法による減額

(4) 生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有し、かつ、自ら使用する家屋及びその敷地（当該家屋の延べ面積及びその敷地面積のうちそれぞれ70平方メートルを超えない部分に限る。）生活扶助を受けるに至つた日の属する月の翌月から生活扶助を受けなくなつた日の属する月までの月割の方法による減額

(5) 次に掲げる要件を満たしている家屋及びその敷地 100分の50に相当する額の減額

ア 所有者が特別障害者、寡婦、寡夫又は65歳以上の者であること

イ 所有者及び所有者と生計を一にする者の全員が、第26条第2項の規定により当該年度分の均等割が課されていない者であること

ウ 所有者の居住の用に供する延べ面積が70平方メートル以下である家屋及びその敷地であること

エ 所有者が当該家屋及びその敷地以外の固定資産を所有していないこと

オ 当該家屋及びその敷地に係る当該年度分の固定資産税及び都市計画税の年税額の合計が50,000円以下であること

(6) 本市が取得した固定資産（本市が共有する固定資産のうち本市の持分が増加したものを含む。）当該固定資産が引き渡された日（本市の持分が増加した場合にあつては、当該持分が増加した日）の属する月の翌月からの月割の方法による減額

(7) 本市の事業により移転補償の対象となつた固定資産 当該固定資産が撤去された日の属する月の翌月からの月割の方法による減額

2 災害により損害を受けた固定資産に対する固定資産税は、次に掲げるところによりこれを減免する。

(1) 土地

ア 被害面積（災害により本来の用に供することができなくなつた部分の面積をいう。以下

- この号において同じ。) の当該土地の面積に対する割合が10分の8以上であるとき 免除
- イ 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の6以上10分の8未満であるとき 100分の80に相当する額の減額
- ウ 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の4以上10分の6未満であるとき 100分の60に相当する額の減額
- エ 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の2以上10分の4未満であるとき 100分の40に相当する額の減額
- オ 被害面積の当該土地の面積に対する割合が10分の1以上10分の2未満であるとき 100分の20に相当する額の減額

(2) 家屋

- ア 家屋の原形をとどめないとき又は復旧が不能となつたとき 免除
- イ 家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき 100分の80に相当する額の減額
- ウ 家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 100分の60に相当する額の減額
- エ 家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 100分の40に相当する額の減額
- オ 家屋の価格の10分の1以上10分の2未満の価値を減じたとき 100分の20に相当する額の減額

(3) 償却資産

- ア 償却資産が流失若しくは消失し、又は使用価値を喪失したとき 免除
- イ 償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき 100分の80に相当する額の減額
- ウ 償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき 100分の60に相当する額の減額
- エ 償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき 100分の40に相当する額の減額
- オ 償却資産の価格の10分の1以上10分の2未満の価値を減じたとき 100分の20に相当する額の減額

3 前項の規定による減免は、次に定める税額について行うものとする。

- (1) 1月2日から3月末日までの間に災害による損害を受けた場合 災害による損害を受けた日の属する年度分の固定資産税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額及び当該年

度の翌年度分の固定資産税額

(2) 4月1日から翌年1月1日までの間に災害による損害を受けた場合 災害による損害を受けた日の属する年度分の固定資産税額のうち同日以後に納期限が到来する部分の税額

4 第1項又は第2項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要と認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより固定資産税を減免することができる。

(申請又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第71条の2 市長は、不動産登記法第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によつて登記所に登記の申請をする義務がある者又は第61条の規定によつて市長に申告をする義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかつたこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条の規定によつて当該固定資産の価格（土地及び家屋にあつては基準年度の価格又は第63条第2項ただし書、第3項ただし書、第4項、第5項ただし書若しくは第6項の規定により当該価格に比準するものとされる価格を、償却資産にあつては賦課期日における価格をいう。以下同様とする。）を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に、第67条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、納税者が第1項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(新築された住宅に対する固定資産税の減額)

第72条 昭和38年1月2日から平成30年3月31日までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条、第72条の2の2及び第72条の2の4第1項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条若しくは第72条の2の2第1項若

しくは第2項の規定又は第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第72条の2 昭和39年1月2日から平成30年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。次条第2項において同じ。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第1項若しくは第2項の規定又は第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）

第72条の2の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成30年3月31日までの間に新築された同法第10条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下この条において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項の規定又は次条の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を

有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。) にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。) の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成30年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条の規定(法附則第15条の8第3項(同条第5項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から7年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。))にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

3 前2項の規定は、認定長期優良住宅の所有者から、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、総務省令で定める書類を添付して、当該認定長期優良住宅につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用する。

4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る認定長期優良住宅につき第1項又は第2項の規定を適用することができる。

(特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額)
第72条の2の3 法附則第15条の8第4項において準用する法附則第15条の6第2項の規定の適用を受ける固定資産に係る固定資産税の減額については、同項に定めるところによる。この場合において、同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 法附則第15条の8第1項若しくは第2項の規定又は同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける固定資産に係る固定資産税の減額については、当該各項に定めるところによる。

(耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額)
第72条の2の4 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に政令で定める耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項並びに第72条の2の7第1項及び第2項にお

いて同じ。)が行われたもので地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準(次項並びに同条第1項及び第2項において「耐震基準」という。)に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この条において「耐震基準適合住宅」という。)に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分、当該耐震改修が平成25年1月1日から平成30年3月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分(当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2号又は第3号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分)の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提

出できなかつた理由

- 3 前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合住宅につき第1項の規定を適用する。

(高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額)

第72条の2の5 新築された日から10年以上を経過した住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この条及び次条において「特定居住用部分」という。）において平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者（以下この項、次項及び第5項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第3項までにおいて「居住安全改修工事」という。）が行われたもの（第5項において「改修住宅」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項、第3項及び第4項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、前条第1項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該居住安全改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（次条第1項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額する。

- 2 新築された日から10年以上を経過した区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に居住安全改修工事が行われたもの（第5項において「改修専有部分」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項から第4項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して前条第1項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期

日とする年度分の固定資産税額に限り、第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（次条第2項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の3分の1に相当する額を第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。

- 3 前2項の規定は、高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用する。
- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分につき第1項又は第2項の規定を適用することができる。
- 5 第1項又は第2項の場合において、改修住宅又は改修専有部分の特定居住用部分に高齢者等が居住しているかどうかの判定は、第3項の申告書が提出された時の現況による。

（熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額）

第72条の2の6 平成20年1月1日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において同年4月1日から平成30年3月31日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第3項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。）が行われたもの（以下この項、第3項及び第4項において「熱損失防止改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第72条の2の4第1項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該熱損失防止改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（前条第1項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅その他の政令で定める熱損失防止改修住

宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 平成20年1月1日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるものうち、特定居住用部分において同年4月1日から平成30年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われたもの(以下この条において「熱損失防止改修専有部分」という。)の区分所有者が当該熱損失防止改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第72条の2の4第1項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額(前条第2項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修専有部分その他の政令で定める熱損失防止改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。)の3分の1に相当する額を第55条の2第1項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額する。

3 前2項の規定は、熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用する。

4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分につき第1項又は第2項の規定を適用することができる。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額)

第72条の2の7 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋(同法第7条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第8条第1項(同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は同法第12条第2項(同法附則第3

条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指示の対象となつたものを除く。)のうち平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助で総務省令で定めるもの(次項において「政府の補助」という。)を受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この条において「耐震基準適合家屋」という。)に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額(区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額(当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあつては、当該100分の5に相当する額)の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあつては、当該100分の5に相当する額)とする。)の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に政府の補助に係る補助金額確定通知書の写し及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 政府の補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

3 前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合家屋につき第1項の規定を適用する。

(新築住宅等に対して課する固定資産税の減額における人の居住の用に供する部分等の算出割合の補正)

第72条の3 総務省令附則第7条第1項本文に掲げる次の各号に掲げる割合の補正については、当該各号に定める割合をもつてこれを行うものとする。

- (1) 政令附則第12条第4項(同条第11項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する区分所有に係る住宅(同条第1項第1号に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。)以外の住宅における人の居住の用に供する部分(政令附則第12条第1項第4号に規定する別荘の用に供する部分を除く。以下この条において同じ。)の床面積の当該住宅の床面積に対する割合 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)第2章第1節五本文の規定(以下この条において「評価基準」という。)によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該住宅の価額に対する割合
- (2) 政令附則第12条第4項に規定する区分所有に係る住宅における居住用専有部分(同条第1項第6号に規定する居住用専有部分をいう。以下この条において同じ。)に係る基準部分(政令附則第12条第1項第8号に規定する基準部分をいう。)のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合
- (3) 政令附則第12条第20項(同条第22項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合
- (4) 政令附則第12条第20項に規定する住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該従前の権利に対応する部分の価額の当該専有部分の価額に対する割合
- (5) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該耐震基準適合住宅部分の価額に対する割合
- (6) 政令附則第12条第26項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該人の居住の用に供する部分の価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

- (7) 政令附則第12条第31項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修住宅部分の価額に対する割合
- (8) 政令附則第12条第34項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該高齢者等居住改修専有部分の価額に対する割合
- (9) 政令附則第12条第38項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失防止改修住宅部分の価額に対する割合
- (10) 政令附則第12条第41項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該特定居住用部分の価額の当該熱損失改修専有部分の価額に対する割合
- (11) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該耐震基準適合家屋の価額に対する割合
- (12) 政令附則第12条第42項及び第43項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合 評価基準によつて求めた当該区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の価額から人の居住の用に供する部分の価額を控除して得た価額の当該居住用専有部分の価額に対する割合

(固定資産税の免税点)

第73条 同一の者について1区内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地にあつては300,000円、家屋にあつては200,000円、償却資産にあつては1,500,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(固定資産課税台帳等の備付)

第74条 市長は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記

録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を整備しておかなければならない。

第5款 固定資産評価員

(固定資産評価員の設置)

第75条 市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市長が行う価格の決定を補助するため、市に固定資産評価員を設置する。

(固定資産評価員の証票)

第76条 固定資産評価員は、固定資産の価格の決定に関する調査のために質問又は検査を行う場合においては、当該固定資産評価員の身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第6款 固定資産の価格に係る不服審査

(固定資産評価審査委員会の設置等)

第77条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市に固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の委員の定数は12人とする。

(合議体)

第78条 審査委員会は、委員のうちから審査委員会が指定する者3人をもつて構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う。

(審査申出書の記載事項)

第78条の2 審査の申出をする者（以下この条において「申出人」という。）は、審査委員会の規程で定めるところにより、審査申出書を審査委員会に提出しなければならない。

2 前項の審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 審査の申出に係る処分の内容
- (3) 審査の申出の趣旨及び理由
- (4) 審査の申出の年月日
- (5) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 土地について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該土地の所在、地目、地積及び価格

イ 家屋について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該家屋の所在、種類、構造、床面積及び価格

ウ 償却資産について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合

当該償却資産の所在、種類及び価格

(6) 法第433条第2項ただし書の規定により口頭で意見を述べる機会を求める場合には、その旨

(7) その他審査委員会が必要と認める事項

3 申出人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査の申出をする場合には、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(審査委員会の資料提出請求権)

第79条 審査委員会が審査のため必要がある場合に、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に関し必要な資料の提出を求めたときは、これらの者は、その資料を審査委員会に提出しなければならない。

(審査の議事及び決定に関する記録)

第79条の2 審査委員会は、審査の議事及び決定に関する記録を作成しなければならない。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事案の表示
- (2) 審理の場所及び年月日
- (3) 審理の出席者の氏名
- (4) 議事及び決定の内容
- (5) その他審査委員会が必要と認める事項

(交付の方法)

第79条の3 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

- (1) 対象書類等（交付に係る書類又は資料をいう。以下この号及び第79条の5において同じ。）の写しの交付にあつては、当該対象書類等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録（交付に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。第79条の5において同じ。）に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等)

第79条の4 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「交付手数料」という。)の額は、用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円)とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。

- 2 交付手数料は、審査委員会の規程で定める方法により前納しなければならない。
- 3 審査委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、審査委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

(送付による交付)

第79条の5 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査委員会が定める方法により納付しなければならない。

(審査委員会に関する規程事項)

第80条 審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は審査委員会の規程で定める。

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第81条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下本節中「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

- 2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
- 3 軽自動車等の所有者が次条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である

場合においては、第1項の規定にかかわらず、公用又は公共の用に供するものを除き、その使用者に対して、軽自動車税を課する。

(軽自動車税の非課税の範囲)

第82条 軽自動車税の非課税の範囲については、次項に定めるもののほか、法第443条第1項に定めるところによる。

- 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第83条 商品である軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第84条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

その他のもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。以下本節において同じ。） 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第85条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 市長は、特別の事情がある場合においては、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第86条 削除

(軽自動車税の徴収の方法)

第87条 軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第88条 新たに軽自動車等の所有者（第81条第2項の規定により所有者とみなされる者を含み、第82条の規定により軽自動車税を課されない者を除く。以下同じ。）若しくは使用者（第81条第3項の規定により軽自動車税を課されることとなる使用者をいう。以下同じ。）となつた者又は軽自動車等の主たる定置場を他の市町村の区域から本市内に移転させた所有者若しくは使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、当該軽自動車等の所有者等となつた日の翌日から10日以内に、総務省令で定める様式によつて、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告書を提出した後において、当該申告事項に異動（次項に規定する場合を除く。）があつたときは、その旨をその事実発生の日から10日以内に市長に申告しなければならない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、当該軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、その旨を市長に申告しなければならない。

4 第81条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居

所が不明であることを理由として請求されたときは、当該請求があつた日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所
- (4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (5) 当該軽自動車等の占有の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第89条 軽自動車等の所有者等又は第81条第2項に規定する軽自動車等の売主が、前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(軽自動車税の減免)

第90条 軽自動車税は、申請に基づき、災害により滅失又は損害を受け使用不能となつた軽自動車等に対しては、これを免除する。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要と認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより軽自動車税を減免することができる。

(標識の交付及び附着義務)

第91条 原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下この節において「原動機付自転車等」という。）に係る軽自動車等の所有者等となつた者（第81条第3項の規定により軽自動車税を課されることとなる同項に定める使用者を除く。）は、第88条第1項の申告書を提出する際、標識の交付を受けなければならない。

- 2 第82条の規定により軽自動車税を課されない者が、新たに原動機付自転車等を取得し、又はその所有する原動機付自転車等の主たる定置場を他の市町村の区域内から本市内に移転させたときは、当該軽自動車税を課されない者は、その事実発生の日から10日以内に、その旨を市長に申告し、及び標識の交付を受けなければならない。

- 3 前2項の規定により交付を受けた標識は、これを当該原動機付自転車等の後面に附着しなければならない。

(試乗のために用いる標識の交付)

第92条 商品である原動機付自転車等の試乗をするため軽自動車等の販売業者の申請があるときは、標識を交付することがある。

2 臨時に一時多数の原動機付自転車等を試乗する必要があるときは、10日以内の期間を限り臨時に標識を交付することがある。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付を受けた標識について準用する。

(標識の売買、貸借、譲渡の禁止)

第93条 標識は、これを売買、貸借又は譲渡することができない。

第94条 削除

(標識の再交付)

第95条 標識(第92条第2項の規定により交付する標識を除く。次条において同じ。)をき損、亡失、摩滅し、又はその取付けを損壊したときは、市長は、申請により標識を再交付する。

(実費弁償)

第96条 標識の再交付に際しては、その実費を弁償しなければならない。

(標識の返納)

第97条 第91条第1項の規定により標識の交付を受けた後において、当該標識を附着すべき原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者(第81条第3項の規定により軽自動車税を課されていた同項に定める使用者を除く。)は、第88条第3項の規定による申告をする際、当該標識を市長に返納しなければならない。

2 第91条第2項の規定により標識の交付を受けた者は、その後において、当該標識を附着すべき原動機付自転車等を所有しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場を本市の区域外に移転させたときは、その事実発生の日から10日以内に、当該標識を市長に返納しなければならない。

3 第92条第1項の規定により標識の交付を受けた軽自動車等の販売業者は、その後において、当該標識を使用する営業所が本市の区域内に所在しないこととなつたときは、直ちに当該標識を市長に返納しなければならない。

4 第92条第2項の規定により標識の交付を受けた軽自動車等の販売業者は、その使用期間が終了したときは、速やかに当該標識を市長に返納しなければならない。

(軽自動車税に係る証明書の交付)

第98条 検査対象軽自動車(道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車をいう。)又は2輪の小型自動車(以下この条において「検査対象軽自動車等」という。)の使用者が同法第62条第2項の規定により自動車検査証の返付を受けるため、当該検査対象軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務者が同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請する場合において、現に当該軽自動車税を滞納していないとき又は現に当該軽自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、市長は、その旨を証する証明書を当

該納税義務者に交付する。

第4節 市たばこ税

(市たばこ税の納税義務者等)

第99条 市たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下本節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下本節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下本節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市内に所在する卸売販売業者等に課する。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第99条の2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことに

つき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

(たばこ税の課税標準)

第99条の3 たばこ税の課税標準は、第99条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下本節において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区 分	重 量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1 グラム
イ 葉巻たばこ	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2 グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2 グラム

(たばこ税の税率)

第100条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第100条の2 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に総務省令第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第99条の規定を適用する。

(たばこ税の徴収の方法)

第101条 たばこ税の徴収については、申告納付の方法による。ただし、第99条の2第4項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

(たばこ税の申告納付の手続)

第101条の2 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下本節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下本節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第100条の2第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第101条の6第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第100条の2第2項に規定する書類及び第101条の6第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

3 第101条の6第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長)

第101条の3 卸売販売業者等が前条第1項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を市長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを提供したときは、市長は、当該卸売販売業者等が製造

たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する理由により当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、1月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

(たばこ税の期限後申告及び修正申告納付)

第101条の4 第101条の2第1項又は第2項の規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第101条の7第4項の規定による決定の通知があるまでは、第101条の2第1項又は第2項の規定によつて申告納付することができる。

2 第101条の2第1項若しくは第2項、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第101条の7第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第101条の4の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第101条の2第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(普通徴収に係るたばこ税の納期)

第101条の5 普通徴収の方法によつて徴収するたばこ税の納期は、市長が納税通知書に定めるところによる。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第101条の6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に市長に提出すべき第101条の2第1項又は第2項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第100条の2第1項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につき本項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額

があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、第101条の2第1項から第3項までの規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 市長は、前項の規定により、たばこ税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前2項の規定によつてたばこ税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合には、申告納税者の当該還付に係る第101条の2第1項から第3項までの規定による申告書の提出があつた日から起算して10日を経過した日を第9条第1項第4号に掲げる日とみなして、同項（第1号から第3号までを除く。）の規定を適用する。

（たばこ税の更正又は決定）

第101条の7 市長は、第101条の2第1項から第3項までの規定による申告書（以下この項及び次項において「申告書」という。）又は第101条の4第2項の規定による修正申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準数量、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準数量及び税額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準数量、税額又は還付金の額について過不足があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知する。

（たばこ税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第101条の8 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第4項の規定による通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第101条の2第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数

に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

- 3 市長は、申告納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

第5節 削除

第102条から第113条の2まで 削除

第6節 特別土地保有税

第1款 通則

（特別土地保有税の納税義務者等）

第113条の3 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（以下この節において「土地の所有者等」という。）に課する。

- 2 この節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が所有する土地で第113条の13第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。

- 3 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が取得した、又は所有する土地について政令で定める特別の事情があるときは、特別土地保有税の賦課徴収については、当該土地は、その者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

- 4 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもつて当該仮換地等である土地の取得

又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を当該仮換地等である土地に係る第1項の土地の所有者等とみなして、特別土地保有税を課する。

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として政令で定める日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者等とみなして、特別土地保有税を課する。

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第113条の3第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

（特別土地保有税の非課税の範囲）

第113条の4 特別土地保有税の非課税の範囲については、法第586条から第587条の2までに定めるところによる。

第113条の5 削除

（特別土地保有税の納税管理人）

第113条の6 特別土地保有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。以下本項において同じ。）のうちから納税管理人を定めてこれを市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場

合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第113条の7 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第2款 課税標準及び税率

(特別土地保有税の課税標準)

第113条の8 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

- 2 無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。

(特別土地保有税の税率)

第113条の9 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては100分の3とする。

(特別土地保有税の免税点)

第113条の10 同一の者について、1区内において、第113条の13第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、第113条の13第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項若しくは第587条第2項又は法附則第31条の2の2の規定の適用がある土地を除く。以下この条において同じ。）の合計面積が、第113条の13第1項第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ2,000平方メートル（以下この節において「基準面積」という。）に満たない場合には、特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の税額)

第113条の11 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第113条の13第1項第1号の特別土地保有税 同条第2項第1号の課税標準額に第113条の9の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して第54条の規定により課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額を控除した額
- (2) 第113条の13第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第113条の9の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して法第73条の2の規定により府が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（第113条の13第1項第2号若しくは第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第113条の3第6項の規定の適用がある場合には、当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額）に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額

第3款 徴収

（特別土地保有税の徴収の方法）

第113条の12 特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法による。

（特別土地保有税の申告納付）

第113条の13 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の総務省令で定める事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 1月1日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税 その年の5月31日
- (2) 1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税 その年の2月末日
- (3) 7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税 その年の8月31日

2 前項の課税標準額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が1月1日において所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の取得価額の合計額
- (2) 前項第2号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地（当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項若しくは第587条第2

項又は法附則第31条の2の2の規定の適用があるもの及び土地の取得に対して課する特別土地保有税を既に申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。次号において同じ。)

の取得価額の合計額

- (3) 前項第3号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地の取得価額の合計額

(特別土地保有税の期限後申告及び修正申告納付)

第113条の14 前条第1項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第113条の19第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によつて申告納付することができる。

- 2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第113条の19の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第113条の14の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく第113条の13第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(特別土地保有税の納税義務の免除等)

第113条の15 土地の所有者等が、その所有する土地を法第586条第2項の規定の適用がある土地(同項第25号に掲げる土地及び同項第28号に掲げる土地のうち法第348条第2項第1号、第7号又は第8号に掲げる土地に該当するものを除く。以下この条において「非課税土地」という。)として使用し、又は使用させようとする場合において、市長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から2年を経過する日までの期間(工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は農用地の造成その他の用地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき市長が定める相当の期間。以下この条において「納税義務の免除に係る期間」という。)内に当該土地を非課税土地として使用し、又は使用させ、かつ、これらの使用が開始されたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金(納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。第3項及び第6項において同じ。)に係る納税義務を免除する。

- 2 市長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間（この項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。）内に当該土地を非課税土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合には、土地の所有者等からの申請に基づき市長が定める相当の期間を限って、納税義務の免除に係る期間を延長することができる。
 - 3 市長は、第1項の認定をした場合には、納税義務の免除に係る期間を限って、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金の徴収を猶予する。この場合において、市長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。
 - 4 市長は、第2項の規定により納税義務の免除に係る期間（同項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）を延長した場合には、当該延長された期間を限って、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金の徴収の猶予の期間を延長する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
 - 5 市長は、前2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る徴収金を納付しなければならない。
 - 6 特別土地保有税に係る徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金を還付する。
 - 7 市長は、前項の規定により特別土地保有税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
 - 8 前2項の規定によつて特別土地保有税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第6項の規定による還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日を第9条第1項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。
- 第113条の16 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める土地の譲渡をしようとする場合において、市長が当該事実を認定したところに基づいて定める日（以下本項において「事実認定日」という。）から2年を経過する日までの期間（大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が

通常2年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、納税義務者の申請に基づき市長が定める相当の期間とし、第2号又は第3号に定める土地の譲渡（第2号に定める土地の譲渡にあつては、土地収用法第82条の規定により土地をもつて損失を補償するために行われる場合の土地の譲渡を除く。）で、当該土地の譲渡に係る事実認定日がこれらの号に定める日後の日であるもの（第3項において「特定譲渡」という。）にあつては、当該事実認定日からこれらの号に定める日以後2年を経過する日までの期間とする。以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地の譲渡をし、かつ、当該土地の譲渡があつたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。）に係る納税義務を免除する。

(1) 土地の所有者等 次に掲げる土地の譲渡

ア 土地の譲渡で国又は地方公共団体に対するもの（イに掲げるものを除く。）

イ 土地の贈与による譲渡であつて、法人税法第37条第4項第1号に規定する寄附金に係る寄附に該当するもので政令で定めるもの

ウ 土地の譲渡で独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに対するものであつて、当該譲渡に係る土地が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（土地開発公社に対する土地の譲渡である場合には、政令で定める土地の譲渡を除く。）

エ 宅地供給に資する土地の譲渡で政令で定めるもの

オ 土地の譲渡で民間都市開発の推進に関する特別措置法第3条第1項の民間都市開発推進機構に対するものであつて、当該譲渡に係る土地が同法附則第14条第2項第1号に規定する業務を行うために直接必要であると認められるもの

(2) 土地又は家屋を収用することができる事業（以下本項において「公共事業」という。）を行う者 当該公共事業の用に供するため不動産を収用された者、当該公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者又は当該公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者に対する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下本号において「被収用不動産等」という。）に代わるものと市長が認める土地（当該被収用不動産等に対応するものとして政令で定める土地に限る。）の譲渡（土地収用法第82条の規定により土地をもつて損失

を補償するために行われる場合以外の場合には、当該不動産を収用され、若しくは譲渡し、又は当該家屋についての移転補償金に係る契約をした日から2年以内に行われる土地の譲渡に限る。)

(3) 土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構 これらの者が公共事業を行う者に代わつて当該公共事業の用に供する不動産を取得する場合においてこれらの者に当該公共事業の用に供する不動産を譲渡した者又は当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者に対する当該譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下本号において「被買収不動産等」という。）に代わるものと市長が認める土地（当該被買収不動産等に対応するものとして政令で定める土地に限る。）の譲渡（当該不動産を譲渡し、又は当該家屋についての移転補償金に係る契約をした日から2年以内に行われる土地の譲渡に限る。）

2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、同項において準用する前条第2項及び第4項の規定は、特定譲渡については、適用しない。

第113条の17 土地の所有者が所有する土地で、その取得が法第73条の27の3から第73条の27の5までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 土地の取得で法第73条の27の3から第73条の27の5までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3 市長は、土地の所有者等から前2項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該土地の取得の日から5年以内で政令で定める期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金の徴収を猶予する。

4 第113条の15第5項から第8項までの規定は、前項の場合における徴収の猶予及びその取消し並びに当該特別土地保有税に係る徴収金の還付について準用する。

第113条の18 土地の所有者等が所有する土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当し、かつ、当該土地の利用が土地利用基本計画（国土利用計画法第9条第1項の土地利用基本計画をいう。）、都市計画その他の土地利用に関する計画に照らし、当該土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用に適合するものであることについて市長が認定した場合には、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- (1) 事務所、店舗その他の建物又は構築物で、その構造、利用状況等が恒久的な利用に供される建物又は構築物に係る基準として政令で定める基準に適合するものの敷地の用に供する土地（次号に該当するものを除く。）
 - (2) 工場施設、競技場施設その他の施設（建物、構築物その他の工作物及びこれらと一体的に利用されている土地により構成されているものに限る。以下本号及び次条第1項において「特定施設」という。）で、その整備状況、利用状況等が恒久的な利用に供される特定施設に係る基準として政令で定める基準に適合するものの用に供する土地
- 2 土地の所有者等は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第113条の13第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）までに市長に対して当該土地に係る特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならない。ただし、既に同項の認定又は次条第1項の確認を受けた土地について、当該認定又は確認に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のないときは、この限りでない。
 - 3 第1項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。
 - 4 市長は、第1項の認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者等に通知しなければならない。ただし、第2項ただし書の規定に該当する土地について、第1項の認定をするときは、この限りでない。
 - 5 市長は、第2項本文の申請があつた場合又は既に第1項の認定若しくは次条第1項の確認を受けた土地について当該認定若しくは確認に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のない場合には、第113条の13第1項の納期限から第1項の認定をする日（同項の認定をしない旨の決定をしたときは、前項の通知をする日）までの期間、当該第2項本文の申請に係る土地又は既に第1項の認定若しくは次条第1項の確認を受けた土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（第113条の15第3項若しくは第4項（これらの規定を第113条の16第2項において準用する場合を含む。）又は前条第3項の規定により徴収を猶予されている部分を除く。）の徴収を猶予する。ただし、当該土地が第1項各号に掲げる土地のいずれにも該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。
 - 6 第1項の場合において、同項各号に掲げる土地であるかどうかの判定は、第113条の13第1項第1号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日、同項第2号又は第3号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の

属する年の1月1日又は7月1日（これらの日前に当該土地が他の者に譲渡されている場合には、当該譲渡の日）の現況によるものとする。

7 第113条の15第6項から第8項までの規定は第1項の場合について準用する。

第113条の18の2 土地の所有者等が、その所有する土地を前条第1項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、又は使用させようとする場合において、市長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から2年を経過する日までの期間（当該認定に係る建物若しくは構築物の建設又は特定施設の整備に要する期間が通常2年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき5年を超えない範囲内で市長が定める相当の期間。以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を免除土地として使用し、又は使用させ、かつ、これらの使用が開始されたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限るものとし、市長の確認を受けた日後の当該期間に係るものを除く。）に係る納税義務を免除する。

2 第113条の15第2項から第8項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「納税義務の免除に係る期間（本項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下本項において同じ。）」とあるのは「第113条の18の2第1項に規定する納税義務の免除に係る期間」と、「市長が定める相当の期間」とあるのは「5年を超えない範囲内で市長が定める相当の期間」と、「延長することができる」とあるのは「1回に限り延長することができる」と、同条第4項中「納税義務の免除に係る期間（同項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）」とあるのは「第113条の18の2第1項に規定する納税義務の免除に係る期間」と読み替えるものとする。

（特別土地保有税の更正又は決定）

第113条の19 市長は、第113条の13第1項の申告書（以下この項及び次項において「申告書」という。）又は第113条の14第2項の修正申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課

税標準額又は税額について過不足額があることを知ったときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知する。

(特別土地保有税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第113条の20 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第113条の13第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限(第113条の15第3項若しくは第4項(これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。)、第113条の17第3項又は第113条の18第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。)までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

第4款 遊休土地に係る特別土地保有税

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者等)

第113条の21 都市計画法第10条の3第1項に規定する遊休土地転換利用促進地区(第113条の28第1項において「遊休土地転換利用促進地区」という。)の区域内に所在する土地で同一の者が第113条の25第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日に所有する一団の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの(以下本款において「遊休土地」という。)に対しては、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準)

第113条の22 遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、遊休土地の時価又は遊休土地である土地の取得価額のいずれか高い金額(第113条の25第2項において「時価等」という。)とする。

2 前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、政令で定めるところ

により算定した金額とする。

- 3 遊休土地である土地の取得のうち無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を当該土地の取得価額とみなす。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率)

第113条の23 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率は、100分の1.4とする。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額)

第113条の24 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額は、次条第2項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して第54条の規定により課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額(当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあつては、当該合計額に当該土地に対して第113条の3の規定により課すべき当該年度分の第113条の11に規定する第113条の13第1項第1号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額)を控除した額とする。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の申告納付)

第113条の25 遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者(次項において「納税義務者」という。)は、その年の5月31日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の総務省令で定める事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- 2 前項の課税標準額は、納税義務者が1月1日において所有する遊休土地の時価等の合計額とする。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の課される土地の納税義務の免除等の特例)

第113条の26 遊休土地に対して課する特別土地保有税が課される土地(第113条の28第1項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する特別土地保有税については、第113条の15から第113条の18の2までの規定は、適用しない。

(土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用)

第113条の27 第113条の21の規定により特別土地保有税を課する場合には、前3款の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定(第113条の3第1項及び第2項の規定、第113条の4の規定(法第586条第1項に係る部分を除く。))並びに第113条の8から第113条の11まで、第113条の13及び第113条の15から第113条の18の2までの規定を除く。)を準用する。この場合において、第113条の3第4項及び第5項中「第1項の土地の所有者等」とあり、並びに同条

第6項中「第113条の3第1項の土地の所有者等」とあるのは「第113条の21に規定する遊休土地の所有者」と、第113条の14中「前条第1項」とあり、及び第113条の19第1項中「第113条の13第1項」とあるのは「第113条の25第1項」と、第113条の20第2項中「第113条の13第1項の納期限」とあるのは「第113条の25第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）」と読み替えるものとする。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務の免除等)

第113条の28 遊休土地について次の各号のいずれかに掲げる事情があることにつき市長が認定した場合には、当該遊休土地に対して課する特別土地保有税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- (1) 当該遊休土地に関する都市計画についてその目的が達成されたと認められる場合において、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の変更により当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区の区域外としたならば変更後の遊休土地転換利用促進地区が都市計画法第10条の3第1項第2号から第4号までの規定に該当しなくなることが明らかであること
 - (2) 当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区の区域外とすることについて、都市計画法第17条第4項の規定により意見を聴取したこと
- 2 遊休土地の所有者は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第113条の25第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第5項において同じ。）までに市長に対して当該遊休土地に対して課する特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならない。ただし、既に同項の認定を受けた遊休土地について、当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該遊休土地の所有者に変更のないときは、この限りでない。
- 3 第1項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。
- 4 市長は、第1項の認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該遊休土地の所有者に通知しなければならない。ただし、第2項ただし書の規定に該当する遊休土地について、第1項の認定をするときは、この限りでない。
- 5 市長は、第2項本文の申請があつた場合又は既に第1項の認定を受けた遊休土地について当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該遊休土地の所有者に変更のない場合には、第113条の25第1項の納期限から第1項の認定をする日（同項の認定をしない旨の決定をしたときは、前項の通知をする日）までの期間、当該第2項本文の申請に係る遊休土地又は既に第1項の認

定を受けた遊休土地に対して課する特別土地保有税に係る徴収金の徴収を猶予する。ただし、当該遊休土地について同項各号に掲げるいずれの事情もないことが明らかである場合は、この限りでない。

- 6 第1項の認定は、第113条の25第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日の現況によるものとする。
- 7 第113条の15第6項から第8項までの規定は、第1項の場合について準用する。

第114条から第134条まで 削除

第3章 目的税

第1節 事業所税

第1款 通則

(事業所税の納税義務者等)

第134条の2 事業所税は、事務所又は事業所（以下本節において「事業所等」という。）において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

- 2 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について政令で定める特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。

- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下本節において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本節中法人に関する規定を適用する。

(事業所税の非課税の範囲)

第134条の3 事業所税の非課税の範囲については、法第701条の34に定めるところによる。

(事業所税の納税管理人)

第134条の4 事業所税の納税義務者は、市内に住所、居所又は事業所等（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。以下本項において同じ。）のうちから納税管理人を定めてこれを市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業所税の徴収の確保

に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第134条の5 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第2款 課税標準及び税率

(事業所税の課税標準)

第134条の6 事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間（法人に係るものにあつては、事業年度とし、個人に係るものにあつては、個人に係る課税期間とする。以下本節において同じ。）の末日現在における事業所床面積（当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積。第4項において同じ。）とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2 前項に規定する個人に係る課税期間とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 その年の1月1日から12月31日まで

(2) 年の中途において事業を廃止した場合（第4号の場合を除く。） その年の1月1日から当該廃止の日まで

(3) 年の中途において事業を開始した場合（次号の場合を除く。） 当該開始の日からその年の12月31日まで

(4) 年の中途において事業を開始し、その年の中途において事業を廃止した場合 当該開始の日から当該廃止の日まで

3 第1項に規定する事業所床面積とは、事業所用家屋（家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）の床面積として政令で定める床面積をいい、同項に規定する従業者給与総額とは、事業所等の従業者（役員を含むものとし、政令で定める障害者及び年齢65歳以上の者（役員を除く。）を除く。以下この項及び第134条の9において同じ。）に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この項において「給与等」という。）の総額（事業所等の従業者のうちに、第31条第4項に規定する事業専従者がある場合には、その者に係る事業専従者控除額（同項の規定により必要経費とみなされる金額をいう。）を含むものとし、年齢55歳以上65歳未満の者のうち雇用保険

法その他の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるものがある場合には、その者の給与等の額の2分の1に相当する額を除く。)をいう。

4 次の各号に掲げる事業所等において行う事業に対して課する資産割の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める面積とする。

(1) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等(第3号の事業所等を除く。)

当該課税標準の算定期間の末日における事業所床面積(前項に規定する事業所床面積をいう。

以下本節において同じ。)に当該新設の日の属する月の翌月から当該課税標準の算定期間の

末日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面積

(2) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等(次号の事業所等を除く。) 当該

廃止の日における事業所床面積に当該課税標準の算定期間の開始の日の属する月から当該廃

止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合を乗じて得た面

積

(3) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途

において廃止されたもの 当該廃止の日における事業所床面積に当該新設の日の属する月の

翌月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合

を乗じて得た面積

5 第1項及び前項の課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(事業所税の課税標準の特例)

第134条の7 法第701条の41又は法附則第33条第1項から第5項までの規定の適用を受ける事業所税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、法第701条の41又は法附則第33条第1項から第5項までに定めるところによる。

(事業所税の税率)

第134条の8 事業所税の税率は、資産割にあつては1平方メートルにつき600円、従業者割にあつては100分の0.25とする。

(事業所税の免税点)

第134条の9 同一の者が市内において行う事業に係る各事業所等(次項に規定する事業所等に該当するものを除く。)について、当該各事業所等に係る事業所床面積(法第701条の34の規定の適用を受けるものを除く。)の合計面積が1,000平方メートル以下である場合には資産割を、当該各事業所等の従業者(法第701条の34の規定の適用に係る者を除く。)の数の合計数が100人以下である場合には従業者割を課さない。

- 2 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第6号に規定する企業組合又は同項第7号に規定する協業組合（以下本項において「企業組合等」という。）が市内において行う事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となつた際その者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事しているものその他これに準ずるものとして政令で定める事業所等に該当するものについては、事業所床面積（法第701条の34の規定の適用を受けるものを除く。）が1,000平方メートル以下であるものにあつては資産割を、従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数が100人以下であるものにあつては従業者割を課さない。
- 3 前2項の場合において、第1項に規定する事業所床面積の合計面積及び前項に規定する事業所床面積が1,000平方メートル以下であるかどうか並びに第1項に規定する従業者の数の合計数及び前項に規定する従業者の数が100人以下であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。
- 4 前項の場合において、第1項に規定する従業者の数の合計数及び第2項に規定する従業者の数が100人以下であるかどうかの判定の基礎となる事業所等のうち、課税標準の算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事業所等として政令で定めるもの（当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等を除く。）については、当該課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもつて前項の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなす。
- 5 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

第3款 徴収

（事業所税の徴収の方法）

第134条の10 事業所税の徴収については、申告納付の方法による。

（法人に対して課する事業所税の申告納付）

第134条の11 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内（外国法人（法の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。）が第134条の4第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合（同条第2項の認定を受けた場合を除く。）には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで）に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- 2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該事業年度中において当該法人が市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額（第134条の6第3項に規定する従業者給与総額をいう。以下本節において同じ。）の合計額とする。
- 3 事業所等において事業を行う法人で各事業年度について納付すべき事業所税額がないもののうち、当該各事業年度の前事業年度において納付すべき事業所税額があつた者及び当該各事業年度に係る事業所床面積又は従業者の数が市長の定める規模を超える者は、第1項の規定に準じて申告書を市長に提出しなければならない。

（個人に対して課する事業所税の申告納付）

第134条の12 事業所等において個人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、その年の翌年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、個人に係る課税期間（第134条の6第2項に規定する個人に係る課税期間をいう。以下本条において同じ。）に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- 2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該個人に係る課税期間中においてその者が市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。
- 3 事業所等において事業を行う個人で各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額がないもののうち、当該各個人に係る課税期間の前年の個人に係る課税期間において納付すべき事業所税額があつた者及び当該各個人に係る課税期間に係る事業所床面積又は従業者の数が市長の定める規模を超える者は、第1項の規定に準じて申告書を市長に提出しなければならない。

第134条の13 削除

（事業所税の期限後申告及び修正申告納付）

第134条の14 第134条の11又は第134条の12の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第134条の21第4項の規定による決定の通知があるまでは、第134条の11又は第134条の12の規定によつて申告納付することができる。

- 2 第134条の11又は第134条の12若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第134条の21の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額（第134条の11第2項又

は第134条の12第2項の課税標準額をいう。以下この節において同じ。)又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第134条の15 事業所税の納税義務者が正当な事由がなく第134条の11第1項若しくは第3項又は第134条の12第1項若しくは第3項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第134条の16 削除

(事業所等の新設又は廃止に関する申告の義務)

第134条の17 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設又は廃止の日から2月以内に、その旨その他必要な事項を市長に申告しなければならない。

(事業所用家屋の貸付けに関する申告の義務)

第134条の18 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなつた事業所用家屋に関し、当該貸付けを行つた日の属する月の翌月末日までに、当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項を市長に申告しなければならない。

2 前項の規定による申告を行つた者は、その申告した事項に異動が生じた場合、その異動が生じた日の属する月の翌月末日までに、その旨その他必要な事項を市長に申告しなければならない。

(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)

第134条の19 前2条の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(事業所税の減免)

第134条の20 市長は、公益上その他の事由により特に必要があると認めるときは、申請に基づき、市規則で定めるところにより事業所税を減免することができる。

(事業所税の更正又は決定)

第134条の21 市長は、第134条の11又は第134条の12の規定による申告書(以下この項及び次項において「申告書」という。)又は第134条の14第2項の規定による修正申告書(以下この項及び次項において「修正申告書」という。)の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市長は、第1項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知する。

(事業所税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第134条の22 徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第134条の11第1項又は第134条の12第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市長は、納税者が前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

第2節 都市計画税

(都市計画税の課税客体等)

第135条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定(都市計画税に係るものに限る。)の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第54条(第3項、第8項及び第9項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされるものをいう。

(都市計画税の非課税の範囲)

第136条 都市計画税の非課税の範囲については、法第702条の2又は法附則第14条若しくは第41条第8項に定めるところによる。ただし、土地又は家屋を有料で借り受けた者がこれを同項各号に掲げる固定資産(土地又は家屋に限る。)として使用する場合には、当該土地又は

家屋の所有者に対し、都市計画税を課する。

(住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例)

第136条の2 第64条の2第1項又は第64条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第135条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

2 第64条の2第2項の規定又は第64条の3第1項の規定により読み替えて適用される第64条の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第135条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

(都市計画税の税率)

第137条 都市計画税の税率は、100分の0.3とする。

(都市計画税の納税管理人)

第138条 第56条第1項の規定により定められた固定資産税の納税管理人は、当該納税義務者に係る都市計画税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

(都市計画税の賦課期日)

第139条 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(都市計画税の納期)

第140条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月17日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、都市計画税額(次条第1項の規定によつて併せて徴収する固定資産税額との合算額とする。)が4,000円以下の金額であるものについては、前項の第1期において、その全額を徴収する。

3 市長は、特別の事情がある場合において、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(都市計画税の賦課徴収等)

第141条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。

- 2 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る徴収金を、固定資産税の徴収金の納付の例により納付するものとし、固定資産税に係る徴収金とあわせて納付しなければならない。
- 3 第70条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「第63条、第63条の2、第64条及び第64条の2」とあるのは「第135条」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(諸様式の規定形式)

第142条 申告書、納税通知書その他市税の賦課徴収に必要な帳簿諸票の様式は、市規則で定める。

(施行の細目)

第143条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例（以下「新条例」という。）は、公布の日から施行する。

(新条例の適用区分)

- 2 新条例の規定は、この附則において特別の定があるものを除く外、法人税割に関する部分は昭和29年4月1日の属する事業年度分から、宣伝広告税に関する部分は昭和29年7月1日から、その他の部分は昭和29年度分の市税から適用する。

(市民税に関する規定の適用)

- 3 新条例中第18条第2項の規定は、昭和29年4月1日以後において第52条第4項の納期限が到来する分から、第40条の規定は、昭和27年以降の年において純損失が生じたため所得税法第36条の規定によつて所得税額の還付を受けたものについて昭和29年度分から、第53条の規定は、昭和29年4月1日の属する事業年度開始の前日1年以内に開始した事業年度以降の事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため法人税法第26条の4の規定によつて、法人税額の還付を受けたものについて昭和29年4月1日の属する事業年度分から、それぞれ適用する。
- 4 昭和29年度分の市民税に限り、新条例第49条第1項中「5月31日」とあるのは「6月10日」と読み替えるものとする。

(固定資産税に関する規定の適用)

- 5 昭和29年度分の固定資産税に限り、新条例第64条第1項中「3分の1の額」とあるのは「3分の1の額（電気の供給を業とする者については、4分の1の額）」と、新条例第65条中「100分の1.4」とあるのは「100分の1.5」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- 6 新条例第64条第1項の規定は、昭和28年1月2日以降において建設された同条同項に規定する家屋及び償却資産について、同条第2項の規定は昭和28年1月2日以降において敷設された

同条同項に規定する構築物について、同条第3項及び第4項の規定は昭和28年1月2日以降において取得され、又は製作された当該各項に規定する機械設備等について、同条第6項の規定は昭和28年1月2日以降において航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機について、それぞれ昭和29年度分の固定資産税から適用する。

- 7 新条例第64条第1項の規定は、昭和28年1月1日以前において建設された同条同項に規定する家屋及び償却資産に対しても適用するものとする。この場合において、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該固定資産が建設された日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度から昭和28年度までの年度の数を10から控除して得た数（以下「残存年度数」という。）が5をこえるときは、昭和29年度分からその5をこえる数に相当する年度分については当該固定資産の価格の3分の1の額、その後の5年度分については当該固定資産の価格の3分の2の額とし、残存年度数が5以下であるときは、昭和29年度分からその数に相当する年度分については当該固定資産の価格の3分の2の額とする。

- 8 昭和29年度分の固定資産税に係る改正前の大阪州市税条例（以下「旧条例」という。）の規定による措置は、新条例の各相当規定による措置とみなす。この場合における課税標準及び税率の改正等に伴う税額の更正及び清算については、市長が定める。

（自転車荷車税に関する規定の適用）

- 9 昭和29年度分の自転車荷車税に限り、旧条例の規定による自転車税及び荷車税に係る徴税令書は、新条例の規定による自転車荷車税に係る徴税令書とみなす。
- 10 月割をもつて課する自転車及び荷車に附着する課税鑑札は、当分の間、旧条例の規定による届出鑑札をもつてこれに替えるものとする。

（たばこ消費税に関する規定の適用）

- 11 新条例中たばこ消費税に関する規定は、昭和29年4月1日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

（電気ガス税に関する規定の適用）

- 12 新条例第105条第1項及び第5項の規定は、昭和29年5月13日以後において電気事業者の電気料金の変更について通商産業大臣の認可があり、当該認可のあつた料金を実施した日以後において使用した電気に対して課する電気ガス税から、電気ガス税に係るその他の新条例の規定は、昭和29年4月1日から適用する。

（昭和28年度分以前の市税）

- 13 昭和28年度分以前の市税（法人税割にあつては昭和29年4月1日の属する事業年度の直前の

事業年度以前の分、電気ガス税にあつては昭和29年5月13日以後において電気事業者の電気料金の変更について通商産業大臣の認可があり、当該認可のあつた料金を実施した日前に使用した電気に係る分、宣伝広告税にあつては昭和29年6月30日までの分)については、なお、従前の例による。

(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)

13の2 当分の間、第10条第1項、第44条の2第2項、第53条の4の8第2項、第53条の14の3第2項、第71条の2第2項、第101条の8第2項、第113条の20第2項(第113条の27において準用する場合を含む。)及び第134条の22第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から附則第14項までにおいて同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

13の3 当分の間、第10条第4項及び第5項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

14 当分の間、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第9条第1項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは「附則第13項の2に規定する特例基準割合」とする。

(法人税割の納期限の延長に係る延滞金の特例)

15 当分の間、租税特別措置法第66条の3に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第10条第4項及び第5項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び附則第13項の3の規定にかかわらず、日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

(公益信託に係る市民税の課税の特例)

16 当分の間、公益信託(公益信託ニ関スル法律第1条に規定する公益信託(法人税法第37条第

6項に規定する特定公益信託を除く。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

17 公益信託は、第25条第1項第5号に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

18 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

19 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が次の表の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の右欄に掲げる価格(以下この項において「修正前の価格」という。)を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準(以下「修正基準」という。)によつて修正した価格(当該土地が次の表の第2号若しくは第4号に掲げる土地である場合における平成28年度分の固定資産税又は当該土地が次の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地である場合における平成29年度分の固定資産税にあつては、当該土地の類似土地(法附則第17条第7号に規定する類似土地をいう。以下同じ。)の当該年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とする。以下「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

土地の区分	年度	価格
(1) 平成27年度に係る賦課期日に所在する土地	平成28年度	当該土地に係る平成27年度

<p>(次号又は第3号に掲げる土地のいずれかに該当するに至った場合の当該土地を除く。)</p>		分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
	平成29年度	当該土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
<p>(2) 平成27年度に係る賦課期日に所在する土地(以下この表において「平成27年度の土地」という。)で平成28年度に係る賦課期日において第63条第2項ただし書に規定する事情があるため、平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの(次号に掲げる平成27年度の土地に該当するに至った場合の当該平成27年度の土地を除く。)</p>	平成28年度	当該平成27年度の土地の類似土地に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成29年度	当該平成27年度の土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
<p>(3) 平成27年度の土地で平成29年度に係る賦課期日において第63条第2項ただし書に規定する事情があるため、平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの</p>	平成29年度	当該平成27年度の土地の類似土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
<p>(4) 平成28年度において新たに固定資産税を課することとなる土地(次号に掲げる土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。)</p>	平成28年度	当該土地の類似土地に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成29年度	当該土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
<p>(5) 平成28年度において新たに固定資産税を課</p>	平成29年度	当該平成28年度の土地の類

<p>することとなる土地（以下この表において「平成28年度の土地」という。）で平成29年度に係る賦課期日において第63条第2項ただし書に規定する事情があるため、平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不相当であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの</p>		<p>似土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>(6) 平成29年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「平成29年度の土地」という。）</p>	<p>平成29年度</p>	<p>当該平成29年度の土地の類似土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>

20 平成28年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下この項において「平成28年度適用土地」という。）又は前項の表の第3号、第5号若しくは第6号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成28年度適用土地であるもの（以下この項において「平成28年度類似適用土地」という。）であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、修正された価格（平成28年度適用土地にあつては当該平成28年度適用土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成28年度適用土地が前項の表の第3号又は第5号に掲げる土地に該当するに至つた場合においては、当該平成28年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）をいい、平成28年度類似適用土地にあつては当該平成28年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

21 前2項の規定の適用を受ける土地（平成29年度分の固定資産税について附則第19項の規定の適用を受けるに至つた場合の当該土地を除く。次項において同じ。）に対して課する平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、第64条の2第1項中「第63条」とあるのは「附則第19項又は第20項」と、同条第2項中「第63条」とあるのは「附則第19項又は第20項の規定」とする。

21の2 前項に定めるもののほか、附則第19項又は第20項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税については、法附則第17条の2第5項に定めるところによる。

22 平成29年度分の固定資産税について附則第19項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成29年度分の固定資産税に限り、第64条の2中「第63条」とあるのは「附則第19項」とする。

22の2 前項に定めるもののほか、平成29年度分の固定資産税について附則第19項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成29年度分の固定資産税については、法附則第17条の2第6項に定めるところによる。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

23 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この項から附則第27項までにおいて同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

23の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

24 附則第23項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

る宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

25 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第23項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

26 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第23項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

27 附則第23項及び第25項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成26年度に係る固定資産税の賦課期日に所在する宅地等(次号から第4号までに掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合の当該宅地等を除く。) 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額

(2) 平成27年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等(地目の変換その他これに類する特別の事情をいう。以下同じ。)がある宅地等(次号又は第4号に掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合の当該宅地等を除く。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア 平成27年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

イ 平成28年度又は平成29年度 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額

(3) 平成28年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号に掲げる宅地等に該当するに至つた場合の当該

宅地等を除くものとし、当該地目の変換等がある宅地等にあつては、第63条第2項ただし書又は附則第19項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

ア 平成28年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

イ 平成29年度 当該宅地等の同年度の前年度課税標準額

(4) 平成29年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(第63条第3項ただし書若しくは第5項ただし書又は附則第19項若しくは第20項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る。) 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

28 前項第1号から第3号までに掲げる宅地等で平成27年度から平成29年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの(附則第28項の3の規定の適用を受ける宅地等を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の固定資産税については、法附則第17条第6号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の左欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの(以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

小規模住宅用地(第64条の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。)

小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外であ

	る部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地（住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ。）	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外であることを併せ有する宅地等
非住宅用宅地等（住宅用地以外の宅地等をいう。以下同じ。）	非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外であることを併せ有する宅地等

28の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成27年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の固定資産税について大阪市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第75号）第1条の規定による改正前のこの条例（以下「平成27年改正前の条例」という。）附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成27年改正前の地方税法」という。）第349条の3又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(2) 平成28年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成27年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税

の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成28年改正前の地方税法」という。）第349条の3又は平成28年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(3) 平成29年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成28年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

28の3 附則第27項第2号に掲げる宅地等で平成27年度に係る賦課期日において附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成26年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成27年度類似用途変更宅地等」という。）、附則第27項第3号に掲げる宅地等で平成28年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成27年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成28年度類似用途変更宅地等」という。）又は附則第27項第4号に掲げる宅地等で平成29年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成28年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成29年度類似用途変更宅地等」という。）に係る法附則第17条第7号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成27年度類似用途変更宅地等に係る平成27年度分の固定資産税にあつては第1号に掲げる額、平成28年度類似用途変更宅地等に係る平成28年度分の固定資産税にあつては第2号に掲げる額、平成29年度類似用途変更宅地等に係る平成29年度分の固定資産税にあつては第3号に掲げる額とする。

(1) 当該平成27年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成26年度分の固定資産税の課税標

準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成27年度類似用途変更宅地等が平成27年度に係る賦課期日において該当した附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に平成26年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第1号において「平成26年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成26年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

(2) 当該平成28年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成28年度類似用途変更宅地等が平成28年度に係る賦課期日において該当した附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に平成27年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第2号において「平成27年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成27年度類似課税標準額の総額を当該平成27年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

(3) 当該平成29年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成29年度類似用途変更宅地等が平成29年度に係る賦課期日において該当した附則第28項の表の左欄に掲げる宅地等に平成28年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第3号において「平成28年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成28年度類似課税標準額の総額を当該平成28年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

28の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成26年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
ア イに掲げる平成26年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の固定資産税について平成27年改正前の条例附則第23項から第27項までの

規定の適用を受ける平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(2) 平成27年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成27年度類似特定用途宅地等以外の平成27年度類似特定用途宅地等 当該平成27年度類似特定用途宅地等に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成27年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成27年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける平成27年度類似特定用途宅地等 当該平成27年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成27年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成28年改正前の地方税法第349条の3又は平成28年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(3) 平成28年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成28年度類似特定用途宅地等以外の平成28年度類似特定用途宅地等 当該平成28年度類似特定用途宅地等に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成28年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第64条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成28年度分の固定資産税について附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける平成28年度類似特定用途宅地等 当該平成28年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成28年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

28の5 平成27年度から平成29年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る附則第23項から前項まで及び法附則第17条

の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ1の宅地等とみなす。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

29 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額については、法附則第19条に定めるところによる。

(市街化区域農地に対して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

30 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、同項に定めるところによる。

31 昭和47年度以降の各年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第2項各号に掲げる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、法第349条第2項から第6項までの規定を適用する場合には、当該各号に定めるところによる。

32 平成28年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第3項各号に掲げる事情がある土地（次項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、附則第19項又は第20項の規定にかかわらず、同条第3項に定めるところによる。

33 平成29年度に係る賦課期日において法附則第19条の2第4項各号に掲げる事情がある土地に対して課する固定資産税の課税標準は、附則第19項又は第20項の規定にかかわらず、同条第4項に定めるところによる。

34 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税の額は、附則第29項の規定にかかわらず、法附則第19条の3又は第19条の4に定めるところによる。

35から41まで 削除

(免税点の適用に関する特例)

42 附則第23項から第27項まで若しくは法附則第19条第1項若しくは第19条の4の規定の適用を受ける土地又は法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地（法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下この項において同じ。）に係る各年度分の固定資産税に限り、第73条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第23項から第27項までの規定の適用を受ける宅地等、法附則第19条第1項の規定の適用を受ける農地又は法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

43 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に
係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都
市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価
格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける宅地等
であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この項から附則第44項まで
において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産
税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適
用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅
地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額
（以下この項から附則第43項の3までにおいて「宅地等調整都市計画税額」という。）を超え
る場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

43の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の
宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分
の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度
分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3ま
での規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得
た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお
ける都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とす
る。

43の3 附則第43項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度
分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度
分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度
分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3ま
での規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た
額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における
都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第43項の規定にかかわらず、当該都市計画税額
とする。

43の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成
27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第43項の規定にかかわらず、

当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

44 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第43項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

45 附則第27項の規定は、附則第43項及び第43項の4の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、附則第27項中「附則第23項及び第25項」とあるのは「附則第43項及び第43項の4」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」と読み替えるものとする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

46 前項において読み替えられた附則第27項第1号から第3号までに掲げる宅地等で平成27年度から平成29年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもの（附則第46項の3の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の都市計画税については、法附則第17条第6号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の左欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

小規模住宅用地	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅用宅地等	非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等

46の2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 平成27年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の都市計画税について平成27年改正前の条例附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(2) 平成28年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成27年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成28年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成28年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(3) 平成29年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成28年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

46の3 附則第45項において読み替えられた附則第27項第2号に掲げる宅地等で平成27年度に係る賦課期日において附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成26年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成27年度類似用途変更宅地等」という。）、附則第27項第3号に掲げる宅地等で平成28年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成27年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成28年度類似用途変更宅地等」という。）又は附則第27項第4号に掲げる宅地等で平成29年度に係る賦課期日において同表の左欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成28年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の右欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成29年度類似用途変更宅地等」という。）に係る法附則第17条第7号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成27年度類似用途変更宅地等に係る平成27年度分の都市計画税にあつては第1号に掲げる額、平成28年度類似用途変更宅地等に係る平成28年度分の都市計画税にあつては第2号に掲げる額、平成29年度類似用途変更宅地等に係る平成29年度分の都市計画税にあつては第3号に掲げる額とする。

(1) 当該平成27年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成27年度類似用途変更宅地等が平成27年度に係る賦課期日において該当した附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に平成26年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第1号において「平成26年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦

課期日において区内に所在したものに係る平成26年度類似課税標準額の総額を当該平成26年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

(2) 当該平成28年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成28年度類似用途変更宅地等が平成28年度に係る賦課期日において該当した附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に平成27年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第2号において「平成27年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成27年度類似課税標準額の総額を当該平成27年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

(3) 当該平成29年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成29年度類似用途変更宅地等が平成29年度に係る賦課期日において該当した附則第46項の表の左欄に掲げる宅地等に平成28年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第3号において「平成28年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る平成28年度類似課税標準額の総額を当該平成28年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において区内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

46の4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成26年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成26年度類似特定用途宅地等以外の平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係る平成26年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成26年度分の都市計画税について平成27年改正前の条例附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成26年度類似特定用途宅地等 当該平成26年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成26年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成27年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成27年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3ま

での規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

(2) 平成27年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成27年度類似特定用途宅地等以外の平成27年度類似特定用途宅地等 当該平成27年度類似特定用途宅地等に係る平成27年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成27年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成27年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成27年度類似特定用途宅地等 当該平成27年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成27年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成28年改正前の地方税法第349条の3（第20項を除く。）又は平成28年改正前の地方税法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

(3) 平成28年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる平成28年度類似特定用途宅地等以外の平成28年度類似特定用途宅地等 当該平成28年度類似特定用途宅地等に係る平成28年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成28年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第136条の2の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

イ 平成28年度分の都市計画税について附則第43項から第45項までの規定の適用を受ける平成28年度類似特定用途宅地等 当該平成28年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成28年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

46の5 平成27年度から平成29年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分のうちいずれか2以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第43項から前項まで及び法附則第17条の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用宅地等である部分をそれぞれ1の宅地等とみなす。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

47 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額については、法附則第26条に定めるところによる。

48及び49 削除

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

50 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の都市計画税の額は、附則第47項の規定にかかわらず、法附則第27条又は第27条の2に定めるところによる。

51から56まで 削除

(市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となった場合における固定資産税及び都市計画税の減額)

57 当該年度に係る賦課期日の翌日からその年の末日までの間において法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となった場合における当該市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の減額については、法附則第29条の2に定めるところによる。

58 3輪以上の軽自動車(電気軽自動車(電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。)、天然ガス軽自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。次項第2号において同じ。)、メタノール軽自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール軽自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車(内燃機関を有する軽自動車であつて、電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該軽自動車(初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項から附則第61項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。)

(軽自動車税の税率の特例)

59 次に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第 2 号ア中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、「6,900円」とあるのは「1,800円」と、「10,800円」とあるのは「2,700円」と、「3,800円」とあるのは「1,000円」と、「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

(1) 電気軽自動車

(2) 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の 9 を超えないもので総務省令で定めるもの

60 次に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第 2 号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」と、「10,800円」とあるのは「5,400円」と、「3,800円」とあるのは「1,900円」と、「5,000円」とあるのは「2,500円」とする。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第 1 号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第 1 項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次号及び次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の 4 分の 1 を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において

適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

61 次に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第84条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」と、「10,800円」とあるのは「8,100円」と、「3,800円」とあるのは「2,900円」と、「5,000円」とあるのは「3,800円」とする。

(1) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの

62から78まで 削除

（特別土地保有税の課税の停止）

79 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第2章第6節（第4款を除く。）の規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

80 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第2章第6節（第4款を除く。）の規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。

81 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する第113条の21に規定する遊休土地（以下本項において「遊休土地」という。）に対しては、第2章第6節第4款の規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

（特別土地保有税の課税の特例）

81の2 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第113条の8の規定にかかわらず、同条第1項の

土地の取得価額又は修正取得価額（当該土地の同項の取得価額を、当該土地の取得の日の属する年の翌年の1月1日（当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日）から当該年度の初日の属する年の1月1日までの期間における地価の変動を勘案して政令で定めるところにより修正した額をいう。）のいずれか低い金額とする。この場合において、第113条の13第2項第1号中「取得価額」とあるのは、「取得価額（附則第81項の2に規定する修正取得価額が取得価額より低い土地にあっては、当該修正取得価額）」とする。

82 附則第23項から第26項までの規定の適用がある宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいうものとし、第64条の2又は法第349条の3若しくは法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第113条の11第1号及び第113条の24中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第23項から第26項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

83 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第113条の11第2号中「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。以下この号において同じ。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」とあるのは「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に2分の1を乗じて得た額」とする。

84 法附則第31条の3第3項の規定の適用を受ける土地又は当該土地の取得に対して課する特別土地保有税の税額の算定は、第113条の11の規定にかかわらず、法附則第31条の3第3項及び第4項に定めるところによる。

85から87まで 削除

88 第113条の15第1項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第2項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）、第113条の16第1項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第2項において準用する第113条の15第2項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）又は第113条の18の2第1項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第2項において準用する第113条の15第2項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該

延長された期間を含む。) (以下この項において「免除期間」という。) が定められている土地の所有者等 (第113条の3第1項に規定する土地の所有者等をいう。以下この項、次項、附則第92項の2、第92項の6及び第92項の8において同じ。) が、平成13年4月1日から免除期間の末日までの期間内に当該土地を譲渡した場合において、当該譲渡が非課税土地等予定地 (当該譲渡の日から2年を経過する日までの期間 (工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下この項及び附則第91項において「予定期間」という。) 内に、当該譲渡を受けた者 (以下この項及び次項において「譲受者」という。) が、当該土地を法第586条第2項各号に掲げる土地 (同項第25号に掲げる土地及び同項第28号に掲げる土地のうち法第348条第2項第1号、第7号又は第8号に掲げる土地に該当するものを除く。以下この項において「非課税土地」という。) として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について第113条の16第1項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める土地の譲渡 (以下この項において「特例譲渡」という。) をする予定であること又は当該土地を第113条の18第1項の規定に該当する土地 (以下この項において「免除土地」という。) として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市長の認定を受けた土地をいう。) のための譲渡に該当し、かつ、譲受者が、予定期間内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金 (免除期間に係るものに限る。附則第90項及び第91項において同じ。) に係る納税義務を免除する。

89 土地の所有者等は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、譲受者に対する土地の譲渡の日までに、市長に対して当該土地に係る特別土地保有税について同項の規定の適用を受けたい旨の申出をしなければならない。ただし、当該申出が遅延したことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合には、当該譲渡の日後に申出をすることができる。

90 市長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る第113条の15第3項又は第4項 (これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。) の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から附則第88項の認定をする日までの期間 (当該徴収の猶予の取消しの日から6月以内に同項の認定を求める旨の申請がないときは、当該徴収の猶予の取消しの日から6月を経過する日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。)、

当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（既に徴収したものを除く。）の徴収を猶予する。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

91 第113条の15第2項から第8項までの規定は、市長が附則第88項の認定をした場合における当該認定に係る予定期間の延長及び当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金の徴収の猶予並びに同項の規定により納税義務を免除した場合における当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第2項中「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第88項に規定する予定期間」と、「非課税土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合」とあるのは「附則第88項に規定する譲受者が、同項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、若しくは当該土地について同項に規定する特例譲渡をすることができないと認める場合又は同項に規定する譲受者が、当該土地を同項に規定する免除土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合（本項の規定により附則第88項に規定する予定期間が既に延長されている場合を除く。）」と、「相当の期間」とあるのは「相当の期間（当該土地を免除土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合にあつては、5年を超えない範囲内で市長が定める相当の期間）」と、同条第3項中「第1項の認定」とあるのは「附則第88項の認定」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「当該認定の日から同項に規定する予定期間の末日までの期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第4項中「第2項」とあり、及び「同項」とあるのは「附則第91項において読み替えて準用する第2項」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第88項に規定する予定期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第5項中「第1項の規定の適用がないこと」とあるのは「附則第88項の確認をすることができないこと」と、同条第6項中「第1項の規定の適用があることとなつた」とあるのは「附則第88項の規定により同項の土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（同項に規定する免除期間に係るものに限る。以下本項において同じ。）に係る納税義務を免除した」と読み替えるものとする。

92 附則第90項の規定又は前項において準用する第113条の15第3項若しくは第4項の規定により徴収を猶予した税額に係る第10条第1項第4号の規定の適用については、同号中「第113条

の15第3項若しくは第4項（これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。）、第113条の17第3項又は第113条の18第5項」とあるのは「附則第90項又は第91項において準用する第113条の15第3項若しくは第4項」とする。

92の2 第113条の15第1項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第2項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）、第113条の16第1項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第2項において準用する第113条の15第2項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）又は第113条の18の2第1項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第2項において準用する第113条の15第2項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）（以下この項、次項、附則第92項の6、第92項の7及び第92項の12において「免除期間」という。）が定められている土地の所有者等が、平成13年4月1日から免除期間の末日までの期間内に、当該免除期間に係る第113条の15第3項又は第4項（これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による徴収の猶予の理由の全部又は一部の変更の申出をし、かつ、当該申出に係る土地を法第586条第2項各号に掲げる土地（同項第25号に掲げる土地及び同項第28号に掲げる土地のうち法第348条第2項第1号、第7号又は第8号に掲げる土地に該当するものを除く。以下この項、附則第92項の6及び第92項の8において「非課税土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について第113条の16第1項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める土地の譲渡（以下この項、附則第92項の6及び第92項の8において「特例譲渡」という。）をする予定であること又は当該土地を第113条の18第1項の規定に該当する土地（以下この項、附則第92項の6及び第92項の8において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市長の認定を受け、当該認定の日から2年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下この項、附則第92項の4、第92項の6及び第92項の7において「予定期間」という。）内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（免除期間又は予定期間に係るものに限る。附則第92項の4において同じ。）に係る納税義務を免除する。

92の3 市長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る第113条の15第3項又は第4項の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から前項の認定をする日までの期間（当該徴収の猶予の取消しの日属する月の翌々月の末日までに同項の認定を求める旨の申請がないときは、当該徴収の猶予の取消しの日から同日属する月の翌々月の末日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。）、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（免除期間に係るものに限る、既に徴収したものを除く。）の徴収を猶予する。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

92の4 第113条の15第2項から第8項までの規定は、市長が附則第92項の2の認定をした場合における当該認定に係る予定期間の延長及び当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金の徴収の猶予並びに同項の規定により納税義務を免除した場合における当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第2項中「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第92項の2に規定する予定期間」と、「非課税土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合」とあるのは「附則第92項の2に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、若しくは当該土地について同項に規定する特例譲渡をすることができないと認める場合又は当該土地を同項に規定する免除土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合（本項の規定により附則第92項の2に規定する予定期間が既に延長されている場合を除く。）」と、「相当の期間」とあるのは「相当の期間（当該土地を免除土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合にあつては、5年を超えない範囲内で市長が定める相当の期間）」と、同条第3項中「第1項の認定」とあるのは「附則第92項の2の認定」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「当該認定の日から同項に規定する予定期間の末日までの期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第4項中「第2項」とあり、及び「同項」とあるのは「附則第92項の4において読み替えて準用する第2項」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第92項の2に規定する予定期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第5項中「第1項の規定の適用がないこと」とあるのは「附則第92項の2の確認をすることができないこと」と、同条第6項中「第1項の規定の適用があることとなつた」とあるのは「附則第92項の2の規定により同項

の土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（同項に規定する免除期間に係るものに限る。以下本項において同じ。）に係る納税義務を免除した」と読み替えるものとする。

92の5 附則第92項の3の規定又は前項において準用する第113条の15第3項若しくは第4項の規定により徴収を猶予した税額に係る第10条第1項第4号の規定の適用については、同号中「第113条の15第3項若しくは第4項（これらの規定を第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。）、第113条の17第3項又は第113条の18第5項」とあるのは「附則第92項の3又は第92項の4において準用する第113条の15第3項若しくは第4項」とする。

92の6 予定期間（附則第92項の4の規定により読み替えて準用する第113条の15第2項の規定により予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。）が定められている土地の所有者等が、平成17年4月1日から予定期間の末日までの期間内に、当該予定期間に係る附則第92項の4の規定により読み替えて準用する第113条の15第3項又は第4項の規定による徴収の猶予の理由の全部又は一部の変更の申出をし、かつ、当該申出に係る土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について特例譲渡をする予定であること又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市長の認定を受け、当該認定の日から2年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下この項及び附則第92項の8から第92項の10までにおいて「変更後予定期間」という。）内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（免除期間、予定期間又は変更後予定期間に係るものに限る。附則第92項の9において同じ。）に係る納税義務を免除する。

92の7 市長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る附則第92項の4の規定により読み替えて準用する第113条の15第3項又は第4項の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消の日から前項の認定をする日までの期間（当該徴収の猶予の取消の日の属する月の翌々月の末日までに同項の認定を求める旨の申請がないときは当該徴収の猶予の取消の日から同日の属する月の翌々月の末日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。）、当該土地に係る特別土

地保有税に係る徴収金（免除期間又は予定期間に係るものに限り、既に徴収したものを除く。）の徴収を猶予する。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

92の8 市長は、災害その他やむを得ない理由により変更後予定期間（この項の規定により変更後予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。）内に当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させ、当該土地について特例譲渡をし、又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合（この項の規定により免除土地として使用し、又は使用させることができないと認められることで変更後予定期間が既に延長されている場合を除く。）には、土地の所有者等からの申請に基づき市長が定める相当の期間（当該土地を免除土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合にあっては、5年を超えない範囲内で市長が定める相当の期間）を限って、変更後予定期間を延長することができる。

92の9 市長は、附則第92項の6の認定をした場合には、当該認定の日から変更後予定期間の末日までの期間を限って、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（既に徴収したものを除く。）の徴収を猶予する。この場合において、市長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

92の10 市長は、附則第92項の8の規定により変更後予定期間（同項の規定により変更後予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）を延長した場合には、当該延長された期間を限って、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（既に徴収したものを除く。）の徴収の猶予の期間を延長する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

92の11 市長は、前2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について附則第92項の6の確認をすることができないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る徴収金を納付しなければならない。

92の12 特別土地保有税に係る徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について附則第92項の6の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（免除期間に係るものに限る。）

を還付する。

92の13 市長は、前項の規定により特別土地保有税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

92の14 前2項の規定によつて特別土地保有税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、附則第92項の12の規定による還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日を第9条第1項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

92の15 市長は、平成17年4月1日以後において第113条の15第2項（第113条の16第2項及び第113条の18の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により第113条の15第1項に規定する納税義務の免除に係る期間（以下この項及び次項において「免除期間」という。）を延長する場合、附則第88項若しくは附則第92項の2の規定によりこれらの規定に規定する予定期間（以下この項及び次項において「予定期間」という。）を定める場合、附則第92項の6の規定により同項に規定する変更後予定期間（以下この項及び次項において「変更後予定期間」という。）を定める場合、附則第91項若しくは附則第92項の4において準用する第113条の15第2項の規定により予定期間を延長する場合又は附則第92項の8の規定により変更後予定期間を延長する場合においては、これらの規定にかかわらず、同日以後において延長し、又は定める期間の合計が10年を超えない範囲内で当該免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を定めなければならない。ただし、免除期間、予定期間又は変更後予定期間が定められている土地が土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係るもの又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行に係るものであり、かつ、当該土地区画整理事業又は市街地再開発事業の事業施行期間の終了の時が免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日において当該末日後に定められているときは、免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を当該事業施行期間の終了の時までとすることができる。

92の16 市長は、前項の規定により免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を定めた場合において、震災、風水害、火災その他の災害により免除期間、予定期間又は変更後予定期間内に当該土地を附則第88項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、当該土地について同項に規定する特例譲渡をし、又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、第113条の15第2項（第113条の16第2項、第113条の18の2第2項、附則第91項又は附則第92項の4において準用する場合を含む。）又は附則第92項の8の規定により、2年を超えない範囲内で1回

に限り、更に免除期間、予定期間又は変更後予定期間を延長することができる。

92の17 前2項の規定は、次に掲げる土地については、適用しない。

- (1) 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理法による土地区画整理事業又は都市再開発法による市街地再開発事業に係る土地
- (2) 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業に係る土地

92の18 平成17年4月1日以後における第113条の16第1項第1号エに掲げる土地の譲渡で政令で定めるものに係る同条の規定の適用については、同項中「当該土地の譲渡をし」とあるのは「当該土地の譲渡をするための公募をし」と、「当該土地の譲渡があつたこと」とあるのは「当該土地の譲渡をするための公募があつたこと」とする。

93 法附則第31条の4第1項の条例で定める区域は、本市の全部の区域とする。

94から99まで 削除

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

100 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第31条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第25条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

101 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

102 前項の規定の適用がある場合における第35条の6第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第101項」とする。

(個人の市民税の均等割の税率の特例)

102の2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第30条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

103 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額（法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この項から附則第105項までにおいて同じ。）がある場合には、当該居

住用財産の譲渡損失の金額については、第53条の16第1項後段及び第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該住用財産の譲渡損失の金額以外の住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

104 前項の規定は、当該住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

105 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産（法附則第4条第1項第1号に規定する買換資産をいう。附則第107項の2及び第107項の3において同じ。）に係る住宅借入金等（法附則第4条第1項第3号に規定する住宅借入金等をいう。附則第107項の2において同じ。）の金額を有する場合において、住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された附則第107項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、第53条の16第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、第53条の17第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の所得割については、この限りでない。

106 所得割の納税義務者の前年前3年間に生じた第31条第6項に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち特定純損失の金額（適用期間（法附則第4条第1項第1号に規定する適用期間をいう。）内に行つた譲渡資産（同号に規定する

譲渡資産をいう。)の特定譲渡(同号に規定する特定譲渡をいう。附則第107項の2において同じ。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)がある場合における第31条第6項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは「控除されたもの及び附則第106項に規定する特定純損失の金額」とする。

107 附則第105項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第37条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第105項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところによつて附則第105項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

(2) 第38条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は附則第107項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は附則第107項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項」とする。

107の2 附則第103項の規定の適用を受けた者は、特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに買換資産の取得(法附則第4条第1項第1号に規定する取得をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の12月31日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日から4月を経過する日までに総務省令で定めるところにより、その旨を市長に申告しなければならない。

107の3 附則第105項の規定の適用を受けた者は、当該適用に係る買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに、当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、同日から4月を経過する日までに、総務省令で定めるところにより、その旨を市長に申告しなければならない。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

107の4 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計

算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額（法附則第4条の2第1項に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この項から附則第107項の6までにおいて同じ。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、第53条の16第1項後段の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

107の5 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

107の6 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された附則第107項の8第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、第53条の16第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、第53条の17第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が30,000,000円を超える年度分の所得割については、この限りでない。

107の7 所得割の納税義務者の前年前3年間に於いて生じた第31条第6項に規定する純損失の金額（以下この項において「純損失の金額」という。）のうち特定純損失の金額（適用期間（法附則第4条の2第1項第1号に規定する適用期間をいう。）内に行つた譲渡資産（同号に規定する譲渡資産をいう。）の特定譲渡（同号に規定する特定譲渡をいう。）による譲渡所得の

金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)がある場合における第31条第6項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは「控除されたもの及び附則第107項の7に規定する特定純損失の金額」とする。

107の8 附則第107項の6の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第37条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第107項の6に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3月15日までに第1項の申告書」とあるのは「3月15日までに、第1項の申告書又は総務省令の定めるところによつて附則第107項の6に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

(2) 第38条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は附則第107項の8第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第3項まで又は附則第107項の8第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

108 阪神・淡路大震災により第32条第1項第1号に規定する資産について受けた損失の金額(阪神・淡路大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。)については、所得割の納税義務者の選択により、平成6年において生じた同号に規定する損失の金額として、第31条第7項及び第32条第1項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度以後の年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

109 前項の規定は、平成7年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第38条第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認

める場合を含む。)に限り、適用する。

110及び111 削除

(法人の市民税の課税標準等の特例)

112 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成4年法律第14号）附則第20条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第42条の7第6項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第26条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第42条の7第16項において準用する租税特別措置法第42条の7第6項、所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第92条若しくは第95条第2項の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の8第6項若しくは第7項若しくは第42条の11第6項若しくは第7項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第106条の規定によりその例によることとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第11項若しくは第12項、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第89条、第90条第6項、第91条若しくは第92条の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項若しくは第7項、第42条の7第6項若しくは第7項、第42条の10第6項若しくは第7項若しくは第42条の11第6項若しくは第7項、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第77条の規定によりなお効力を有することとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第5項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この項において「平成23年所得税法等改正法」という。）附則第55条の規定によりなお効力を有することとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の5第5項若しくは平成23年所得税法等改正法附則第58条の規定によりその例によることとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の7第7項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条の規定によりなお効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第5項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第14条第2項及び第3項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条第1項若しくは第63条の2第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第62条の3第1項若しくは第8項、第63条第1項若しくは第63条の2第1項若し

くは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年租税特別措置法改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりその例によることとされる平成10年租税特別措置法改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項若しくは平成10年租税特別措置法改正法附則第20条第4項の規定によりなお効力を有することとされる平成10年租税特別措置法改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第73条第1項の規定によりその例によることとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項の規定により加算された金額がある場合における第53条第1項、第5項、第8項及び第11項の規定の適用については、これらの規定中「又は第63条第1項の規定により加算された金額」とあるのは「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条第1項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第62条の3第1項又は第8項を含む。）、第63条第1項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第14条第2項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条第1項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条第2項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条第1項を含む。）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第92条若しくは第95条第2項の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の8第6項若しくは第7項若しくは第42条の11第6項若しくは第7項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第106条の規定によりその例によることとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第11項若しくは第12項、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第89条、第90条第6項、第91条若しくは第92条の規定によりその例によることとされる同法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項若しくは第7項、第42条の7第6項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成4年法律第14号）附則第20条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第42条の7第6項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第26条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第42条の7第16項において準用する場合を含む。）若しくは第7項、第42条の10第6項若しくは第7項若しくは第42条の11第6項若しくは第7項、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第77条の規定によりなお効力を有することとされる同法第18条の規定による改正前の租税

特別措置法第42条の11第5項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この項において「平成23年所得税法等改正法」という。）附則第55条の規定によりなお効力を有することとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の5第5項若しくは平成23年所得税法等改正法附則第58条の規定によりその例によることとされる平成23年所得税法等改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の7第7項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条の規定によりなお効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第5項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第14条第3項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成8年法律第17号）附則第15条第3項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下この項において「平成10年租税特別措置法改正法」という。）附則第20条第3項の規定によりその例によることとされる平成10年租税特別措置法改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項若しくは平成10年租税特別措置法改正法附則第20条第4項の規定によりなお効力を有することとされる平成10年租税特別措置法改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第1項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第73条第1項の規定によりその例によることとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の4第11項の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額に限る。）とする。

112の2 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第2条の規定による改正前の法人税法第70条又は第81条の16に規定する更正に係る法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて、市長が第53条の4の5第1項又は第3項の規定によつて更正をした場合における第53条の4及び第53条の4の4第1項から第5項までの規定の適用については、同条第1項中「法人税法第135条第1項又は第5項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第2条の規定による改正前の法人税法第70条又は第81条の16」とする。

113 削除

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

114 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項から附則第116項まで、附則第119項及び第120項において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項、附則第116項及び第119項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（附則第116項及び第119項においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、法第294条第6項、法第296条第1項第2号及び第2項並びに第45条第5項第1号の規定を適用する。

115 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第40条第1項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号及び第26号並びに第7項並びに法附則第15条第22項の規定を適用する。

116 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、法第294条第7項、法第701条の34第2項、第30条の2第1項及び第2項第4号並びに第52条第5項の規定を適用する。

117及び118 削除

119 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第30条の2第1項の規定を適用する。

120 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第30条の2第1項の規定を適用する。

121 削除

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

122 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により第32条第1項第1号に規定する資産につ

いて受けた損失の金額（東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるもの（以下この項において「災害関連支出」という。）の金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項及び附則第124項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項において「損失対象金額」という。）について、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた同号に規定する損失の金額として、第31条第7項及び第32条第1項の規定を適用する。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

123 前項の規定は、平成23年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

123の2 所得割の納税義務者又は第32条第1項第1号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までにすることができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号アに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

(1) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

(2) 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額とし

て政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。)

(3) 当該資産の損失又はその価値の減少を防止するための支出

(東日本大震災に係る雑損失の繰越控除の特例)

124 所得割の納税義務者が特定雑損失金額（第31条第7項に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るものをいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る第31条の規定の適用については、同条第7項中「金額をいい、」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額（附則第124項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（）」と、「又は同条第1項」とあるのは「又は第32条第1項」と、「除く。）は」とあるのは「除く。）及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた特定雑損失金額（この項又は第32条第1項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は」とする。

(東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例)

125 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（平成23年分の所得税につき青色申告書（所得税法第2条第1項第40号に規定する青色申告書をいう。）を提出している者に限る。）が平成23年純損失金額（その者の平成23年において生じた第31条第6項の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災純損失金額（震災特例法第7条第4項第3号に規定する被災純損失金額をいい、同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成23年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る第31条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で平成23年純損失金額（附則第125項に規定する平成23年純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（附則第125項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、「を除く。）」とあるのは「を除く。）並びに当該納税義務者の前年前5年間ににおいて生じた平成23年純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。））」と、同条第7項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。））」とする。

(1) 事業資産震災損失額（震災特例法第7条第4項第4号に規定する事業資産震災損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（土地及び土地の上に存する権利以外の震災特例法第6条第2項に規定する固定資産等をいう。次号において同じ。）でその者の営む

事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が10分の1以上であること

- (2) 不動産等震災損失額（震災特例法第7条第4項第5号に規定する不動産等震災損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が10分の1以上であること

126 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が平成23年特定純損失金額（震災特例法第7条第4項第6号に規定する平成23年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災純損失金額（同条第4項第3号に規定する被災純損失金額をいい、平成23年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成23年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る第31条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（附則第126項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第7項中「純損失の金額（同項）」とあるのは「純損失の金額で平成23年特定純損失金額（附則第126項に規定する平成23年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（前項）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年前5年内において生じた平成23年特定純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）及び被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

126の2 所得割の納税義務者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（震災特例法第7条第4項第3号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る第31条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（附則第126項の2に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第7項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

127 その有する事業用資産（震災特例法第7条第7項に規定する事業用資産をいう。以下この

項において同じ。)が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第31条第8項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第7項の規定を適用する。

- (1) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
- (2) 当該事業用資産の原状回復のための修繕費
- (3) 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

127の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、第35条の2、第53条の16の2又は第53条の16の4の規定を適用する。

第35条の2第1項第2号イ	第31条の3	第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
第53条の16の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

第53条の16の4 第1項	租税特別措置法第31 条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適 用される租税特別措置法第31条の3第1項
------------------	----------------------	-----------------------------------------------------------------------------

127の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた第35条の2、第53条の16の2又は第53条の16の4の規定を適用する。

127の4 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第37条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

127の5 附則第103項の規定の適用を受ける所得割の納税義務者（平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市長の承認を受けたと

き（震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第103項から第107項の3までの規定を適用する。

127の6 第53条の16の2第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成23年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を第53条の16の2第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

128 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条の2第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
第35条の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
第35条の2第1項第3号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法

第35条の2の2 第1項	租税特別措置法第41条又は第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
第35条の2の2 第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第12項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
第35条の2の2 第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法
第35条の2の2 第2項第2号	租税特別措置法第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2

128の2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における第35条の2及び第35条の2の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第4項の規定は、適用しない。

第35条の2第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで
--------------	---------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
第35条の2の2 第1項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第6項まで

128の3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成31年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される第35条の2の2第1項中「100分の3」とあるのは「100分の4.2」と、「58,500円」とあるのは「81,900円」とする。

（東日本大震災に係る法人の市民税の繰越控除の特例）

129 第53条第8項（第3号を除く。）及び第9項から第13項までの規定は、震災特例法第15条及び第23条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第53条第8項中「開始した事業年度又は」とあるのは「開始した事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。）

又は」と、「開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「開始した事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。）において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第80条又は第144条の13」とあるのは「同条」と、同項第1号中「法人税法第80条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条」と、同項第2号中「法人税法第144条の13」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条」と、「同法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第141条第1号イ」と、同条第9項中「開始した事業年度（）」とあるのは「開始した事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「法人税法第80条又は第144条の13」とあり、及び「同法第80条又は第144条の13」とあるのは「同条」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」と、同項第2号中「金額のうち、法人税法第144条の13（第1項第1号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたもの」とあるのは「金額）」と、「みなし、同法第144条の13（第1項第2号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「とみなす」と、同条第11項中「開始した連結事業年度」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第81条の18第1項第4号に掲げる」とあるのは「同条の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられる」と、同条第12項中「開始した連結事業年度（）」とあるのは「開始した連結事業年度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と読み替えるものとする。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

130 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの(以下この項において「被災住宅用地」という。)の所有者(当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地を取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得された土地のうち被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定(第61条の2及び第64条の2第2項各号の規定を除く。)を適用する。この場合において、同条第2項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは「附則第130項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

131 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が平成23年3月11日以後において2回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年の1月1日(当該家屋が取得され、又は改築された日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(第72条から第72条の2の7までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。)のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家

屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

132 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額（法第349条の3又は法附則第15条（第29項を除く。）から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の2分の1の額）とする。

133 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下この項及び附則第139項において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第139項第1号において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたもの（以下この項において「対象区域内住宅用地」という。）の同日における所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、同日か

ら当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市長が認める土地を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得された土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この条例の規定（第61条の2及び第64条の2第2項各号の規定を除く。）を適用する。この場合において、同条第2項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは「附則第133項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

134 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の1月1日（当該家屋が取得された日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（第72条から第72条の2の7までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

135 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた

償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成28年4月1日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市長（法第389条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は大阪府知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）した場合における当該取得された償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得された償却資産が共有物である場合にあっては、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の2の規定にかかわらず、当該償却資産が取得された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額（法第349条の3又は法附則第15条（第29項を除く。）から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の2分の1の額）とする。

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税等）

136 東日本大震災により滅失し、又は損壊した法第113条第1項の自動車（以下この項において「被災自動車」という。）の所有者（法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車に代わるものと市長が認める軽自動車（2輪のものを除く。以下この項、附則第139項及び第140項において同じ。）を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分

137 原動機付自転車、軽自動車（2輪のものに限る。）及び2輪の小型自動車（以下この項、附則第141項及び第142項において「2輪自動車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災2輪自動車等」という。）の所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災2輪自動車等に代わるものと市長が認める2輪自動車等を前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された2輪自動車等に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

138 小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災小型特殊自動車」という。）の所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市長が認める小型特殊自動車を附則第136項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

139 次の各号に掲げる自動車で法附則第52条第2項に規定する政令で定めるもの（以下この項、次項及び附則第148項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市長が認める軽自動車を附則第136項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1) 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた法第113条第1項の自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

(2) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた法第113条第1項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車 当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し又は同条第11項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの

(3) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた法第113条第1項の自動車
で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したもの
又は同日から9月以内に解体したもの

140 自動車持出困難区域内の法第113条第1項の自動車（以下この項及び附則第148項において「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第114条第1項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「他の軽自動車」という。）を附則第136項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の軽自動車を取得した後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市長が認めるときは、当該他の軽自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

141 次の各号に掲げる2輪自動車等で政令で定めるもの（以下この項、次項及び附則第148項において「対象区域内用途廃止等2輪自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等2輪自動車等に代わるものと市長が認める2輪自動車等を附則第136項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された2輪自動車等に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

(1) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

(2) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、同日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの

(3) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、同日から

2月以内に用途を廃止し又は解体したもの

142 自動車持出困難区域内の2輪自動車等（以下この項及び附則第148項において「対象区域内2輪自動車等」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内2輪自動車等以外の2輪自動車等（以下この項において「他の2輪自動車等」という。）を附則第136項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の2輪自動車等を取得した後に、対象区域内2輪自動車等が対象区域内用途廃止等2輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の2輪自動車等を対象区域内用途廃止等2輪自動車等に代わるものと市長が認めるときは、当該他の2輪自動車等に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

143 次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの（以下この項、次項及び附則第148項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市長が認める小型特殊自動車を附則第136項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第81条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課さない。

- (1) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- (2) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの
- (3) 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの

144 自動車持出困難区域内の小型特殊自動車（以下この項及び附則第148項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第442条の2第2項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）を附則第136項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該

他の小型特殊自動車を取得した後に、対象区域内小型特殊自動車の対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

145 軽自動車税に係る徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税について附則第140項、第142項又は前項の規定の適用があることとなつたときは、これらの規定の政令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

146 前項の規定により軽自動車税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

147 前2項の規定によつて軽自動車税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、附則第145項の規定による還付の申請があつた日から起算して10日を経過した日を第9条第1項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

148 対象区域内自動車（軽自動車に限る。）、対象区域内2輪自動車等又は対象区域内小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内軽自動車等」という。）が、対象区域内用途廃止等自動車、対象区域内用途廃止等2輪自動車等又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内軽自動車等は、第81条の規定の適用については、当該対象区域内軽自動車等に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後軽自動車等（同条第1項に規定する軽自動車等をいう。）でなかつたものとみなす。